

企業財産包括保険 の約款

企業財産包括保険普通保険約款 特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**企業財産包括保険**をご契約いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりしましたので、**企業財産包括保険の約款**ともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

目 次

① 企業財産包括保険 普通保険約款の目次

(1) 用語の説明

【用語の定義】 1

(2) 基本的な補償

第1章 財産補償条項 10

第2章 休業補償条項 24

第3章 基本条項 36

第1節 契約手続および保険契約者等の義務 36

第2節 保険料の払込み 37

第3節 事故発生時等の手続 40

第4節 保険金請求手続 42

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除 45

第6節 保険料の返還、追加または変更 50

第7節 その他事項 54

② 企業財産包括保険 特約の目次（保険証券に記載のある特約（*）が適用されます。）

1. ご契約全体に関する特約

特約名	記載ページ
ご契約に関する特約	
重大事由解除変更特約	62
保険料支払手段に関する特約	62
共同保険に関する特約	63
その他	
災害通知および事故管理特約	64

2. 財産補償条項の特約

特約名	記載ページ
引受方式に関する特約	
包括・精算に関する特約（期末精算方式）	64
包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）	73
商品・製品等に関する特約	81
補償の範囲を追加、拡大、縮小する特約	
電氣的・機械的事故「ユーティリティ設備限定方式」特約（財産条項用）	84
地震危険補償特約（企業財産包括保険用）	86
地震危険補償特約（縮小支払方式・企業財産包括保険用）	91
風災および雹災危険補償特約	96
風災危険補償特約	99
雪災危険補償特約	102
業務用通貨等・預貯金証書・高額貴金属等盗難補償特約	104
冷凍・冷蔵物損害補償特約	107
管理車両衝突危険等補償特約（財産条項用）	107
借家人賠償責任・修理費用補償特約（限定補償）	108
借家人賠償責任・修理費用補償特約（オールリスク）	116

特約名	記載ページ
借家人賠償責任補償特約（限定補償・修理費用不担保）	125
借家人賠償責任補償特約（オールリスク・修理費用不担保）	131
借家人賠償責任補償包括契約に関する特約	138
保険料不精算特約（借家賠包括用）	140
電車損害補償特約	140
トランクルーム拡張危険補償特約	141
代位求償権不行使特約（財産条項用・対象物件記名式）	142
テロ危険不担保特約（財産条項用）	143
サイバー攻撃による事故の補償限定特約（財産条項用）	143
費用保険金に関する特約	
安定化処置費用補償特約（財産条項用）	144
臨時費用補償特約	146
残存物取片づけ費用不担保特約	146
修理付帯費用不担保特約	147
損害拡大防止費用不担保特約	147
失火見舞費用不担保特約	147
地震火災費用不担保特約	147
契約方式に関する特約	
火災通知特約	147
火災通知・自動補償特約	153
倉庫特約	154
森林火災特約	166
その他	
長期契約に関する特約	170

3. 休業補償条項の特約

特約名	記載ページ
引受方式に関する特約	
損失および営業継続費用の自動補償に関する特約	174
補償の種類に関する特約	
営業継続費用不担保特約	174
補償の範囲を追加、拡大、縮小する特約	
電氣的・機械的事故「ユーティリティ設備限定方式」特約（休業条項用）	174
代位求償権不行使特約（休業条項用・不行使先記名式）	178
保険金支払対象期間の終期に関する特約	178
敷地外物件補償特約（水災不担保）	179
敷地外物件補償特約（水災補償）	182
食中毒利益補償特約	185
管理車両衝突危険等補償特約（休業条項用）	188
テロ危険不担保特約（休業条項用）	188
サイバー攻撃による事故の補償限定特約（休業条項用）	189
費用保険金に関する特約	
安定化処置費用補償特約（休業条項用）	190

(*)「保険料支払手段に関する特約」は、保険証券には記載されません。本特約は、保険契約者が、弊社が指定する電子的な決済手段により保険料を払い込む場合に適用されます。

企業財産包括保険 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義	【用語の定義】・基本条項	財産補償条項	休業補償条項
ア	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。			○
	一般物件	一般物件とは、工場物件、倉庫物件および住宅物件のいずれにも該当しない物件をいいます。		○	○
	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(*1)をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定するものは追加費用(*1)に含まれません。 (1) 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 (2) 休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために同期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、追加費用に含めるものとします。 (3) 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価額に相当する部分 (4) 次の①から③までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額 ① この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(3) ②に規定する修理付帯費用保険金 ② 財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（3）③に規定する損害拡大防止費用保険金 ③ 休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する損害保険金のうち収益減少防止費用として支払われる額(*2) (*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。 (*2) 収益減少防止費用として支払われる額とは、損害保険金の額を喪失利益の額および収益減少防止費用の額で比例配分して算出した額とします。	○	○	
	営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかのうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。	○		○
	営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。	○		
	営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。	○		

	用語	定義	【用語の定義】基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。	○	○	○
カ	仮工事の目的物	本工事の目的物に付随する仮工事の目的物をいいます。ただし、仮工事とは次の（１）から（１５）までに掲げる工事をいいます。 （１）支保工 （２）型枠工 （３）支持枠工 （４）足場工 （５）仮橋 （６）仮栈橋 （７）土留工 （８）締切工 （９）路面覆工 （１０）防護工 （１１）工事用道路 （１２）工事用軌道 （１３）仮護岸 （１４）仮排水路 （１５）土取場・土捨て場		○	○
	機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。		○	○
	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。	○		
	掘削機械	ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械（＊１）をいいます。 （＊１）機械には、機械に付属する部品を含みます。		○	○
	経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。	○		○
	契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。	○		
	原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める原動機付自転車をいいます。	○	○	
	高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、１個または１組の価額が 30 万円を超えるものをいいます。	○	○	○

	用語	定義	【用語の定義】・基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。	○	○	○
	工事前仮設建物	工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舍、倉庫等の建物をいいます。ただし、工事期間外においても恒久的に使用される建物は含みません。		○	○
	工事前仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。		○	○
	工場物件	次の(1)、(2)または(3)の工場敷地内(*1)に所在する物をいいます。 (1) (2) および (3) 以外のもので次の①、②または③のいずれかに該当する工業上の作業(*2) (*3)を行う工場 ① 工業上の作業(*2) (*3)に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業(*2) (*3)に使用する電力(*4)の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員(*5)が常時50人以上のもの (2) 熱供給事業者(*6)が事業用として占有する熱発生所 (3) 次の①、②または③のいずれかに該当する電力施設 ① 電気事業者(*7)または鉄道事業者(*8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 ② 自らの工業上の作業(*2) (*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ③ 自らの工業上の作業(*2) (*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの (*1) 工場敷地内とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、工業上の作業(*2) (*3)を行う建物または屋外設備装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 (*2) 工業上の作業とは次のものをいいます。 ア. 製造または加工作業 イ. 機械、器具類の修理または改造作業 ウ. 廃棄物の再資源化作業(*9) エ. その他次の作業 (ア) 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業 (イ) 熱供給事業者(*6)が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業 (ウ) 電気事業者(*7)または鉄道事業者(*8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業	○	○	

	用語	定義	【用語の定義】・基本条項	財産補償条項	休業補償条項
		(工) 電気事業者(*7) および鉄道事業者(*8) 以外の者が、自らのア.、イ.、ウ. またはエ. の(ア)、(イ) もしくは下記(オ)の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業 (オ) (ア) から(工) まで以外の作業のうち、次の作業 - 動物のと畜または解体作業 - 蚕種の製造作業 - 農産物のうち、豆または種子を選別する作業 - 洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業 - ガス充てん業者が行うガスの充てん作業 - 梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業 - 石油精製工場敷地外に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業 (*3) 工業上の作業には、次の作業は含まれません。 ア. 研究または実験のための作業 イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業 ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業 (*4) 工業上の作業に使用する電力とは、電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解その他の熱源等に使用する電力をいい、動力用の電力を含みません。 (*5) 作業人員の計算は次のとおりとします。 ア. 交替制(2交替、3交替)により作業を行う場合は、1労働日(24時間)を通じ最も多い時の人員によります。 イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。 (*6) 熱供給事業者とは、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に規定する熱供給事業者をいいます。 (*7) 電気事業者とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する電気事業者をいいます。 (*8) 鉄道事業者とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事業者をいいます。 (*9) 廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する「廃棄物」ならびに資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に規定する「使用済物品等」および「副産物」のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。	○ ○		
	告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたものの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害、損失または営業継続費用が発生する可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。	○		
サ	再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	○	○	

	用語	定義	【用語の定義】基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。		○	○
	時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*1)を差し引いて算出した額をいいます。 (*1) 財産補償条項別表2記載の額を限度とします。	○	○	
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○	○	○
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。	○		
	車両	自動車、原動機付自転車、軽車両(*1)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 (*1) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらず運転する車(*2)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*3)以外のものをいいます。 (*2) そりおよび牛馬を含みます。 (*3) 車いすを含みます。		○	○
	収益減少額	標準営業収益から保険金支払対象期間内の営業収益を差し引いた額をいいます。			○
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、保険金支払対象期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額とします(*1)。ただし、次の(1)または(2)の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を控除します。 (1) この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(この条項の補償内容)(3)②に規定する修理付帯費用保険金 (2) この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(この条項の補償内容)(3)③に規定する損害拡大防止費用保険金 (*1) 保険金支払対象期間内に効果が生じた場合に限りです。	○		○

	用語	定義	【用語の定義】基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	住宅物件	工場敷地内以外の敷地内に所在する次に規定する物をいいます。ただし、(1) に該当する建物に家財以外の動産が収容される場合は、その建物ならびにその建物の (2) および (3) に規定する物は住宅物件に該当せず、(2) および (3) に規定する物のいずれかまたはすべてに家財以外の動産が収容される場合は、それらが付属していた (1) に規定する建物ならびにその建物の (2) および (3) は住宅物件に該当しません。 (1) 居住の用のみに供する建物 (2) (1) に規定する建物の門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備装置 (3) (1) に規定する建物の物置、車庫その他の付属建物	○		
	重要書類・金型等	稿本、雛形、版、金型、鋳型、木型、紙型、模型、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物をいいます。		○	
	修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故発生直前の状態 (*1) に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故発生直前と同一の状態をいいます。		○	
	乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。	○		
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。	○	○	○
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。	○		
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。	○		
	親族	6親等内の血族、配偶者 (*1) または 3親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。	○	○	○
	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。		○	○
	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。	○		

	用語	定義	【用語の定義】・基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	倉庫物件	倉庫業者が管理する保管貨物または倉庫業者が占有する次のいずれかに該当する物をいいます。 (1) 倉庫建物 (2) 保管用屋外タンク (3) サイロ (4) 倉庫建物内の保管貨物以外の動産	○		
	喪失利益	休業補償条項の損害保険金が支払われる事故が生じた結果、営業が休止し、または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故による損害がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。	○		○
	損害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 (1) ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 (2) 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) または休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 (3) 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) または休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合	○	○	○
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。	○	○	○
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。	○		
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。	○		
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。	○	○	○
	通貨・預貯金証書等	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物をいいます。		○	

	用語	定義	【用語の定義】基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	電氣的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って発生した事故をいいます。		○	○
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。	○		
	同居	同一家屋（*1）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 （*1）建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。	○	○	○
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	○	○	○
八	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。	○	○	○
	標準営業収益	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の営業収益をいいます。	○		○
	復旧期間	事故が発生した時に始まり、損害を受けた保険の対象が復旧された時（*1）に終わります。営業継続費用保険金の支払においては、保険金支払の対象となる期間であり、12か月を超えないものとします。 （*1）その保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。	○		
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。		○	○
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。	○	○	
	保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（2）に規定する損失および休業補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象ごとに、それぞれ休業補償条項別表に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。	○		○
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類（*1）をいいます。 （*1）電子媒体によるものを含みます。	○		

	用語	定義	【用語の定義】基本条項	財産補償条項	休業補償条項
	保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合は保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合は保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合は保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合は、保険証券の記載によります。	○		
	保険の対象の価額	保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の再取得価額をいい、保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の時価額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石しくは宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額（*1）をいいます。 （*1）再作成または再取得するのに要する額とは、再作成に要する金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。	○	○	
マ	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。	○		
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。	○		
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。	○	○	○
ヤ	ユーティリティ事業者	次のいずれかに該当する事業者で、被保険者以外の者をいいます。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 (4) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者			○
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。	○	○	
ラ	利益率	最近の会計年度（*1）において、次の算式により算出した割合 $\text{利益率} = (\text{営業利益} + \text{経常費}) / \text{営業収益}$ ただし、最近の会計年度中に営業損失（*2）が生じた場合は、次の算式により算出した割合 $\text{利益率} = (\text{経常費} - \text{営業損失}) / \text{営業収益}$ （*1）1年間とします。 （*2）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。			○

第1章 財産補償条項

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた（2）に規定する損害に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

①	ア. 火災 イ. 落雷 ウ. 破裂または爆発
②	ア. 風災 イ. 雹災 ウ. 雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	ア. 電気的事故 イ. 機械的事故
⑩	その他偶然な破損事故等

(2) (1) に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害(*4)をいいます。ただし、別表1のいずれかに該当する物について生じた損害(*4)を除きます。また、建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*5)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために生じた損害(*4)に限ります。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*6)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは⑧の損害または給排水設備(*6)自体に生じた損害を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。

⑤	車両または航空機の衝突等による損害	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*8)について生じた損害をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*9)または第2条（保険の対象）(2) ④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*10)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*11)の損害をいいます。
⑧	水災による損害	ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*10)、落石等の水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。 イ. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*10)、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときをいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については建物(*9)ごとに、屋外設備装置または屋外設備装置内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については屋外設備装置(*12)ごとに、建物内および屋外設備装置内に収容されていない設備・什器等または商品・製品等については保険の対象ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条（2）①から⑥までに規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 （ア）建物が保険の対象である場合は、損害の状況が次のいずれかに該当するとき。 a. 保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じたとき。 b. 保険の対象である建物が床上浸水(*13)または地盤面(*14)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に保険価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。

		c. a. およびb. に該当しないときで、保険の対象である建物が、床上浸水(*13)または地盤面(*14)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。 (イ) 建物内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水(*13)または地盤面(*14)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。 (ウ) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、保険の対象である屋外設備装置に、屋外設備装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する屋外設備装置に、建物内および屋外設備装置内に収容されていない設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に保険価額の30%以上の損害が生じたとき。
⑨	電気的事故または機械的事故による損害	電気的事故または機械的事故(*15)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損害	不測かつ突発的な事故(*16)によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(3) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）（2）に規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	残存物取片づけ費用保険金
②	修理付帯費用保険金
③	損害拡大防止費用保険金
④	請求権の保全・行使手続費用保険金

(4) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）（3）または（4）に規定する費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	地震火災費用保険金

- (*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (*5) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*6) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (*7) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (*8) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
- (*9) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物または保険の

- 対象である設備・じきう器具等が付属する建物をいいます。
- (＊10) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (＊11) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (＊12) 屋外設備装置とは、保険の対象が設備・じきう器具等または商品・製品等である場合は、これらを収容する屋外設備装置をいいます。
- (＊13) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(＊17)を超える浸水をいいます。
- (＊14) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
- (＊15) 電氣的事故または機械的事故には、(1) ①から⑧までに規定する事故は含まれません。
- (＊16) 不測かつ突発的な事故には、(1) ①から⑨までに規定する事故は含まれません。
- (＊17) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第2条（保険の対象）

- (1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	保険証券記載の建物
②	保険証券記載の屋外設備装置
③	保険証券記載の設備・ じきう 器具等
④	保険証券記載の商品・製品等

- (2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、建物の被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(＊1)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

- (3) 建物と建物内に収容されている設備・じきう器具等の所有者が異なる場合において、その設備・じきう器具等が保険の対象であるときは、(2) ①から③までに規定する物のうち設備・じきう器具等の被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・じきう器具等に含まれます。

- (4) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

- (5) 下表の物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①	自動車(＊2)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物ならびにこれらに取り付けられた設備および装置
③	重要書類・金型等
④	通貨・預貯金証書等
⑤	高額貴金属等

- (6) 下表のものは、(5) の規定にかかわらず、保険の対象に含まれません。

①	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
②	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
③	仮工事の目的物、工事中用仮設備、工事中用仮建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中用材料または工事中用仮設材
④	動物、植物等の生物(*3)
⑤	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑥	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑦	仮修理またはその他の応急措置により運転または使用する機械設備

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) 自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。

(*3) (2) ④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

第3条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア．保険契約者(*1) イ．被保険者(*1) ウ．ア．またはイ．の代理人 エ．ア．またはイ．の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*4)が破損したために生じた吹き込み等損害(*5)を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ア．被保険者 イ．被保険者側に属する者
⑤	第1条（1）①から⑥までもしくは（1）⑧から⑩までに規定する事故または第4条（2）②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象または通貨・預貯金証書等の紛失または盗難によって生じた損害
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、保険の対象が一般物件に該当する冷凍・冷蔵物である場合において、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化のときは、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*6)またはこれらに収容される動産の盗難によって生じた損害
⑨	掘削機械の盗難によって生じた損害
⑩	通貨・預貯金証書等の盗難によって生じた損害
⑪	高額貴金属等の盗難によって生じた損害
⑫	万引き(*7)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*7)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*7)のために建物、屋外設備装置または設備・什器等に破損が生じた場合
⑬	次のいずれかに該当する損害 ア. 保険証券に、建物内に収容されている設備・什器等または商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載のその建物内に収容されていないときに生じた事故による損害 イ. 保険証券に、屋外設備装置または建物内に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しないときまたは建物内に収容されているときに生じた事故による損害
⑭	保険の対象である車両(*8)について、車両(*8)の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落または架線障害によって生じた損害
⑮	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア. またはイ. の使用人
⑯	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。ただし、第1条(1)③の事故が生じた場合は、ア. の規定は適用しません。 ア. 自然の消耗または劣化(*9) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*10)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑰	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*11)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑱	屋根材(*12)または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(*10)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故によって生じた損害については、この規定は適用しません。

⑱	保険契約者もしくは被保険者が所有(*13)もしくは運転(*14)する車両(*8)またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両(*8)の衝突または接触によって生じた損害(*15)。ただし、第1条(1)①、②または⑥に規定する事故が生じた場合は、この規定は適用しません。
⑲	汽器(*16)、ボイラ(*17)(*18)、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(*19)の破裂または爆発(*20)によりその機器に生じた損害。ただし、保険証券の「補償の内容」欄の「電氣的・機械的事故」に「○」が付されている場合は、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条(支払保険金の計算)(4)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
③	次のいずれかに該当する事由 ア、核燃料物質(*21)もしくは核燃料物質(*21)によって汚染された物(*22)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ、ア、以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア、①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(4)に規定する地震火災費用保険金については、第4条(2)②の事由によって発生した事故の延焼または拡大によって損害が生じた場合に保険金を支払います。 イ、発生原因が何であるかにかかわらず、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ、①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 浸み込みまたは漏入には、すが漏れ(*23)を含みます。
- (*4) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害をいいます。
- (*6) 商品・製品等である機械は含みません。
- (*7) 万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- (*8) 車両には、車両の積載物を含みます。
- (*9) 自然の消耗または劣化には、凍害(*24)を含みます。また、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*10) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*11) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*12) 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。
- (*13) 所有権留保条項付売買契約(*25)により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
- (*14) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (*15) 建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害は含みません。

- (※16) 汽器には、化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの(※26)は含まれません。
- (※17) ボイラには、炉および煙道の構成部分を含みます。
- (※18) 汽器(※16)、ボイラ(※17)とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気ため、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。
- (※19) これらの付属装置を含み、汽器(※16)およびボイラ(※17)のうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。
- (※20) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (※21) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (※22) 核燃料物質(※21)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (※23) すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
- (※24) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。
- (※25) 所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- (※26) 化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものとは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1) ③の事故が発生した場合において、保険の対象である給排水設備の自然の消耗または劣化(※1)によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (※1) 自然の消耗または劣化には、凍害(※2)を含みます。また、給排水設備の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (※2) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1) ⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または被保険者(※1)の用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ. の用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(※2)
④	保険の対象に対する加工(※3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管について生じた損害

⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているものについて、その工事に起因して生じた損害 ア. 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 イ. 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等
⑬	次の物に生じた損害 ア. 雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 イ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品 エ. 第2条(保険の対象)(2)④に規定する生垣 オ. 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑭	検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*4)
⑮	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑯	設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害 ア. 医療用機器の体内挿入部位(*5) イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
- (*3) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*4) 検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- (*5) 体内挿入部位には、口腔、鼻腔、耳孔、肛門その他これらに類するものへの挿入部位を含みます。

第7条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 第1条(この条項の補償内容)(1)①から⑦までならびに(1)⑨および⑩の損害に対する損害保険金

当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。た

だし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

ア. 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)以上のとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第8条（損害額の決定）} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline (1) \text{ または } (2) \text{ に規定} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{する損害額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)より低いとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第8条 (1) または (2)} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険価額 (*2)} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

② 第1条 (1) ⑧の損害に対する損害保険金

ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合は、当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(ア) 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)以上のとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第8条 (1) または (2)} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(イ) 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)より低いとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第8条 (1) または (2)} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険価額 (*2)} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合は、当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき次の算式または規定により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(ア) 第1条 (2) の表の⑧イ. (ア) a. または⑧イ. (ウ) に該当するとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{第8条 (1) または (2)} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline (*3) \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険価額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline (*2) \\ \hline \end{array}} \times 70\% - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(イ) 第1条 (2) の表の⑧イ. (ア) b. に該当するとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額 (*3)} \\ \hline \end{array} \times 10\% - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を限度とします。

(ウ) 第1条(2)の表の⑧イ、(ア) c. または⑧イ、(イ)に該当するとき。

$$\boxed{\text{保険金額}(*3)} \times 5\% - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を限度とします。

(エ)(イ)および(ウ)の規定により当社が支払うべき損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(オ)(ア)から(ウ)までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を限度とします。

- ③ ①および②ア. に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のア. からエ. までの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。また、保険の対象が①イ. または②ア. (イ)に該当する場合は、その保険の対象に関する次のイ. からエ. までに規定する算式中の損害額を次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}(*2)}} = \boxed{\text{次のイ. からエ. までに規定する算式中の損害額}}$$

ア. 建物

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{建物の免責金額}(*4)}$$

イ. 屋外設備装置

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{屋外設備装置の免責金額}(*4)}$$

ウ. 設備・什器等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物および屋外設備装置の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{設備・什器等の免責金額}}$$

エ. 商品・製品等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物、屋外設備装置および設備・什器等の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{商品・製品等の免責金額}}$$

(2) 当社は、次の①から④までに規定する費用保険金を支払います。

① 残存物取片づけ費用保険金

当社は、第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって第7条(支払保険金の計算)第①または②ア. に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ

清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに第7条（1）①または②ア．に規定する損害保険金の10％に相当する額を限度とします。

② 修理付帯費用保険金

当会社は、第1条（1）に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、第7条（1）①または②ア．に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内のこの保険契約における合計保険金額（*3）の30％に相当する額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。

ア．	損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（*5）
イ．	損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（*5）。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（*6）を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ．	試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ．	仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額（*7）を除きます。
オ．	仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用（*8）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
カ．	残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
キ．	賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（*9）。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用（*9）を超えるものを除きます。

③ 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条（1）①に規定する事故が生じた場合において、第7条（1）①に規定する損害保険金が支払われるとき（*10）に、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、保険金額（*3）から第1条（1）の損害保険金の額を差し引いた額を限度に損害拡大防止費用保険金を支払います。この場合において、第7条（1）①イ．の規定は、これを準用します。

ア．	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ．	消火活動に使用したことにより損傷した物（*11）の修理費用または再取得費用
ウ．	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（*12）

④ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、（1）①または②に規定する損害保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）（1）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*13)の数に20万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも、1被災世帯(*13)あたりの支払額は20万円とします。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*3)の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*14)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*15)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*14)の所有物(*16)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備装置または建物内もしくは屋外設備装置内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に生じる費用に対して、地震火災費用保険金として、保険金額(*3)の5%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故(*17)につき、1敷地内ごとに300万円(*18)を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備装置であるときはその建物または屋外設備装置ごとに、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物または屋外設備装置ごとに、それぞれ行い、また、第2条（保険の対象）(2) ④に規定する物が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①	建物が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*19)。
②	屋外設備装置が保険の対象である場合は、火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき。ただし、第2条(2) ④に規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は除きます。
③	建物内または屋外設備装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき(*19)、または保険の対象を収容する屋外設備装置の火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき。

(5) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのの別に(1)から(4)まで、第8条（損害額の決定）および基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

(*1) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または(1) ①イ. もしくは(1) ②ア. (イ)の場合は、保険金額とします。

(*2) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

(*3) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(*4) 1回の事故につき、複数の建物または屋外設備装置が損害を受けた場合は、免責金額は、建物または屋外設備装置ごとに、損害を受けた複数の建物または屋外設備装置のすべてに対して適用するものとします。

(*5) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*6) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*7) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*8) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*7)は含まれません。

(*9) 賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用は含まれません。この場合の復旧期間とは、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了まで

- の期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (※10) 損害保険金が支払われるときには、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。
- (※11) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (※12) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。
- (※13) 被災世帯とは、(3) ②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。
- (※14) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。
- (※15) 第三者(※14)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。
- (※16) 第三者(※14)の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限りします。
- (※17) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (※18) 工場物件を含む敷地内については、2,000万円とします。
- (※19) 建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

第8条（損害額の決定）

- (1) 保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象および商品・製品等の場合は、損害額(※1)は、次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(※1)および盗取された保険の対象の損害額(※1)は、保険価額とします。

修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額(※2)	=	損害額
-----	---	------------------------------	---	-----

- (2) 保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、損害額(※1)は次の算式により算出した額とし、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(※1)および盗取された保険の対象の損害額(※1)は、保険価額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額の増加が生じた場合は、その増加額(※3)	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額(※2)	=	損害額
-----	---	------------------------------------	---	------------------------------	---	-----

- (3) (1) および (2) の修理費(※4)には、下表に規定する費用を含みません。

①	第7条（支払保険金の計算）(2) ①から④までの費用
②	滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用(※5)
③	模様替えまたは改良による費用
④	保険の対象に滅失、損傷もしくは汚損または盗難が生じていない場合において、保険の対象の使用を阻害する他物の除去費用

- (4) 第1条（この条項の補償内容）(1) ⑦に規定する盗難によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額(※1)に含まれるものとします。
- (5) 手形について生じた損害額(※1)には、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1) ⑪の公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、被保険者の

被る金利損害は損害額(*1)に含まれないものとします。

- (*1) 損害額とは、滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた保険の対象に対し、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。
- (*2) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。
- (*3) 増加額は、別表2記載の額を限度とします。
- (*4) 復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。
- (*5) 滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部品の交換品が製造中止等で入手できないことに伴い、滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けていないその他の部品を交換するのに要した費用を含みます。

第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

- (1) この財産補償条項は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額または免責金額を適用して算出します。

別表1 風災、^{ひょう}雹災または雪災における除外物件

- | |
|---|
| 1. 使用期間および設置期間が年間3か月以下の建物および屋外設備装置ならびにこれらに収容される動産 |
| 2. 建築中の屋外設備装置 |
| 3. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置ならびに海上に所在する設備・装置 |
| 4. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材 |
| 5. 自動車(*1) |
| 6. ゴルフネット等の防球ネット設備(*2)のうち建物内に収容しないもの |
| (*1) 自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車をいい、原動機付自転車を含まません。 |
| (*2) 防球ネット設備には、ボールを含みます。 |

別表2 修理費または再取得価額から差し引く限度額

保険の対象	限度額
建物	再取得価額の50％に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80％に相当する額とします。
屋外設備装置、 ^{じきぐさ} 設備・什器等	再取得価額の50％に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90％に相当する額とします。

第2章 休業補償条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、次のいずれかの事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた(2)に規定する損失に対して、この条項および基本条項に従い、第3条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、第2条（保険の対象）(1)③に規定するユーティリティ設備については、保険証券の「補償の内容（ユーティリティ設備）」欄に「○」が付されていない場合は、当社は、損害保険金を支払いません。

保険の対象	事故
第2条（保険の対象）（1）①に規定する占有物件または②に規定する隣接物件	下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容（占有物件、隣接物件）」欄に「○」を付した事故
第2条（1）③に規定するユーティリティ設備	下表のいずれかの偶然な事故

①	ア．火災 イ．落雷 ウ．破裂または爆発
②	ア．風災 イ．雹災 ウ．雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	ア．電気的事故 イ．機械的事故
⑩	その他偶然な破損事故等

(2) (1) に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象に損害(*4)が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*5)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために保険の対象に損害(*4)が生じたことによって生じた喪失利益および収益減少防止費用に限りません。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備(*6)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、②もしくは⑧の喪失利益および収益減少防止費用または給排水設備(*6)自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。

④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動(*7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*8)に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*9)または第2条（保険の対象）（2）④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*10)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*11)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*10)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑨	電気的事故または機械的事故による損失	電気的事故または機械的事故(*12)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損失	不測かつ突発的な事故(*13)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

(3) 当会社は、(1) に規定する事故のうち、この保険契約で補償される事故によって保険の対象について損害が生じたことによって生じた営業継続費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(4) に規定する請求権の保全・行使手続費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、

- 1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (※5) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (※6) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (※7) 騒擾およびこれに類似的集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (※8) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
- (※9) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。
- (※10) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (※11) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※12) 電気的事故または機械的事故には、(1) ①から⑨までに規定する事故は含まれません。
- (※13) 不測かつ突発的な事故には、(1) ①から⑨までに規定する事故は含まれません。

第2条（保険の対象）

- (1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。ただし、③に該当する財物は、保険証券の「補償の内容（ユーティリティ設備）」欄に「○」が付されている場合に限り、保険の対象に含まれます。

① 占有物件	ア. 被保険者が全部または一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち被保険者が占有する部分 イ. 保険証券記載の敷地内にある、被保険者が占有する物
② 隣接物件	ア. 被保険者が一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア. および①ア. に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア. および①ア. へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ ユーティリティ設備	①ア. および②ア. と配管または配線により接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの

- (2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険の対象である建物に付属する門、塀または垣（※1）
⑤ 保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥ 保険の対象である建物の基礎

- (3) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。
- (4) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
②	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
③	仮工事の目的物、工事中用仮設備、工事中用仮建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中用材料または工事中用仮設材
④	動物、植物等の生物(*2)
⑤	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑥	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑦	仮修理またはその他の応急措置により運転または使用する機械設備

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) (2) ④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含みます。

第3条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害される者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア. またはイ. の代理人 エ. ア. またはイ. の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*4)が破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*5)が生じたことによって生じた損失および営業継続費用を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失および営業継続費用 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条（1）①から⑥までもしくは（1）⑧から⑩までに規定する事故または第4条（2）②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、保険の対象が一般物件に該当する冷凍・冷蔵物である場合において、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化のときは、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限りです。
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*6)またはこれらに収容される動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑨	掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑩	通貨・預貯金証書等の盗難によって損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑪	高額貴金属等の盗難によって損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑫	万引き(*7)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*7)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*7)のために建物、屋外設備装置または設備・什器等に破損が生じた場合
⑬	法令等の規制によって生じた損失および営業継続費用
⑭	保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失および営業継続費用
⑮	次のいずれかに該当する事由が第2条（保険の対象）（1）③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効(*8)、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、渇水または水不足
⑯	保険の対象である車両(*9)について、車両(*9)の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落または架線障害によって生じた損害によって生じた損失および営業継続費用
⑰	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条（1）①から⑧までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用に限りです。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア. またはイ. の使用人

⑮	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(1)③の事故が生じた場合は、ア.の規定は適用しません。 ア. 自然の消耗または劣化(*10) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*11)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑯	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*12)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑰	屋根材(*13)または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(*11)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(1)①から⑨までに規定する事故によって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
⑱	保険契約者もしくは被保険者が所有(*14)もしくは運転(*15)する車両(*9)またはこれら以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両(*9)の衝突または接触による損害(*16)が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(1)①、②または⑧に規定する事故が生じた場合は、この規定は適用しません。
⑳	第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失および営業継続費用。ただし、その損害により、ユーティリティ事業者から被保険者への電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害された場合は、この規定は適用しません。
㉑	汽器(*17)、ボイラ(*18)(*19)、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(*20)の破裂または爆発(*21)によりその機器に生じた損害によって生じた損失および営業継続費用。ただし、保険証券の「補償の内容(占有物件、隣接物件)」欄の「電氣的・機械的事故」に「○」が付されている場合は、この規定は適用しません。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*22)もしくは核燃料物質(*22)によって汚染された物(*23)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染

④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故の第4条（2）①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
---	--

- (※1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※2) (1) ①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※3) 浸み込みまたは漏入には、すが漏れ(※24)を含みます。
- (※4) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (※5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(※3)によって生じた損害をいいます。
- (※6) 商品・製品等である機械は含みません。
- (※7) 万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その末遂を含みます。
- (※8) 契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。
- (※9) 車両には、車両の積載物を含みます。
- (※10) 自然の消耗または劣化には、凍害(※25)を含みます。また、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (※11) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (※12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※13) 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。
- (※14) 所有権留保条項付売買契約(※26)により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
- (※15) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (※16) 建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害は含みません。
- (※17) 汽器には、化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの(※27)は含まれません。
- (※18) ボイラには、炉および煙道の構成部分を含みます。
- (※19) 汽器(※17)、ボイラ(※18)とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸圧、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。
- (※20) これらの付属装置を含み、汽器(※17)およびボイラ(※18)のうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。
- (※21) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (※22) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (※23) 核燃料物質(※22)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (※24) すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
- (※25) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。
- (※26) 所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- (※27) 化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものとは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）

- 当会社は、第1条（この条項の補償内容）（1）③の事故が発生した場合において、保険の対象である給排水設備に自然の消耗または劣化(※1)に起因して損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- (※1) 自然の消耗または劣化には、凍害(※2)を含みます。また、給排水設備の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(＊2) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然的破損事故等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1) ⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失および営業継続費用。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用 ア．保険契約者または被保険者(＊1)の使用人 イ．保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ．イ．の使用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと(＊2)によって生じた損失および営業継続費用
④	保険の対象に対する加工(＊3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑦	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑨	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、容器、配管等に第1条（1）の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について次の損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア．弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ．打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ．音色または音質の変化の損害

⑫	次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているものについて、その工事に起因して損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 イ. 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等
⑬	次の物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 イ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品 エ. 第2条（保険の対象）（2）④に規定する生垣 オ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑭	検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害（*4）が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑮	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑯	設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 医療用機器の体内挿入部位（*5） イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑰	保険の対象である美術品に格落損害（*6）が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑱	利用者への事前の連絡、予告または通知（*7）を経てユーティリティ事業者が実施する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給または中継の中断または停止によって生じた損失および営業継続費用

- （*1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （*2）設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことには、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。
- （*3）加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- （*4）検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- （*5）体内挿入部位には、口腔、鼻腔、耳孔、肛門その他これらに類するものへの挿入部位を含みます。
- （*6）格落損害とは、美術品の修理等に伴い、その価値が下落することをいいます。
- （*7）連絡、予告または通知の有無または内容について、被保険者が知らなかった場合を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

- （1）第1条（この条項の補償内容）に規定する損失の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。この場合において、喪失利益の額および収益減少防止費用の額は、次の①および②に規定する額とします。

$$\boxed{\text{喪失利益の額}} + \boxed{\text{収益減少防止費用の額}} = \boxed{\text{損失の額}}$$

① 喪失利益の額

$$\boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合(*1)}} = \boxed{\text{喪失利益の額}}$$

ただし、収益減少額については、下表に規定する事由によって増加した額を差し引きます。

ア.	滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部分の修理に伴い、必要となった他の部分の交換(*2)
イ.	模様替えまたは改良
ウ.	保険の対象に滅失、損傷もしくは汚損または盗難が生じていない場合において、保険の対象の使用を阻害する他物の除去

また、保険金支払対象期間内に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を、上記算式によって算出した額から差し引くものとします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合(*1)}}}{\boxed{\text{利益率}}} = \boxed{\text{差し引く額}}$$

② 収益減少防止費用の額

$$\boxed{\text{保険金支払対象期間内の収益減少防止費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合(*1)}}}{\boxed{\text{利益率}}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の額}}$$

ただし、収益減少防止費用の額は、次の算式によって算出した収益減少防止費用の限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の支出により免れた営業収益の減少額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合(*1)}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の限度額}}$$

(2) 当会社は、次の①または②の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、その額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額を損害保険金として支払います。

① 保険金額が、事故発生直前12か月間の営業収益に保険証券記載の約定支払割合(*1)を乗じた額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{(1) \text{に規定する損失の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② 保険金額が、事故発生直前12か月間の営業収益に保険証券記載の約定支払割合(*1)を乗じた額の80%に相当する額より低い場合

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} \\
 \hline
 \left(\boxed{\text{(1) に規定する損失の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\text{事故発生直前12か月間の営業収益}} \times \boxed{\text{保険証券記載の約定支払割合(*1)}} \times 80\% = \boxed{\text{損害保険金の額}}
 \end{array}$$

(3) 当社は、第1条（この条項の補償内容）(3) に規定する営業継続費用に対して、営業継続費用保険金として、次の算式により算出した額を支払います。ただし、営業継続費用保険金が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額を営業継続費用保険金として支払います。

$$\boxed{\text{営業継続費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{営業継続費用保険金の額}}$$

(4) 当社は、(2) に規定する損害保険金または (3) に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2) ⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3) ④に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

(※1) 保険証券記載の約定支払割合が利益率を超える場合は、利益率とします。

(※2) 滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部品の交換品が製造中止等で入手できないことに伴い、滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けていないその他の部品を交換することを含みます。

第8条（標準営業収益等の調整）

(1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、標準営業収益、営業収益または利益率が、未実現営業状況(*1)を適切に表していないときは、被保険者は、第7条（支払保険金の計算）の規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、営業収益または利益率につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。

(2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、当社は、標準営業収益、営業収益または利益率によって算出した損失の額が未実現営業状況(*1)に基づく損失の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*1)に基づいて公正な調整を行った標準営業収益、営業収益または利益率により保険金を支払うことができます。

(※1) 未実現営業状況とは、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。

第9条（損害拡大防止費用）

この休業補償条項において、当社は、第1条（この条項の補償内容）(2) に規定する収益減少防止費用および同条 (3) に規定する営業継続費用を除き、同条 (1) に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を負担しません。

第10条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

(1) この休業補償条項は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保

保険金の支払に関する規定による限度額または免責金額を適用して算出します。

別表 保険金支払対象期間
保険証券をご参照ください。

第3章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

保険契約の締結（*1）の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

（*1）保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（通知義務）

（1）保険契約の締結（*1）の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰することのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、そのことを当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

① 保険の対象（*2）を他の場所に移転すること。
② 保険の対象（*2）（*3）の構造または用途を変更（*4）すること。
③ 保険の対象（*2）（*3）を改築、増築または引き続き15日以上にわたって修繕すること。
④ 休業補償条項について、被保険者の事業の全部または一部を譲渡すること。
⑤ ①から④までのほか、告知事項（*5）の内容に変更を生じさせる事実（*6）が発生すること。

（2）当会社は、（1）の承認の請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その承認の請求の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

（*1）保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

（*2）休業補償条項においては、隣接物件およびユーティリティ設備を除きます。

（*3）保険の対象に動産が含まれる場合は、これを収容する建物とします。

（*4）保険の対象である建物もしくは屋外設備装置または保険の対象を収容する建物内で行う製造・加工等の工業上の作業の変更を含みます。

（*5）他の保険契約等に関する事実を除きます。

（*6）告知事項（*5）のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

（1）保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に書面等によって通知しなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条（保険金額の調整）

（1）財産補償条項においては、保険契約の締結（*1）の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはで

きません。

- (2) 財産補償条項においては、保険契約の締結(*1)の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社はそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 財産補償条項においては、当会社は、(2)の通知を受けた場合は、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

- (1) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもってその事実を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければならない。
- (2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければならない。
- (3) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければならない。
- (*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第6条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければならない。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければならない。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければならない。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

②	保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
---	--

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4) の表の②の確約に反して、保険契約者が (2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかねばなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が (1) の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
---	--

② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）（2）②の「初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日（*2）の属する月の翌々月の払込期日（*2）に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
--	--

- (*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(*3) 追加保険料を含みます。
(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
(*5) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

- (1) 保険契約の締結（*1）の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（*2）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当会社が①の申出を承認する場合

- (2) (1) の場合、下表の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（*3）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第1条（保険料の払込方法等）（1）および同条（2）
②	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）

- (3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。

①	当会社が、クレジットカード会社からその払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード（*3）を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（2）の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

- (4) (3) の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

- (5) 当会社がクレジットカード会社から払込期日（*4）に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（*2）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

- (*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
(*2) 追加保険料を含みます。
(*3) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。
(*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認

しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

(*1) 当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時等の義務）

(1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。
⑩ 小切手盗難の届出	小切手が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出ること。
⑪ 手形盗難の届出等	手形が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出ること。また、遅滞なく公示催告の手続を行うこと。
⑫ 乗車券等盗難の場合の届出	乗車券等が盗難にあった場合は、直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出ること。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
⑬ 預貯金証書盗難の届出	預貯金証書が盗難にあった場合は、直ちに預貯金先あてに届け出ること。

(2) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故、損害、損失または営業継続費用が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害、損失および営業継続費用の発生および拡大の防止	損害、損失および営業継続費用の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。

⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。
----------	--

- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(*3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時等の義務違反）

- (1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩まで	第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (2) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造し、または同表の⑩から⑬までの通知、届出もしくは手続について事実と異なる内容のものとした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(3) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(2)の表の①	損害、損失または営業継続費用の発生または拡大を防止することによって削減することができたと認められる損失または営業継続費用の額
② 第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(2)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

- (4) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、それぞれ次のとおりとします。

- ① 財産補償条項の損害保険金および費用保険金ならびに休業補償条項の営業継続費用保険金に係る保険金請求権は、事故による損害または営業継続費用が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ② 休業補償条項の損害保険金および請求権の保全・行使手続費用保険金に係る保険金請求権は、保険金支払対象期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害額、損失額または営業継続費用の額を証明する書類(*1)
 - ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 第4条(指定代理請求人)に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ 当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ⑥ ①から⑤までのほか、下表の書類または証拠

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が第2条(保険金の支払)(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。
 (*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 (*3) 画像データを含みます。

第2条(保険金の支払)

- (1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な次の事項 ア. 事故の原因 イ. 事故発生状況 ウ. 損害、損失または営業継続費用の発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無

③	保険金を算出するための確認に必要な次の事項 ア. 損害、損失または営業継続費用の額(*2) イ. 事故と損害、損失または営業継続費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な次の事項等 ア. 他の保険契約等の有無および内容 イ. 損害、損失または営業継続費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容

- (2) (1) に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1) の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1) の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 次の場合において、(1) の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 ア. 損害を受けた保険の対象または損害、損失もしくは営業継続費用の発生事由が特殊である場合 イ. 同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合	180日

- (3) (2) の表の左欄の①から⑤までに規定する特別な照会または調査を開始した後、(2) の表の右欄の①から⑤までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) の表の右欄の①から⑤までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

- (4) (1) から (3) までに規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

- (5) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

- (6) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第1条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

- (1) 被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(*2)のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

(*2) 法律上の親族に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が保険金の種類ごとに別表1に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

- ① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
- ② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、別表1に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再取得価額を基準として算出した損害額から、この保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、(1)①の規定を適用します。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結(*1)の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（保険契約の無効または失効）

- (1) 保険契約の締結（*1）の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていただ場合は、この保険契約は無効とします。
- (2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額の80％に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの保険契約の財産補償条項は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。
- (3) (2) のほか、保険契約の締結の後、下表の事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

財産補償条項	(2) に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、建物の建替等に基づき保険契約者または被保険者から保険契約存続の申出があり、当社がこれを承認した場合については、この規定を適用しません。
休業補償条項	事業を廃止したこと。

- (4) 財産補償条項においては、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、(2) または (3) の失効の規定を適用します。
- (＊1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

- (2) (1) の規定は、下表のいずれかに該当する場合は適用しません。

①	(1) の事実がなくなった場合
②	当社が保険契約の締結（*1）の際、(1) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（*2）
③	保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結（*1）の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約の締結（*1）を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が（1）に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約の締結（*1）の時から5年を経過した場合

- (3) (1) の規定による解除が損害、損失または営業継続費用が発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、(1) の事実に基づかずに発生した事故による損害、損失または営業継続費用については適用しません。
- (＊1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

(＊2) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実がある場合(＊1)は、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または第1節第2条（通知義務）(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (3) 第1節第2条（通知義務）(1)に規定する手続を怠った場合は、当会社は、同条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(1)の表の②から⑤までのいずれかに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (4) (3)の規定は、第1節第2条（通知義務）(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害、損失または営業継続費用については適用しません。
- (＊1) (3)のただし書の規定に該当する場合を除きます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(＊1)が当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、損失または営業継続費用を生じさせたこと(＊2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(＊3)に詐欺の行為があったこと(＊2)。
③	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(＊4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(＊4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(＊4)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(＊4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(＊4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までのほか、保険契約者または被保険者(＊1)が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) (1)の規定による解除が損害、損失または営業継続費用が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者(＊1)が(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者(＊3)に生じた損害、損失または営業継続費用については適用しません。
- (＊1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

- をいいます。
- (＊2) 未遂の場合を含みます。
 - (＊3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (＊4) 暴力団、暴力団員(＊5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (＊5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1) に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が分割払(＊1)の場合において、払込期日(＊2)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(＊3)までに、次回払込期日(＊3)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みを怠った場合(＊4)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(＊5)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条 (4) の追加保険料払込期日(＊5)を設定した場合において、同条 (4) に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が分割払(＊1)の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条 (2) ②に規定する期日または第2節第5条 (1) に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1) の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(＊6)があるときは、当会社はこの保険金(＊6)相当額の返還を請求することができます。

- (＊1) 年払を除きます。
- (＊2) 保険証券記載の払込期日をいいます。
- (＊3) 払込期日(＊2)の回目の払込期日(＊2)をいいます。
- (＊4) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (＊5) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表の①の承認の請求を受けた場合または同節第1条 (1) の表の③もしくは同節第1条 (2) の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (＊6) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(＊2)の前月の払込期日(＊2)の翌日以降に発生した事故による損害、損失または営業継続費用に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1) の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1) の表のいずれかに該当した場合は、当会社は、(1) に規定する保険契約

者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1) または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2) の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条（1）の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条（1）の表の②の規定による解除の場合	第6条（1）の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条（1）の表の③の規定による解除の場合	第6条（1）の表の③に規定する次回払込期日（*1）または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条（1）の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条（1）の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条（1）の表の⑥の規定による解除の場合	第6条（1）の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日（*2）
⑦ 第7条（2）の規定による解除の場合	第7条（1）の規定により解除した日

（*1）払込期日（*2）の翌月の払込期日（*2）をいいます。

（*2）保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

- (1) 財産補償条項においては、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1) に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務（*1）は、譲受人に移転しません。ただし、同条（1）の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務（*1）を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当会社に申し出て、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (2) 財産補償条項においては、当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。
- （*1）この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第10条（調査拒否による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく第1節第6条（保険の対象の調査）の調査を拒んだ場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (2) (1) の規定は、(1) に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合は適用しません。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の承認の請求を受けた場合
②	第1節第4条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
③	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当会社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1) および (2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料(*2)を返還し、または追加保険料を請求します。		
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。		
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料	

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害、損失または営業継続費用に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2) および (3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の無効の場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (7) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。
ただし、財産補償条項においては、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約の場合	付表1－2に規定する保険料を返還します。
----------------------	----------------------

② 保険期間が1年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。
---------------------	-------------

(8) 下表のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1－1に規定する保険料を返還します。

①	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）（1）
②	第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）（1）
③	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）（1）
④	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）（1）
⑤	第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）（2）
⑥	第5節第10条（調査拒否による保険契約の解除）（1）

(9) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

- (＊1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）（1）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の表の②の規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、（3）の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (＊2) （1）の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、第1節第2条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (＊3) （1）の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (＊4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が（1）の表の①の承認の請求を受けた場合、または（1）の表の③もしくは（2）の承認をする場合に、承認の請求に係る第1節第2条（通知義務）（1）の事実が発生した日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (＊5) 追加保険料払込期日とは、当会社が（1）の表の①の承認の請求を受けた場合または（1）の表の③もしくは（2）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (＊6) （1）の表の①または③の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）（1）の表の④の規定により解除できるときに限ります。
- (＊7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日（＊1）に追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日（＊5）の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日（＊5）の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日（＊1）の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日（＊1）までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ. 第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ. 第6節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
エ. 第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができますものとしします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）の表の①の承認の請求を受けた場合または第1条（1）の表の③もしくは第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
---	------------------------------

②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）
---	---------------------------

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

①	当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
---	--

②	会員規約等に規定する手続が行われない場合
---	----------------------

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとしします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとしします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができますものとしします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
---	-------------------

②	クレジットカード会社経由の返還
---	-----------------

(5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(※1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(※1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日(※1)以前であること。
②	事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(※2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1) の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(※2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4) の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(※1)を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1) から (3) までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1) に規定する承認の請求または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2) に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2) の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生の日時

(※1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1) の表の①の承認の請求を受けた場合および同条（1）の表の③または同条（2）の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の

- 払込期日をいいます。
(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

財産補償条項においては、第5節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）（1）の規定により、保険契約が失効した場合は、付表1－1に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後も、当会社は初回保険料を領収する前に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。
- (*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（代位）

- (1) 損害、損失または営業継続費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がこの損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害、損失または営業継続費用の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害、損失または営業継続費用の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 財産補償条項においては、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人(*2)に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。
- (4) (1)の規定により当会社に移転した債権のうち、新設子会社(*3)に対する債権については、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、新設子会社(*3)の理事、取締役またはその業務を執行するその他の機関の故意または重大な過失によって生じた損害、損失または営業継続費用に対し保険金を支払った場合は、当会社は、その権利を行使することができます。
- (5) (4)の規定は、新設子会社(*3)の設立時から1年を経過した日より後に発生した事故によって生じた損害、損失または営業継続費用に対しては適用しません。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (*2) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。
- (*3) 新設子会社とは、会社法（平成17年法律第86号）に定める子会社のうち、被保険者がこの保険契約の保険期間中に設立したものをいいます。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義

務(*1)を第三者に移転させることができます。

ただし、財産補償条項において、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

(2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(*2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）

(1) 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当会社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の保険価額に対する割合によって、当会社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当会社を支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（用語の適用等）

(1) この条項に規定されていない用語については、各補償条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。

(4) 各補償条項(*1)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用

します。

(5) この条項は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第8条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第9条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類			支払限度額
損害 保険金	保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合における、財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ⑧	① 同条（2）の表の⑧イ．（ア） a. または ⑧イ．（ウ）	損害の額に70%（*1）を乗じて得た額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（*2）
		② 同条（2）の表の⑧イ．（ア） b.	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（*3）または保険価額に10%（*4）を乗じて得た額のいずれか低い額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（*2）
		③ 同条（2）の表の⑧イ．（ア） c. または ⑧イ．（イ）	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（*5）または保険価額に5%（*6）を乗じて得た額のいずれか低い額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（*2）
		④ 上記②および③の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（*7）から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（*2）
	上記以外の損害保険金		損害または損失の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（*2）
残存物取片づけ費用保険金			被保険者が負担した残存物取片づけ費用（*8）の額
修理付帯費用保険金			1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円（*9）または修理付帯費用（*10）の額のいずれか低い額
損害拡大防止費用保険金			保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用（*11）の額
請求権の保全・行使手続費用保険金			保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用（*12）の額
失火見舞費用保険金			1回の事故につき、20万円（*13）に被災世帯の数を乗じて得た額

地震 火災 費用 保険金	① それぞれの保険契約または共済契約の支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*14)を超えるとき。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*14)
	② ①に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%を乗じて得た額を超えるとき(*15)。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%を乗じて得た額(*15)
営業継続費用保険金		被保険者が負担した営業継続費用の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額(*2)

- (*1) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
- (*2) 他の保険契約等に、保険証券記載の免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。
- (*3) 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い限度額とします。
- (*4) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
- (*5) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*6) 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
- (*7) 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。
- (*8) 残存物取片づけ費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2) ①に規定する、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をいいます。
- (*9) 他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*10) 修理付帯費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2) ②に規定する、保険の対象の復旧にあたり発生した費用で必要かつ有益な費用のうち、同条（2）②の表に規定する費用をいいます。
- (*11) 損害拡大防止費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2) ③に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条（2）③の表に規定する費用をいいます。
- (*12) 請求権の保全・行使手続費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2) ④または休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(4) に規定する、権利の保全または行使に必要な手続をするための費用をいいます。
- (*13) 他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
- (*14) 工場物件を含む敷地内では2,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件を含まない敷地内では300万円、工場物件を含む敷地内では2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*15) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

付表 1－1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1) の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1 年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1) の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

- (*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
 (*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 1－2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、当保険年度(*1)を経過した時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*2) (2) 保険契約が失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料について、未払込保険料(*3)がある場合は、(1) の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
一時払以外	返還する保険料はありません。

- (*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。
 (*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。
 (*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1) の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	分割払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

付表4 長期保険未経過料率

経過年月	保険期間		
	2年	3年	5年
1か月	96%	97%	98%
2か月	91%	94%	96%
3か月	87%	91%	95%
4か月	82%	88%	93%
5か月	77%	85%	91%
6か月	73%	82%	89%
7か月	69%	78%	87%
8か月	64%	75%	85%
9か月	60%	72%	84%
10か月	55%	69%	82%
11か月	50%	66%	80%
1年0か月	46%	63%	78%
2年0か月	0%	32%	58%
3年0か月		0%	39%
4年0か月			19%
5年0か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

企業財産包括保険 特約 (保険証券に記載のある特約が適用されます。)

重大事由解除変更特約

この特約は、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う特約に自動的に付帯して適用されます。

第1条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (1) の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される賠償特約(*1) (*2) を解除することができます。
- (2) (1) または普通保険約款基本条項第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) または普通保険約款基本条項第5節第5条 (1) の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、この特約が付帯される賠償特約の保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1) または普通保険約款基本条項第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (1) の規定による解除がなされた場合は、(2) の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第5節第5条 (1) の表の③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第5節第5条 (1) の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害(*3)

- (*1) 賠償特約とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う特約をいいます。
- (*2) 普通保険約款の被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (1) の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合を除き、この特約が付帯される賠償特約の被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。
- (*3) (2) の規定が適用されない場合に借家人賠償責任・修理費用補償特約 (限定補償) または借家人賠償責任・修理費用補償特約 (オールリスク) に規定する借家人修理費用保険金として支払われるべき借家人修理費用を除きます。

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1) により、この保険契約の保険料(*2) を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

- (*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
- (*2) 追加保険料(*3) を含みます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条 (保険料領収の時点)

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

災害通知および事故管理特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されており、かつ、災害通知および事故管理アプリケーション（当会社が提供する災害通知および事故管理アプリケーションに限ります。以下同様とします。）の利用登録が完了している場合に適用されます。

第2条（保険金の請求に関する特則）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）（2）①から⑦までの書類または証拠に加え、災害通知および事故管理アプリケーションで作成した事故・事件報告書を同条（2）に規定する書類または証拠とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

包括・精算に関する特約（期末精算方式）

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、普通保険約款財産補償条項に適用されます。

第2条（保険の対象）

（1）普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）（1）、（5）および（6）の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する物件のうち、保険契約者が所有する下表の①から④までに規定するすべてのものとします。ただし、保険証券に保険の対象に関する条件が記載されている場合は、その条件に該当する物件に限ります。

①	建物
②	屋外設備装置
③	設備・ ^{じやう} 什器等
④	商品・製品等

（2）（1）の規定にかかわらず、下表の物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①	自動車（*1）、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物ならびにこれらに取り付けられた設備および装置
③	重要書類・金型等
④	通貨・預貯金証書等
⑤	高額貴金属等
⑥	保険証券記載の敷地内に所在する建物、屋外設備装置、設備・ ^{じやう} 什器等または商品・製品等で、保険契約者以外の者に貸与または管理を委託しているもの

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
②	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
③	仮工事の目的物、工事中用仮設物、工事中用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中用材料または工事中用仮設材
④	動物、植物等の生物(*2)
⑤	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑥	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑦	仮修理またはその他の応急措置により運転または使用する機械設備
⑧	住宅(*3)で、個人が所有するもの
⑨	保険証券記載の敷地内または追加敷地内(*4)に所在しない物

(4) (1) の規定にかかわらず、保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、保険の対象を下表のいずれかの物件に限定することができます。

①	(1) ①から③までに規定する物件の全部
②	(1) ①から③までに規定する物件の全部および (1) ④に規定する物件の一部
③	(1) ④に規定する物件の全部または一部

(5) (1) の規定にかかわらず、保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、下表のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。

①	専用住宅(*5)の全部。ただし、③に規定する住宅(*3)を除きます。
②	併用住宅(*6)の全部。ただし、③に規定する住宅(*3)を除きます。
③	工場物件に該当する敷地内に所在する専用住宅(*5)および併用住宅(*6)の全部
④	②および③のいずれかまたはすべてに規定する住宅(*3)ならびにその住宅(*3)の付属屋外設備装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部

(6) (1) または (2) の規定にかかわらず、(3) ①から③まで、⑤もしくは⑧または (5) ①から③までの規定により除かれた住宅(*3)の下表のものは保険の対象から除かれます。

①	門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備装置およびこれらの基礎
②	物置、車庫その他の付属建物およびこれらの基礎
③	基礎

(7) (1) の規定にかかわらず、保険証券記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(3) に規定するものならびに (2) および (4) から (6) までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

(*1) 自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。

(*2) 普通保険約款財産補償条項第2条(保険の対象)(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

- (*3) 住宅とは、居住の用に供する建物をいいます。
- (*4) 保険証券記載の条件に該当するものに限りです。
- (*5) 専用住宅とは、住宅(*3)のうち居住の用のみに供する建物をいいます。
- (*6) 併用住宅とは、住宅(*3)のうち居住の用以外の用にも供する建物をいいます。

第3条（敷地内の記載）

保険契約者は、保険契約締結時において、第2条（保険の対象）の規定による保険の対象が所在する敷地内について、保険契約申込書またはこれに添付された書類に敷地内の名称、所在地および保険の対象の種類(*1)を記載するものとします。

(*1) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。

第4条（保険の対象の価額の評価および申告）

- (1) 建物、屋外設備装置または設備・什器等が保険の対象である場合は、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、保険の対象の価額を評価し、その額を評価額とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合は、保険契約者は、保険契約締結時において、最近の会計年度または保険期間開始日以前の把握可能な最近1年間における保険の対象の在庫価額(*1)を当会社に申告するものとします。ただし、この保険契約が、継続契約(*2)である場合は、前契約における商品・製品等に関する特約第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)ただし書の規定による通知をもって当会社に申告されたものとします。
- (*1) 在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(*3)をいいます。
- (*2) 継続契約とは、商品・製品等に関する特約第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)ただし書の規定により締結する保険契約をいいます。
- (*3) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

第5条（保険の対象の価額の協定）

- (1) 保険契約締結時において、保険契約者は、下表の額を協定保険価額(*1)として保険契約申込書またはこれに添付された書類に記載するものとします。

①	保険の対象である建物、屋外設備装置または設備・什器等については、第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(1)の評価額
②	保険の対象である商品・製品等については、第4条(2)の規定により当会社に申告された在庫価額(*2)に基づいて計算した在庫価額(*2)の平均額

- (2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(*3)において保険の対象(*4)に下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象(*4)について保険の対象の価額を協定し、(1)の協定保険価額(*1)を修正するものとします。

①	保険契約者が第2条（保険の対象）の規定により保険の対象(*4)とすべき物件を取得した場合(*5)
②	保険の対象(*4)である物件が増築または増設された場合(*6)
③	保険の対象(*4)の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(*7)
④	この保険契約において当会社が補償しない事故によって保険の対象(*4)の全部または一部が滅失した場合

- (3) 同一の敷地内(*3)において、保険の対象(*4)を他の場所に移転した場合(*8)は、その移転に伴い協定保険価額(*1)は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の中途において、物価の変動または改修(*9)等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額(*1)を修正するものとします。

- ます。ただし、第2条（保険の対象）（1）④に規定する商品・製品等については、この規定は適用しません。
- (5) 保険の対象(*4)について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額(*1)から損害額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額(*1)とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、(2)①または②の場合に準じて協定保険価額(*1)を修正するものとします。
- (6) 保険契約締結の後、保険契約者が保険証券に記載のない追加敷地内(*10)において、新たに第2条（保険の対象）の規定により保険の対象(*4)とすべき物件を取得した場合(*11)は、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額を協定するものとします。この場合において、保険証券に追加敷地内(*10)の名称、所在地および保険の対象の種類(*12)を記載するものとします。
- (*1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。
- (*2) 在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(*13)をいいます。
- (*3) 保険証券記載の敷地内に限ります。
- (*4) 第2条（保険の対象）（1）④に規定する商品・製品等を除きます。
- (*5) 物件の用途または物件種別(*14)が変更されたこと等により、第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内(*3)へ他の敷地内(*3)から保険の対象を移転した場合を含みます。
- (*6) (2)④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。
- (*7) 物件の用途または物件種別(*14)が変更されたこと等により、第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内(*3)から他の敷地内(*3)へ保険の対象を移転した場合を含みます。
- (*8) (2)①または③に規定する場合を除きます。
- (*9) (2)②または③に規定する場合を除きます。
- (*10) 保険証券記載の条件に該当するものに限ります。
- (*11) 物件の用途または物件種別(*14)が変更されたこと等により、第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および追加敷地内(*10)へ保険の対象を移転した場合を含みます。
- (*12) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。
- (*13) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。
- (*14) 物件種別とは、一般物件、工場物件、住宅物件または倉庫物件の区分をいいます。

第6条（保険金額）

- (1) 保険金額は、保険証券記載の敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額とします。
- (2) 第5条（保険の対象の価額の協定）（2）、（4）、（5）ただし書または（6）の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額(*1)を修正する場合は、その都度協定保険価額(*1)の追加分、増減分または減失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。
- (3) 第5条（保険の対象の価額の協定）（5）に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額(*1)が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かってその損害額を限度に保険金額の減額を請求することができます。
- (4) (3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、第5条（保険の対象の価額の協定）（5）ただし書の規定により協定保険価額(*1)を修正するときは、第6条（2）の規定にかかわらず、協定保険価額(*1)の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額(*1)が第5条（5）に規定する損害が生じる前の協定保険価額(*1)を超える場合は、その超過額を保険金額に加えるものとします。
- (*1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。

第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 第6条（保険金額）(2) から (4) までの場合において、当会社は、同条（2）から（4）までに規定する保険金額の増減分に対し未経過期間について、保険証券記載の方法をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（*1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。
- （*1）当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りします。

第8条（普通保険約款の一部不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) ⑬の規定を適用しません。

第9条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1) の規定にかかわらず、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ①から⑦までならびに同条（1）⑨および⑩の損害に対する損害保険金について、当会社は、保険証券に協定保険価額（*1）が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の協定保険価額（*1）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。
- ア. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*2）が同一（*3）の保険の対象の協定保険価額（*1）の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上の場合

普通保険約款財産補償条
項第8条（損害額の決定）
に規定する損害額

－

免責金額

＝

損害保険金の額

- イ. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*2）が同一（*3）の保険の対象の協定保険価額（*1）の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低い場合

普通保険約款
財産補償条項
第8条に規定
する損害額

×

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類(*2)が同一
(*3)の保険の対象の協定
保険価額(*1)の合計額

−

免責金額

=

損害保険金の額

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類(*2)が同一
(*3)の保険の対象の価
額の合計額

② 普通保険約款財産補償条項第1条(1)⑧の損害に対する損害保険金

ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額(*1)が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の協定保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(ア) 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上のとき。

普通保険約款財産補償条
項第8条に規定する損害
額

−

免責金額

=

損害保険金の額

(イ) 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低いとき。

普通保険約款
財産補償条項
第8条に規定
する損害額

×

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類(*2)が同一
(*3)の保険の対象の協定
保険価額(*1)の合計額

−

免責金額

=

損害保険金の額

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類(*2)が同一
(*3)の保険の対象の価
額の合計額

イ. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額(*1)が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき次の算式または規定により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。
(ア) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ.(ア)a. または⑧イ.(ウ)に該当するとき。

普通保険約款 財産補償条項 第8条に規定 する損害額	×	損害の生じた保険の 対象が所在する敷 地内において、損害 の生じた保険の対 象と種類(*2)が同 一(*3)の保険の対 象の協定保険価額 (*1)の合計額(*4)	×	70%	-	免責金額	=	損害保険金の額
		損害の生じた保険の 対象が所在する敷 地内において、損害 の生じた保険の対 象と種類(*2)が同 一(*3)の保険の対 象の価額の合計額						

(イ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ.(ア)b. に該当するとき。

損害の生じた保険の対象が所在する敷 地内において、損害の生じた保険の対 象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対 象の協定保険価額(*1)(*4)の合計額	×	10%	-	免責金額	=	損害保険金の額
--	---	-----	---	------	---	---------

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を限度とします。

(ウ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ.(ア)c. または⑧イ.(イ)に該当するとき。

損害の生じた保険の対象が所在する敷 地内において、損害の生じた保険の対 象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対 象の協定保険価額(*1)(*4)の合計額	×	5%	-	免責金額	=	損害保険金の額
--	---	----	---	------	---	---------

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から保険証券記載の免責金額を差

し引いた額を限度とします。

(エ) (イ) および (ウ) の規定により当社が支払うべき損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(オ) (ア) から (ウ) までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を限度とします。

- ③ ①および②ア. に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のア. からエ. までの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。また、保険の対象が①イ. または②ア. (イ) に該当する場合は、その保険の対象に関する次のイ. からエ. までに規定する算式中の損害額を次の算式により算出した額とします。

普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額

×

損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額

損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額

ア. 建物

保険証券記載の免責金額

=

建物の免責金額(*5)

イ. 屋外設備装置

保険証券記載の免責金額

-

建物の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額

=

屋外設備装置の免責金額(*5)

ウ. 設備・什器等

保険証券記載の免責金額

-

建物および屋外設備装置の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額

=

設備・什器等の免責金額

エ. 商品・製品等

保険証券記載の免責金額

-

建物、屋外設備装置および設備・什器等の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額

=

商品・製品等の免責金額

(*1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当社と保険契約者との間で協定した額をいいます。

(*2) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。

(*3) 建物および屋外設備装置は、同一の種類(*2)とみなします。

(*4) 損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額を超える場合は、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額とします。

(*5) 1回の事故につき、複数の建物または屋外設備装置が損害を受けた場合は、免責金額は、建物または屋外設備

装置ごとに、損害を受けた複数の建物または屋外設備装置のすべてに対して適用するものとします。

第10条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の敷地内または保険証券に記載のない追加敷地内（*1）において新たに第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき追加物件（*2）を取得した場合（*3）において、その追加物件（*2）の価額（*4）が自動補償限度額（*5）以下であるときは、当会社は、保険契約者が第5条（保険の対象の価額の協定）（2）、（5）もしくは（6）、第6条（保険金額）（2）もしくは（4）または第7条（保険料の返還または請求）（1）に規定する手続を完了する前であっても、その追加物件（*2）を取得した日から、その追加物件（*2）について生じた損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が（1）に規定する追加物件（*2）を取得した場合は、損害が生じた追加物件（*2）の価額（*4）を協定保険価額（*6）とみなして第9条（支払保険金の計算）の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が（1）に規定する追加物件（*2）を取得した場合は、保険契約者は、その追加物件（*2）について、取得した日以降の期間に対して保険証券記載の方法をもって計算した保険料を保険期間終了時に当会社へ払い込むものとします。
- (4) 保険契約者が故意もしくは重大な過失によって（3）に規定する保険料の払込みを事実に従って行わなかった場合または（3）に規定する保険料の払込みを怠った場合（*7）は、当会社は、（1）の規定による保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- （*1）保険証券記載の条件に該当するものに限りします。
- （*2）第2条（保険の対象）（1）④および（2）に規定する物を除きます。
- （*3）物件の用途または物件種別（*8）が変更されたこと等により、追加物件（*2）に該当した場合、保険証券記載の敷地内または保険証券に記載のない追加敷地内（*1）へ保険の対象を移転した場合、第5条（保険の対象の価額の協定）（2）②の増築または増設された場合および同条（5）のただし書に規定の修復が行われた場合を含みます。
- （*4）第4条（保険の対象の価額の評価および申告）（1）に規定する保険の対象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。
- （*5）保険契約締結時における保険金額の30%とします。ただし、保険契約締結時における保険金額の30%に相当する金額が50億円を超える場合は、50億円とします。
- （*6）協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。
- （*7）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りします。
- （*8）物件種別とは、一般物件、工場物件、住宅物件または倉庫物件の区分をいいます。

第11条（契約の解除）

- (1) 保険契約者が第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2) （1）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。

第12条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第13条（他契約の禁止）

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第2条（保険の対象）の規定による保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。ただし、当会社の承認を得た場合は、この規定は適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款財産補償条項および基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項および基本条項	保険金額	協定保険価額

包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、普通保険約款財産補償条項に適用されます。

第2条（保険の対象）

(1) 普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）(1)、(5) および (6) の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する物件のうち、保険契約者が所有する下表の①から④までに規定するすべてのものとします。ただし、保険証券に保険の対象に関する条件が記載されている場合は、その条件に該当する物件に限ります。

①	建物
②	屋外設備装置
③	設備・ ^{じやう} 什器等
④	商品・製品等

(2) (1) の規定にかかわらず、下表の物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①	自動車(*1)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物ならびにこれらに取り付けられた設備および装置
③	重要書類・金型等
④	通貨・預貯金証書等
⑤	高額貴金属等
⑥	保険証券記載の敷地内に所在する建物、屋外設備装置、設備・ ^{じやう} 什器等または商品・製品等で、保険契約者以外の者に貸与または管理を委託しているもの

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構築物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
②	組立または据付中の屋外設備装置または設備・ ^{じやう} 什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
③	仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・ ^{じやう} 什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材
④	動物、植物等の生物(*2)
⑤	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物

⑥	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑦	仮修理またはその他の応急措置により運転または使用する機械設備
⑧	住宅(*3)で、個人が所有するもの
⑨	保険証券記載の敷地内または追加敷地内(*4)に所在しない物

(4) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、保険の対象を下表のいずれかの物件に限定することができます。

①	(1) ①から③までに規定する物件の全部
②	(1) ①から③までに規定する物件の全部および(1) ④に規定する物件の一部
③	(1) ④に規定する物件の全部または一部

(5) (1)の規定にかかわらず、保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、下表のいずれかまたはすべての物件を保険の対象から除くことができます。

①	専用住宅(*5)の全部。ただし、③に規定する住宅(*3)を除きます。
②	併用住宅(*6)の全部。ただし、③に規定する住宅(*3)を除きます。
③	工場物件に該当する敷地内に所在する専用住宅(*5)および併用住宅(*6)の全部
④	②および③のいずれかまたはすべてに規定する住宅(*3)ならびにその住宅(*3)の付属屋外設備装置および物置、車庫その他の付属建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の全部

(6) (1)または(2)の規定にかかわらず、(3) ①から③まで、⑤もしくは⑥または(5) ①から③までの規定により除かれた住宅(*3)の下表のものは保険の対象から除かれます。

①	門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備装置およびこれらの基礎
②	物置、車庫その他の付属建物およびこれらの基礎
③	基礎

(7) (1)の規定にかかわらず、保険証券記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(3)に規定するものならびに(2)および(4)から(6)までの規定により保険の対象から除かれる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書またはこれに添付された書類に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

(*1) 自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みません。

(*2) 普通保険約款財産補償条項第2条(保険の対象)(2) ④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含みます。

(*3) 住宅とは、居住の用に供する建物をいいます。

(*4) 保険証券記載の条件に該当するものに限ります。

(*5) 専用住宅とは、住宅(*3)のうち居住の用のみに供する建物をいいます。

(*6) 併用住宅とは、住宅(*3)のうち居住の用以外の用にも供する建物をいいます。

第3条(敷地内の記載)

保険契約者は、保険契約締結時において、第2条(保険の対象)の規定による保険の対象が所在する敷地内について、保険契約申込書またはこれに添付された書類に敷地内の名称、所在地および保険の対象の種類(*1)を記載するものとします。

(*1) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。

第4条（保険の対象の価額の評価および申告）

- (1) 建物、屋外設備装置または設備・什器等が保険の対象である場合は、当会社と保険契約者は、保険契約締結時において、保険の対象の価額を評価し、その額を評価額とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合は、保険契約者は、保険契約締結時において、最近の会計年度または保険期間開始日以前の把握可能な最近1年間における保険の対象の在庫価額(*1)を当会社に申告するものとします。
- (*)1) 在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(*2)をいいます。
- (*)2) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

第5条（保険の対象の価額の協定）

- (1) 保険契約締結時において、保険契約者は、下表の額を協定保険価額(*1)として保険契約申込書またはこれに添付された書類に記載するものとします。

①	保険の対象である建物、屋外設備装置または設備・什器等については、第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(1)の評価額
②	保険の対象である商品・製品等については、第4条(2)の規定により当会社に申告された在庫価額(*2)に基づいて計算した在庫価額(*2)の平均額

- (2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(*3)において保険の対象(*4)に下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象(*4)について保険の対象の価額を協定し、(1)の協定保険価額(*1)を修正するものとします。

①	保険契約者が第2条（保険の対象）の規定により保険の対象(*4)とすべき物件を取得した場合(*5)
②	保険の対象(*4)である物件が増築または増設された場合(*6)
③	保険の対象(*4)の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(*7)
④	この保険契約において当会社が補償しない事故によって保険の対象(*4)の全部または一部が滅失した場合

- (3) 同一の敷地内(*3)において、保険の対象(*4)を他の場所に移転した場合(*8)は、その移転に伴い協定保険価額(*1)は自動的に修正されるものとします。
- (4) 保険期間の途中において、物価の変動または改修(*9)等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額(*1)を修正するものとします。ただし、第2条（保険の対象）(1)④に規定する商品・製品等については、この規定は適用しません。
- (5) 保険の対象(*4)について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額(*1)から損害額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額(*1)とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、(2)①または②の場合に準じて協定保険価額(*1)を修正するものとします。
- (6) 保険契約締結の後、保険契約者が保険証券に記載のない追加敷地内(*10)において、新たに第2条（保険の対象）の規定により保険の対象(*4)とすべき物件を取得した場合(*11)は、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額を協定するものとします。この場合において、保険証券に追加敷地内(*10)の名称、所在地および保険の対象の種類(*12)を記載するものとします。
- (*)1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額を

- いいいます。
- (※2) 在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(※13)をいいいます。
 - (※3) 保険証券記載の敷地内に限ります。
 - (※4) 第2条(保険の対象)(1)④に規定する商品・製品等を除きます。
 - (※5) 物件の用途または物件種別(※14)が変更されたこと等により、第2条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内(※3)へ他の敷地内(※3)から保険の対象を移転した場合を含みます。
 - (※6) (2)④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。
 - (※7) 物件の用途または物件種別(※14)が変更されたこと等により、第2条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内(※3)から他の敷地内(※3)へ保険の対象を移転した場合を含みます。
 - (※8) (2)①または③に規定する場合を除きます。
 - (※9) (2)②または③に規定する場合を除きます。
 - (※10) 保険証券記載の条件に該当するものに限ります。
 - (※11) 物件の用途または物件種別(※14)が変更されたこと等により、第2条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および追加敷地内(※10)へ保険の対象を移転した場合を含みます。
 - (※12) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいいます。
 - (※13) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。
 - (※14) 物件種別とは、一般物件、工場物件、住宅物件または倉庫物件の区分をいいいます。

第6条(保険金額)

- (1) 保険金額は、保険証券記載の敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額(※1)の合計額とします。
- (2) 第5条(保険の対象の価額の協定)(2)、(4)、(5)ただし書または(6)の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額(※1)を修正する場合は、その都度協定保険価額(※1)の追加分、増減分または減失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。
- (3) 第5条(保険の対象の価額の協定)(5)に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額(※1)が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かってその損害額を限度に保険金額の減額を請求することができます。
- (4) (3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、第5条(保険の対象の価額の協定)(5)ただし書の規定により協定保険価額(※1)を修正するときは、第6条(2)の規定にかかわらず、協定保険価額(※1)の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額(※1)が第5条(5)に規定する損害が生じる前の協定保険価額(※1)を超える場合は、その超過額を保険金額に加えるものとします。
- (※1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいいます。

第7条(保険料の返還または請求)

- (1) 第6条(保険金額)(2)から(4)までの場合において、当会社は、同条(2)から(4)までに規定する保険金額の増減分に対し未経過期間について、保険証券記載の方法をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(※1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1-1に規定する保険料を返還します。
- (※1) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第8条(普通保険約款の一部不適用)

当会社は、この特約により、普通保険約款財産補償条項第4条(保険金をお支払いしない場合)

(1) ⑬の規定を適用しません。

第9条（支払保険金の計算）

当社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ①から⑦までならびに同条(1) ⑨および⑩の損害に対する損害保険金について、当社は、保険証券に協定保険価額(*1)が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の協定保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

ア. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款財産補償条} \\ \text{項第8条（損害額の決定）} \\ \hline \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低い場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款} \\ \text{財産補償条項} \\ \text{第8条に規定} \\ \text{する損害額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{損害の生じた保険の対象} \\ \text{が所在する敷地内におい} \\ \text{て、損害の生じた保険の} \\ \text{対象と種類(*2)が同一} \\ \text{(*3)の保険の対象の協定} \\ \text{保険価額(*1)の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

- ② 普通保険約款財産補償条項第1条(1) ⑧の損害に対する損害保険金

ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合は、当社は、保険証券に協定保険価額(*1)が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の協定保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(ア) 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上のとき。

$$\boxed{\text{普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(イ) 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低いとき。

$$\boxed{\text{普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額}}}{\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額}}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

イ、保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額(*1)が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき次の算式または規定により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(ア) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ、(ア) a. または⑧イ、(ウ)に該当するとき。

$$\boxed{\text{普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額(*4)}}}{\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額}}} \times 70\% - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(イ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ。(ア) b. に該当するとき。

$$\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)(*4)の合計額}} \times 10\% - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を限度とします。

(ウ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ。(ア) c. または⑧イ。(イ) に該当するとき。

$$\boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)(*4)の合計額}} \times 5\% - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を限度とします。

(エ) (イ) および (ウ) の規定により当会社が支払うべき損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(オ) (ア) から (ウ) までの損害保険金の額を算出する場合に適用する免責金額は、合計して、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を限度とします。

- ③ ①および②ア. に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のア. からエ. までの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。また、保険の対象が①イ. または②ア. (イ) に該当する場合は、その保険の対象に関する次のイ. からエ. までに規定する算式中の損害額を次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額}} \times \begin{matrix} \boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の協定保険価額(*1)の合計額}} \\ \boxed{\text{損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(*2)が同一(*3)の保険の対象の価額の合計額}} \end{matrix}$$

ア. 建物

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{建物の免責金額(*5)}}$$

イ. 屋外設備装置

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額}} = \boxed{\text{屋外設備装置の免責金額(*5)}}$$

ウ. 設備・什器等

保険証券記載の免責金額	－	建物および屋外設備装置の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額	=	設備・什器等の免責金額
-------------	---	-------------------------------------	---	-------------

エ. 商品・製品等

保険証券記載の免責金額	－	建物、屋外設備装置および設備・什器等の普通保険約款財産補償条項第8条に規定する損害額	=	商品・製品等の免責金額
-------------	---	--	---	-------------

- (※1) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。
- (※2) 種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。
- (※3) 建物および屋外設備装置は、同一の種類(※2)とみなします。
- (※4) 損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類(※2)が同一(※3)の保険の対象の協定保険価額(※1)の合計額が、損害の生じた保険の対象と種類(※2)が同一(※3)の保険の対象の価額の合計額を超える場合は、損害の生じた保険の対象と種類(※2)が同一(※3)の対象の価額の合計額とします。
- (※5) 1回の事故につき、複数の建物または屋外設備装置が損害を受けた場合は、免責金額は、建物または屋外設備装置ごとに、損害を受けた複数の建物または屋外設備装置のすべてに対して適用するものとします。

第10条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が保険証券記載の敷地内または保険証券に記載のない追加敷地内(※1)において新たに第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき追加物件(※2)を取得した場合(※3)において、その追加物件(※2)の価額(※4)が自動補償限度額(※5)以下であるときは、当会社は、その追加物件(※2)を取得した日から、その追加物件(※2)について生じた損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に規定する追加物件(※2)を取得した場合は、損害が生じた追加物件(※2)の価額(※4)を協定保険価額(※6)とみなして第9条（支払保険金の計算）の規定を適用します。
- (※1) 保険証券記載の条件に該当するものに限りします。
- (※2) 第2条（保険の対象）(1)④および(2)に規定する物を除きます。
- (※3) 物件の用途または物件種別(※7)が変更されたこと等により、追加物件(※2)に該当した場合、保険証券記載の敷地内または保険証券に記載のない追加敷地内(※1)へ保険の対象を移転した場合、第5条（保険の対象の価額の協定）(2)②の増築または増設された場合および同条(5)のただし書に規定の修復が行われた場合を含みます。
- (※4) 第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(1)に規定する保険の対象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。
- (※5) 保険契約締結時における保険金額の30%とします。ただし、保険契約締結時における保険金額の30%に相当する金額が10億円を超える場合は、10億円とします。
- (※6) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。
- (※7) 物件種別とは、一般物件、工場物件、住宅物件または倉庫物件の区分をいいます。

第11条（通知・精算等の省略）

下表のいずれかに該当する場合は、第5条（保険の対象の価額の協定）(2)および(6)の通知、第5条(5)ただし書の協定保険価額の修正、第6条（保険金額）(2)、(3)および(4)ただし書の保険金額の増減ならびに第7条（保険料の返還または請求）(1)の保険料の返還または請求の規定は適用しません。

①	保険契約者が第10条（自動補償）(1)に規定する自動補償限度額以下の追加物件を取得した場合
---	---

②	保険の対象(*1)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合において、その保険の対象の価額(*2)が限度額(*3)以下であるとき ア. 第5条（保険の対象の価額の協定）(2) ③または④に該当する事実が発生した場合 イ. この保険契約において当会社が補償する事故によって保険の対象(*1)の全部または一部が滅失した場合
---	--

(*1) 第2条（保険の対象）(1) ④に規定する商品・製品等を除きます。

(*2) 第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(1) に規定する保険の対象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。

(*3) 保険契約締結時における保険金額の30%とします。ただし、保険契約締結時における保険金額の30%に相当する金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第12条（契約の解除）

(1) 保険契約者が第2条（保険の対象）の規定により保険の対象とすべき物件を保険の対象としなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(2) (1) の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、普通保険約款基本条項付表1－1に規定する保険料を返還します。

第13条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第14条（他契約の禁止）

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第2条（保険の対象）の規定による保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。ただし、当会社の承認を得た場合は、この規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款財産補償条項および基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項および基本条項	保険金額	協定保険価額

商品・製品等に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
平均通知価額	商品・製品等に関する特約第7条（提出書類－期末精算方式の場合）の規定により当会社に提出された通知書記載の在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額をいいます。
平均在庫価額	損害が生じた時以前の通知日における実際の在庫価額の平均額をいいます。

協定保険価額	保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。
在庫価額	在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(*1)をいいます。 (*1) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

第2条（この特約の適用範囲）

この特約は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第2条（保険の対象）(1) ④または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第2条（保険の対象）(1) ④に規定する商品・製品等に対して適用します。

第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）

- 保険契約締結の後、保険の対象の在庫価額が変動した場合は、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正され、協定保険価額の増減分が保険金額に加えられ、または保険金額から差し引かれるものとします。
- 保険の対象の在庫価額の通知は、この保険契約に付帯する下表の左欄の特約に応じて、下表右欄のとおり行います。

包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合	保険期間終了後30日以内に、保険契約者は、保険証券記載の通知日における保険の対象の在庫価額を記載した通知書を作成し、その通知書を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約を更新(*1)する場合は、在庫価額の通知は、保険期間終了の30日前または更新(*1)手続を行う時のいずれか早い時までに行うものとします。
包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合	保険契約者は、在庫価額を当会社へ通知する必要はありません。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款にこの特約および包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯して締結した保険契約を、引き続き締結することをいいます。

第4条（当会社による帳簿等の閲覧）

- 保険契約者は、保険の対象に関する帳簿、記録その他の書類を常に備え付け、それらの書類を保険期間終了後2年間保存しなければなりません。
- 当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後2年以内において、保険の対象および保険の対象に関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができます。

第5条（支払保険金の計算の特則）

- この特約を付帯した場合は、商品・製品等の支払保険金の計算において、包括・精算に関する特約（期末精算方式）の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第9条（支払保険金の計算） ①ア.、①イ.、②ア.（ア）、 ②ア.（イ）、②イ.（ア）、③ および（*4）	敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*2）が同一（*3）の保険の対象の	敷地内に所在するすべての商品・製品等の
	協定保険価額（*1）の合計額	商品・製品等に関する特約第1条（用語の定義）に規定する平均通知価額
	保険の対象の価額の合計額	商品・製品等に関する特約第1条に規定する平均在庫価額

- (2) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合において、第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）（2）の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額が、通知日における実際の在庫価額の平均額に不足していたことが判明し、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者は、その不足していた場合に支払われるべき保険金の額と実際に支払った保険金の額の差額を当会社に返還するものとします。
- (3) この保険契約に包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合において、同特約第5条（保険の対象の価額の協定）（1）②の規定による保険契約締結時における協定保険価額が、同特約第4条（保険の対象の価額の評価および申告）（2）の規定に基づき実際に申告すべき在庫価額の平均額に不足していたときは、その不足する割合により、当会社は、支払うべき保険金を削減します。

第6条（保険料の精算一期末精算方式の場合）

この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合は、次の規定を適用します。

- (1) 第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）（2）の規定により通知された在庫価額に基づき在庫価額の平均額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) 当会社の承認を得た普通の保険契約等（*1）がある場合は、（1）の計算において、その普通の保険契約等（*1）が有効に存在する通知日における通知価額（*2）からその普通の保険契約等（*1）の保険金額を差し引きます。ただし、通知価額（*2）を超えては差し引きません。
- (3) 当会社が損害保険金を支払った場合において、損害が生じた時以降の通知日における通知価額（*2）（*3）に支払った損害保険金の額（*4）を下回るものがあるときは、その通知日における通知価額（*2）に代えて損害保険金の額をもって、（1）に規定する在庫価額の平均額を算出します。
- (4) 当会社は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）（1）②に規定する在庫価額の平均額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とし、暫定保険料と（1）から（3）までに規定する確定保険料との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の暫定保険料は、この保険契約の保険期間中に当会社が領収した額を加算し、当会社が返還した額を差し引いた額とします。
- (6) 保険契約者が保険期間の途中でこの保険契約を解除した場合においても、（4）に規定する精算を行います。この場合において、確定保険料の算出には、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（9）の規定を準用します。
- （*1）普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。
- （*2）通知価額とは、第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）（2）の規定により当会社に通知された在庫価額をいいます。
- （*3）（2）の規定が適用される場合は、通知価額（*2）から普通の保険契約等（*1）の保険金額を差し引いた残額とします。
- （*4）損害保険金の支払が2回以上あった場合は、それぞれの損害が生じた時以降の通知日までに支払った損害保険

金の額のうち最も高い額とします。

第7条（提出書類一期末精算方式の場合）

この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2) ①から⑦までの書類または証拠に加え、損害が生じた時以前（*1）の通知日における在庫価額を記載した通知書（*1）を同条（2）に規定する書類または証拠とします。（*1）通知書とは、第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2) に規定する方法で作成した通知書をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

電氣的・機械的事故「ユーティリティ設備限定方式」特約（財産条項用）

第1条（保険の対象）

- (1) 電氣的事故または機械的事故（*1）における保険の対象は、普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）およびこれに付帯された他の特約の規定により保険の対象となる物のうち、別表1または別表2に規定する機械、機械設備または装置とします。
 - (2) 普通保険約款財産補償条項第2条（保険の対象）(6) またはこれに付帯された他の特約の規定により保険の対象に含まれない物のほか、次に規定する物は、(1) の保険の対象に含まれません。
 - ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、X線管。ただし、エレベータのワイヤロープ、立体駐車場装置のチェーン、光学機器のレンズ、プリズム、反射鏡もしくはスクリーンガラスまたは集中制御装置、通信機もしくは電子計算機の管球類は保険の対象に含まれます。
 - ② 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、蒸気タービン装置もしくは水力発電装置の潤滑油もしくは操作油、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は保険の対象に含まれます。
 - ③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
 - ④ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
 - ⑤ 炉壁。ただし、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。
 - ⑥ 基礎（*2）
 - ⑦ ガスタービン装置
 - ⑧ 蒸気タービン装置
 - ⑨ 試験用または実験用の変電設備
 - ⑩ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
 - ⑪ コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製（*3）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
 - ⑫ 可搬式、移動式の事務用機器
 - ⑬ 電気事業者の変電設備
 - ⑭ 地域冷暖房設備
 - ⑮ 放送局の放送設備
 - ⑯ 別表1もしくは別表2に規定していない機械、機械設備もしくは装置または⑦から⑯までに規定する機械、機械設備もしくは装置に付属する電気設備（*4）、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトもしくは配管またはこれらの機器相互間の配線・配管
- （*1）普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ⑨に規定する電氣的事故または機械的事故をいいます。
- （*2）基礎には、アンカーボルトを含みます。
- （*3）陶磁器製には、磚子および磚管は含まれません。
- （*4）電気設備には、制御装置を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 工場物件に該当する敷地内に設置される次の機械、機械設備または装置

設備名称	機械、機械設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、 ^{がい} 磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用または配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、 ^{がい} 磚子等
集中制御装置	受変電用または機械、機械設備もしくは装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
情報処理装置・事務用機器	据置型パーソナルコンピュータ、コピー機、OAプリンタ、据置型ワードプロセッサ、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ等
ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等
用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
消火設備	ポンプ、スプリンクラヘッド、タンク、水槽、配管等
冷凍設備	冷凍機、冷却器、冷却塔、ポンプ、配管等
排水処理設備	^{はっ} 曝気・凝集・沈殿槽、中和・調整槽、ろ過機、還元・ ^{かくはん} 攪拌槽、シックナ、圧縮機、ポンプ、配管等
ボイラ設備	ボイラ

別表2 一般物件、倉庫物件または住宅物件に該当する建物に付帯される次の機械、機械設備または装置

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等

設備名称	機械、機械設備または装置
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、端子・導管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、小荷物専用昇降機等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫・冷凍庫(*1)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカー、キングマシン、熱風消毒設備、小荷物専用昇降設備等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

(*1) 冷凍庫には、冷凍機を含みます。

地震危険補償特約（企業財産包括保険用）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(2) の表の②の規定にかかわらず、第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた下表の損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた損壊(*2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当社は、(1) に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 損壊とは、滅失(*5)、破損(*6)または汚損(*7)をいいます。ただし、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 事故とは、(1) ①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
 - ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発（*1）
 - iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災
- （*4）残存物には、噴火による火山灰を含みません。
- （*5）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- （*6）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- （*7）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

（1）この特約において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	保険証券記載の建物
②	保険証券記載の屋外設備装置
③	保険証券記載の設備・什器等
④	保険証券記載の商品・製品等

（2）包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される場合は、（1）の規定にかかわらず、これらの特約第2条（保険の対象）の規定を適用します。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、下表の物は、保険の対象に含まれません。

①	居住の用に供する建物（*1）
②	保険証券で保険の対象に含まないことを約定した物
③	包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）（6）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）（6）に規定する「追加敷地内」に所在する物

（*1）居住の用に供する建物には、門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備装置および物置、車庫その他の付属建物ならびに基礎を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

（1）当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に該当する損害（*1）に対しては、保険金を支払いません。

（2）（1）において、普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）③	第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故	地震危険補償特約（企業財産包括保険用）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故
財産補償条項第4条（1）⑭	第1条（1）①から⑨までに規定する事故	

（*1）下表に該当する損害を除きます。

①	普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑭の損害
②	普通保険約款財産補償条項第4条（2）②によって生じた損害

③	普通保険約款財産補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
④	普通保険約款財産補償条項第6条⑧の損害
⑤	普通保険約款財産補償条項第6条⑪ア．およびイ．の損害
⑥	普通保険約款財産補償条項第6条⑬の損害
⑦	普通保険約款財産補償条項第6条⑯の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、次の①または②の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 包括・精算に関する特約（期末精算方式）および包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯されない場合は、当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額（*1）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を、第1条（この特約の補償内容）(1) の損害に対する損害保険金として、支払います。この場合における損害保険金の額の合計は、保険証券で支払限度額および免責金額が設定されている単位ごとに行います。

ア．保険金額が保険の対象の保険価額（*2）以上のとき。

普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1) または (2) に規定する損害額	=	損害保険金の額
---	---	---------

イ．保険金額が保険の対象の保険価額（*2）より低いとき。

普通保険約款財産補償条項第8条 (1) または (2) に規定する損害額	×	$\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (*2)}}$	=	損害保険金の額
--------------------------------------	---	--	---	---------

- ② 包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき協定保険価額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を、第1条 (1) の損害に対する損害保険金として、支払います。この場合における損害保険金の額の合計は、保険証券で支払限度額および免責金額が設定されている単位ごとに行います。

ア．損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*3）が同一（*4）の保険の対象の協定保険価額の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上のとき。

普通保険約款財産補償条項第8条 (1) または (2) に規定する損害額	=	損害保険金の額
--------------------------------------	---	---------

イ．損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*3）が同一（*4）の保険の対象の協定保険価額の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低いとき。

普通保険約款財産補償
条項第8条（1）または
（2）に規定する損害額

×

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類（*3）が同一
（*4）の保険の対象の協
定保険価額の合計額

=

損害保険金の額

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類（*3）が同一
（*4）の保険の対象の価
額の合計額

（2）当会社は、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条（2）に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（3）保険期間中に当会社が支払う第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険証券で支払限度額が設定されている単位ごとにその支払限度額を限度とします。

（*1）保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または（1）①イ.の場合は、保険金額とします。

（*2）保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

（*3）種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。

（*4）建物および屋外設備装置は、同一の種類（*3）とみなします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故（*1）は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

（*1）事故とは、第1条（この特約の補償内容）（1）①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発（*2）

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

（*2）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

（1）当会社は、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条（2）の残存物取片づけ費用保険金および普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（4）の表の②の地震火災費用保険金を除き、同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

（2）当会社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

（1）この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害保険金の支払額が、それぞれ1回の事故につき保険金額（*1）の80%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの特約は失効します。ただし、保険金額（*1）が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額（*1）とみなします。

（2）（1）のほか、保険期間中に当会社が支払うべき第1条（この特約の補償内容）に規定する損

害保険金および残存物取片づけ費用保険金の額の合計額が、保険証券記載の支払限度額に達した場合は、この特約は、これらの保険金の額の合計額が、保険証券記載の支払限度額に達する保険金の支払の原因となった損害が発生した時に失効します。

(3) おのおの別に保険金額(*1)を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、(1)の失効の規定を適用します。

(4) 支払限度額を2以上定めた場合は、保険証券で支払限度額が設定されている単位ごとに(2)の失効の規定を適用します。

(*1) 包括・精算に関する特約(期末精算方式)または包括・精算に関する特約(都度精算・小規模物件不精算方式)が付帯される場合は、協定保険価額とします。

第8条 (追加保険料不払の場合の取扱い)

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、普通保険約款基本条項第5節第6条(保険料不払による保険契約の解除)(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条 (保険金の支払)

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	損害を受けた保険の対象もしくは損害の発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日
---	------

(3) (2)の表の左欄の①から⑥までに規定する特別な照会または調査を開始した後、(2)の表の右欄の①から⑥までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)の表の右欄の①から⑥までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が、普通保険約款基本条項第4節第1条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条 (告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則)

この特約の明細書記載の告知事項についての普通保険約款基本条項第5節第3条(告知義務違反による保険契約の解除)または同節第4条(通知義務違反による保険契約の解除)の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

地震危険補償特約(縮小支払方式・企業財産包括保険用)

第1条 (この特約の補償内容)

(1) 当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条(保険金をお支払いしない場合)(2)の表の②の規定にかかわらず、第2条(保険の対象)に規定する保険の対象について生じた下表の損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた損壊(*2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 損壊とは、滅失(*5)、破損(*6)または汚損(*7)をいいます。ただし、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

(*5) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。

(*6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価

値が減少することをいいます。
 (*7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

(1) この特約において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	保険証券記載の建物
②	保険証券記載の屋外設備装置
③	保険証券記載の設備・什器等
④	保険証券記載の商品・製品等

(2) 包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される場合は、(1)の規定にかかわらず、これらの特約第2条（保険の対象）の規定を適用します。

(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、下表の物は、保険の対象に含まれません。

①	居住の用に供する建物(*1)
②	保険証券で保険の対象に含まないことを約定した物
③	包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）(6) または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）(6) に規定する「追加敷地内」に所在する物

(*1) 居住の用に供する建物には、門、塀、垣、外灯その他これらに類する付属屋外設備装置および物置、車庫その他の付属建物ならびに基礎を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に該当する損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1) において、普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ③	第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する事故	地震危険補償特約（縮小支払方式・企業財産包括保険用）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故
財産補償条項第4条 (1) ⑭	第1条 (1) ①から⑨までに規定する事故	

(*1) 下表に該当する損害を除きます。

①	普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ⑭の損害
②	普通保険約款財産補償条項第4条 (2) ②によって生じた損害
③	普通保険約款財産補償条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
④	普通保険約款財産補償条項第6条⑧の損害
⑤	普通保険約款財産補償条項第6条⑪ア、およびイ、の損害
⑥	普通保険約款財産補償条項第6条⑬の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、次の①または②の規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 包括・精算に関する特約（期末精算方式）および包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯されない場合は、当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額（*1）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、第1条（この特約の補償内容）(1) の損害に対する損害保険金として、支払います。

ア. 保険金額が保険の対象の保険価額（*2）以上のとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款財産補償条項第8} \\ \text{条（損害額の決定）(1) または} \\ \text{(2) に規定する損害額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 保険金額が保険の対象の保険価額（*2）より低いとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款財産補償} \\ \text{条項第8条（1）または} \\ \text{(2) に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険価額（*2）} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

- ② 包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される場合は、当会社は、保険証券に協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき協定保険価額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、第1条（1）の損害に対する損害保険金として、支払います。

ア. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*3）が同一（*4）の保険の対象の協定保険価額の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額以上のとき。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{普通保険約款財産補償条項第8} \\ \text{条（1）または（2）に規定す} \\ \text{る損害額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 損害発生時に、損害の生じた保険の対象が所在する敷地内において、損害の生じた保険の対象と種類（*3）が同一（*4）の保険の対象の協定保険価額の合計額が、それらの保険の対象の価額の合計額より低いとき。

普通保険約款財産補償
条項第8条（1）または
（2）に規定する損害額

×

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類（*3）が同一
（*4）の保険の対象の協
定保険価額の合計額

=

損害保険金の額

損害の生じた保険の対象
が所在する敷地内におい
て、損害の生じた保険の
対象と種類（*3）が同一
（*4）の保険の対象の価
額の合計額

（2）当社は、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条（2）に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

（*1）保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または（1）①イ.の場合は、保険金額とします。

（*2）保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

（*3）種類とは、建物、屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のいずれかをいいます。

（*4）建物および屋外設備装置は、同一の種類（*3）とみなします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故（*1）は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

（*1）事故とは、第1条（この特約の補償内容）（1）①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発（*2）

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

（*2）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

（1）当社は、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条（2）の残存物取片づけ費用保険金および普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（4）の表の②の地震火災費用保険金を除き、同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

（2）当社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

（1）この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害保険金の支払額を保険証券記載の縮小支払割合で除した額が、それぞれ1回の事故につき保険金額（*1）の80%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの特約は失効します。ただし、保険金額（*1）が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額（*1）とみなします。

（2）おのおの別に保険金額（*1）を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、（1）の失効の規定を適用します。

（*1）包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される場合は、協定保険価額とします。

第 8 条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、普通保険約款基本条項第 5 節第 6 条（保険料不払による保険契約の解除）（1）の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第 9 条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（*2）および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表の右欄の日数（*3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
②	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
③	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*4）	180 日
④	（1）の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
⑤	損害を受けた保険の対象もしくは損害の発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、（1）の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180 日
⑥	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730 日

(3) (2) の表の左欄の①から⑥までに規定する特別な照会または調査を開始した後、(2) の表の右欄の①から⑥までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) の表の右欄の①から⑥までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から (3) までの規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算入しないものとします。

- (*1) 被保険者が、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日をいいます。
- (*2) 保険価額を含みます。
- (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

この特約の明細書記載の告知事項についての普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

風災および雹災^{ひょう}危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表の事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害(*1)に対して、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2) ②のただし書の規定にかかわらず、被保険者に損害保険金を支払います。

①	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)
②	雹災 ^{ひょう}

(2) 当会社は、第4条（支払保険金の計算）(2) に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

- (*1) 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*3)が風災(*2)または雹災によって破損したために生じた損害に限りです。
- (*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、普通保険約款財産補償条項別表1に該当する物件のうち、保険証券においてこの特約の保険の対象とされている物件とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害に加え、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象のうち、電飾電球のフィラメントのみに生じた損害
②	この特約の締結(*1)の際に、既に発生していた台風による風災(*2)または雹災 ^{ひょう} によって生じた損害。ただし、更新(*3)後または中途更新(*4)後の保険契約である場合において、保険金額に縮小支払割合を乗じた額が、更新(*3)前または中途更新(*4)前の保険契約におけるその額より低いときは、この規定は適用しません。

- (*1) この特約の締結には、更新(*3)、中途更新(*4)および保険の対象の追加を含みます。
- (*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*3) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款にこの

特約を付帯した保険契約を、引き続き締結することをいいます。
 (*4) 中途更新とは、この特約を付帯した保険契約が解除された日を保険期間の初日として、この保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款にこの特約を付帯した保険契約を締結することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

① 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)以上のとき。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{普通保険約款財産補償} \\ \text{条項第8条（損害額の} \\ \text{決定）(1) または (2)} \\ \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の} \\ \text{縮小支払割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

② 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)より低いとき。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{普通保険約款財産} \\ \text{補償条項第8} \\ \text{条（損害額の決} \\ \text{定）(1) また} \\ \text{は (2) に規定} \\ \text{する損害額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険価額} \\ \text{(*2)} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券} \\ \text{記載の免} \\ \text{責金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記} \\ \text{載の縮小支} \\ \text{払割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険} \\ \text{金の額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 当社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または(1)②の場合は、保険金額とします。

(*2) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

第5条（他の費用保険金との関係）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金(*1)を支払いません。

(*1) 安定化処置費用補償特約（財産条項用）に規定する安定化処置費用保険金を除きます。

第6条（特約の失効）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	損害保険金の支払額	同条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金の支払額および風災および雹災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の支払額を同特約の縮小支払割合で除した額の合計額

第7条（特約解除による保険料の返還）

普通保険約款基本条項第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）（1）の規定に基づき、保険契約者がこの特約を解除したことにより、当会社がこの特約にかかる保険料を返還または請求する場合は、同条項付表2を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
1年一時払（1）および1年未満一時払以外（1）	付表3の「短期料率」	風災および雹災危険補償特約付表1の「特別短期料率」
1年一時払以外（1）	「月割」	風災および雹災危険補償特約付表1の「特別短期料率」
1年超一時払（1）	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未經過料率」を乗じて算出した額	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの（1）の算出方法に準じて算出した額

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

付表1 特別短期料率

保険期間			特別短期料率
(1) 保険期間が6月より11月に至る間にある場合	保険期間が1か月までのもの		年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの		年率（*1）の80%
	保険期間が2か月を超えるもの		年率（*1）の100%
(2) 保険期間が12月より5月に至る間にある場合	保険期間にかかわらず		年率（*1）の30%
(3) 保険期間が（1）および（2）の双方にわたる場合	保険期間が1か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の40%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の80%

	保険期間が2か月を超えるもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超え30日までのもの	年率（*1）の80%
		保険期間（1）に属する日数が30日を超え45日までのもの	年率（*1）の95%
		保険期間（1）に属する日数が45日を超えるもの	年率（*1）の100%

（*1）1年間に対応する保険料率をいいます。

風災危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*1）によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害（*2）に対して、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2) ②のただし書の規定にかかわらず、被保険者に損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、第4条（支払保険金の計算）(2) に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。
- （*1）風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- （*2）建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分（*3）が風災（*1）によって破損したために生じた損害に限りです。
- （*3）建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、普通保険約款財産補償条項別表1に該当する物件のうち、保険証券においてこの特約の保険の対象とされている物件とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害に加え、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象のうち、電飾電球のフィラメントのみに生じた損害
②	この特約の締結（*1）の際に、既に発生していた台風による風災（*2）によって生じた損害。ただし、更新（*3）後または中途更新（*4）後の保険契約である場合において、保険金額に縮小支払割合を乗じた額が、更新（*3）前または中途更新（*4）前の保険契約におけるその額より低いときは、この規定は適用しません。

- （*1）この特約の締結には、更新（*3）、中途更新（*4）および保険の対象の追加を含みます。
- （*2）風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- （*3）更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款にこの特約を付帯した保険契約を、引き続き締結することをいいます。
- （*4）中途更新とは、この特約を付帯した保険契約が解除された日を保険期間の初日として、この保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款にこの特約を付帯した保険契約を締結することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額(*1)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

① 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)以上のとき。

(

普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額

-

保険証券記載の免責金額

)

×

保険証券記載の縮小支払割合

=

損害保険金の額

② 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)より低いとき。

(

普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額

×

保険金額

保険価額(*2)

-

保険証券記載の免責金額

)

×

保険証券記載の縮小支払割合

=

損害保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手續費用保険金を支払います。

(*1) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または(1)②の場合は、保険金額とします。

(*2) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

第5条（他の費用保険金との関係）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金(*1)を支払いません。

(*1) 安定化処置費用補償特約（財産条項用）に規定する安定化処置費用保険金を除きます。

第6条（特約の失効）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	損害保険金の支払額	同条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金の支払額および風災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の支払額を同特約の縮小支払割合で除した額の合計額

第7条（特約解除による保険料の返還）

普通保険約款基本条項第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定に基づき、保険契約者がこの特約を解除したことにより、当会社がこの特約にかかる保険料を返還または請

求する場合は、同条項付表2を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
1年一時払（1）および1年未満一時払以外（1）	付表3の「短期料率」	風災危険補償特約付表1の「特別短期料率」
1年一時払以外（1）	「月割」	風災危険補償特約付表1の「特別短期料率」
1年超一時払（1）	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険末経過料率」を乗じて算出した額	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの（1）の算出方法に準じて算出した額

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

付表1 特別短期料率

保険期間			特別短期料率
(1) 保険期間が6月より11月に至る間にある場合	保険期間が1か月までのもの		年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの		年率（*1）の80%
	保険期間が2か月を超えるもの		年率（*1）の100%
(2) 保険期間が12月より5月に至る間にある場合	保険期間にかかわらず		年率（*1）の30%
(3) 保険期間が（1）および（2）の双方にわたる場合	保険期間が1か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の40%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の80%

	保険期間が2か月を超えるもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超え30日までのもの	年率（*1）の80%
		保険期間（1）に属する日数が30日を超え45日までのもの	年率（*1）の95%
		保険期間（1）に属する日数が45日を超えるもの	年率（*1）の100%

（*1）1年間に対応する保険料率をいいます。

雪災危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

- （1）当会社は、雪災（*1）によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害（*2）（*3）に対して、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（2）②のただし書の規定にかかわらず、被保険者に損害保険金を支払います。
- （2）当会社は、第4条（支払保険金の計算）（2）に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。
 - （*1）雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
 - （*2）建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分（*4）が雪災（*1）によって破損したために生じた損害（*3）に限りします。
 - （*3）雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
 - （*4）建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、普通保険約款財産補償条項別表1に該当する物件のうち、保険証券においてこの特約の保険の対象とされている物件とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金の計算）

- （1）当会社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額（*1）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出し、その額を、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき算出した額の合計額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。
 - ① 保険金額が保険の対象の保険価額（*2）以上のとき。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{普通保険約款財産補償} \\ \text{条項第8条（損害額の} \\ \text{決定）(1) または (2)} \\ \text{に規定する損害額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載} \\ \text{の免責金額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の} \\ \text{縮小支払割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

② 保険金額が保険の対象の保険価額(*2)より低いとき。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{普通保険約款財産} \\ \text{補償条項第8} \\ \text{条（損害額の決} \\ \text{定）(1) また} \\ \text{は (2) に規定} \\ \text{する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険金額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{保険価額} \\ \text{(*2)} \\ \hline} - \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券} \\ \text{記載の免} \\ \text{責金額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記} \\ \text{載の縮小支} \\ \text{払割合} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険} \\ \text{金の額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 当会社は、(1) に規定する損害保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1) ⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(※1) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合または(1) ②の場合は、保険金額とします。

(※2) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

第5条（他の費用保険金との関係）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金(*1)を支払いません。

(※1) 安定化処置費用補償特約（財産条項用）に規定する安定化処置費用保険金を除きます。

第6条（特約の失効）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	損害保険金の支払額	同条項第1条（この条項の補償内容）(1) に規定する損害保険金の支払額および雪災危険補償特約第1条（この特約の補償内容）(1) に規定する損害保険金の支払額を同特約の縮小支払割合で除した額の合計額

第7条（特約解除による保険料の返還）

普通保険約款基本条項第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定に基づき、保険契約者がこの特約を解除したことにより、当会社がこの特約にかかる保険料を返還または請求する場合は、同条項付表2を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
1年一時払(1) および1年未満一時払以外(1)	付表3の「短期料率」	雪災危険補償特約付表1の「特別短期料率」
1年一時払以外(1)	「月割」	雪災危険補償特約付表1の「特別短期料率」

1年超一時払（1）	保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの（1）の算出方法に準じて算出した額
-----------	---	---

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

付表1 特別短期料率

保険期間			特別短期料率
(1) 保険期間が11月より4月に至る間にある場合	保険期間が1か月までのもの		年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの		年率（*1）の80%
	保険期間が2か月を超えるもの		年率（*1）の100%
(2) 保険期間が5月より10月に至る間にある場合	保険期間にかかわらず		年率（*1）の30%
(3) 保険期間が（1）および（2）の双方にわたる場合	保険期間が1か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の40%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の50%
	保険期間が1か月を超え2か月までのもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超えるもの	年率（*1）の80%
	保険期間が2か月を超えるもの	保険期間（1）に属する日数が15日までのもの	年率（*1）の55%
		保険期間（1）に属する日数が15日を超え30日までのもの	年率（*1）の80%
		保険期間（1）に属する日数が30日を超え45日までのもの	年率（*1）の95%
		保険期間（1）に属する日数が45日を超えるもの	年率（*1）の100%

（*1）1年間に対応する保険料率をいいます。

業務用通貨等・預貯金証書・高額貴金属等盗難補償特約

第1条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑧、⑩お

よび⑪の規定にかかわらず、建物内に収容されている設備・什器等が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における下表の物に生じた盗難による損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。ただし、①に規定する業務用の通貨等または預貯金証書のうち、小切手、手形、乗車券等および預貯金証書については、それぞれについて別表に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。なお、いずれの損害についても、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）（1）⑦に規定する届出をしなければなりません。

①	業務用の通貨等または預貯金証書
②	保険の対象のうち、設備・什器等である高額貴金属等

(2) 当社は、第3条（支払保険金の計算）（2）に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害（*1）に対しては、保険金を支払いません。

（*1）普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑧、⑩および⑪に規定する損害を除きます。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、次の①または②の規定に従い、第1条（この特約の補償内容）（1）に規定する損害保険金を支払います。

① 第1条（1）①に規定する業務用の通貨等または預貯金証書に対する損害保険金について、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

業務用の通貨等または預貯金証書に生じた盗難による損害額

=

損害保険金の額

② 第1条（1）②に規定する保険の対象のうち、設備・什器等である高額貴金属等に対する損害保険金について、当社は、保険証券に保険金額が定められている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険の対象の保険価額（*1）を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1個または1組ごとに、1回の事故につき算出した額の合計額が保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。
ア．保険金額が保険の対象の保険価額（*2）以上のとき。

普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）（1）または（2）に規定する損害額

=

損害保険金の額

イ．保険金額が保険の対象の保険価額（*2）より低いとき。

普通保険約款財産補償条項第8条（1）または（2）に規定する損害額

×

保険金額

保険価額（*2）

=

損害保険金の額

(2) 当社は、（1）に規定する損害保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）（1）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

（*1）保険証券の「保険金支払方式」欄に「付分割合条件方式」と記載のある場合は、保険金額とします。

(*2) 保険証券の「保険金支払方式」欄に「付保割合条件方式」と記載のある場合は、保険の対象の保険価額に付保割合を乗じて得た額とします。

第4条（他の費用保険金との関係）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

第1条（この特約の補償内容）(1) に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、次の①または②に規定する物に盗難による損害が生じたときは、その損害に限り、普通保険約款基本条項の規定をそれぞれ下表のとおり読み替えるものとします。

① 第1条（1）①に規定する業務用の通貨等または預貯金証書

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項別表1 「保険金の種類」－ 「損害保険金」－ 「上記以外の損害保険金」	損害または損失の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額(*2)	1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の支払限度額(*16)または損害の額のいずれか低い額 (*16) 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。

② 第1条（1）②に規定する保険の対象のうち、設備・什器等である高額貴金属等

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項別表1 「保険金の種類」－ 「損害保険金」－ 「上記以外の損害保険金」	損害または損失の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額(*2)	1回の事故につき、1個または1組ごとに保険証券記載の支払限度額(*16)または損害の額のいずれか低い額 (*16) 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 損害保険金の支払条件

	損害が生じた物	条件
①	小切手	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。

② 手形	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 ウ. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
③ 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
④ 預貯金証書	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。 イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*1)。

(*1) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

冷凍・冷蔵物損害補償特約

第1条（この特約の補償内容）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)⑥	ただし、保険の対象が一般物件に該当する冷凍・冷蔵物である場合において、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化のときは、この規定は適用しません。	ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化のときは、この規定は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

管理車両衝突危険等補償特約（財産条項用）

第1条（この特約の補償内容）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ⑩の規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任・修理費用補償特約（限定補償）

第1節 賠償責任条項

第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戶室（*1）を損壊（*2）することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が、借用戶室（*1）についてその貸主（*3）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発（*4）

- （*1）借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- （*2）損壊とは、滅失（*5）、破損（*6）または汚損（*7）をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- （*3）貸主には、転貸人を含みます。
- （*4）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （*5）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- （*6）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- （*7）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借用戶室（*1）に損害が生じた場合において、第3条（被保険者）に規定する被保険者がその貸主（*2）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借家人修理費用（*3）に対して、被保険者に借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表のいずれかの事故による損害に対し、被保険者が借用戶室（*1）の貸主（*2）に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発（*4）
④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*5）、雹災または雪災（*6）。ただし、借用戶室（*1）の内部については、借用戶室（*1）の外側の部分（*7）が風災（*5）、雹災または雪災（*6）によって破損したために生じた損害（*8）に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備（*9）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用戶室（*1）で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災（*10）もしくは④の事故による損害または給排水設備（*9）自体に生じた損害を除きます。
⑦	借用戶室（*1）の外部からの物体（*11）の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災（*10）、土砂崩れ（*12）または④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動（*13）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

- （*1）借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- （*2）貸主には、転貸人を含みます。
- （*3）借家人修理費用とは、借用戶室（*1）を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
- （*4）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （*5）風災には、洪水、高潮等は含まれません。

- (＊6) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (＊7) 借用戸室(＊1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (＊8) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。
- (＊9) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (＊10) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(＊12)、落石等の水災をいいます。
- (＊11) 物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。
- (＊12) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (＊13) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第3条（被保険者）

- (1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者
②	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

- (2) (1) の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条（支払保険金の計算）(1) に規定する当会社の支払うべき保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第4条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(＊1) イ. 被保険者(＊1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(＊2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(＊3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借用戸室(＊4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

- (2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対し

ては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊(*6)に起因する損害賠償責任

(3) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*5) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*6) 損壊とは、滅失(*7)、破損(*8)または汚損(*9)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*7) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐欺および横領を含みません。
- (*8) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1)(*3) オ. ア.からエ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	保険契約者、被保険者もしくは借戸室(*2)の貸主(*3)が所有(*6)もしくは運転(*7)する車両またはその積載物の衝突または接触

- (2) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人修理費用保険金を支払いません。
- (※1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(※2)の貸主(※3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (※2) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
 - (※3) 貸主には、転貸人を含みます。
 - (※4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 - (※5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
 - (※6) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。なお、所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
 - (※7) 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

第6条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当会社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借戸室(※1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室(※1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の算式により算出される額とします。
- ① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。
ただし、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

被保険者が貸主(※1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

第8条（費用）の表の①の費用

-

被保険者が貸主(※1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

=

借家人賠償責任保険金の額

- ② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

借家人修理費用(※2)の額

-

3,000円

=

借家人修理費用保険金の額

- (2) 当会社は、(1) ①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第8条（費用）の表の②から④までの費用。ただし、同条の表の②および④の費用は、第7条（1）の損害賠償責任の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、1回の事故につき次の算式により算出される額のみに対して保険金を支払います。			
	第8条の表の②および④の費用の額	×	保険証券記載の支払限度額 第7条（1）の法律上の損害賠償責任の額	= 保険金の額

②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
---	-------------------------------------

- (※1) 貸主には、転貸人を含みます。
(※2) 借家人修理費用とは、借用戸室(※3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
(※3) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第1条（事故発生時の義務）の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からエ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要な費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第2節 基本条項

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(※1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(※1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(※2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(※3)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(※3)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- (*1) 事故の状況には、借戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。
 (*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
 (*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 (*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
 (*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借戸室(*1)の貸主(*2)との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*3)
- ③ 被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)が死亡した場合は、被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)の除籍および被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借戸室(*1)の貸主(*2)の承諾があったことを示す書類
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*4)および被害が生じた物の写真(*5)をいいます。

(*4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えときは、その超過額(*1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

(1) 借戸室(*1)の貸主(*2)は、被保険者の当社に対する保険金請求権(*3)について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、借戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合

③	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、借戸室(*1)の貸主(*2)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、借戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合
④	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを借戸室(*1)の貸主(*2)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、借戸室(*1)の貸主(*2)が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*3)は、借戸室(*1)の貸主(*2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借戸室(*1)の貸主(*2)に対して支払われる保険金と被保険者が賠償責任条項第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借戸室(*1)の貸主(*2)に対する保険金の支払を行うものとします。

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借戸室(*1)の貸主(*2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任・修理費用補償特約（オールリスク）

第1節 賠償責任条項

第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戶室（*1）を損壊（*2）することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が、借用戶室（*1）についてその貸主（*3）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発（*4）
④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*5）、雹災または雪災（*6）。ただし、借用戶室（*1）の内部については、借用戶室（*1）の外側の部分（*7）が風災（*5）、雹災または雪災（*6）によって破損したために生じた損害（*8）に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備（*9）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用戶室（*1）で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災（*10）もしくは④の事故による損害または給排水設備（*9）自体に生じた損害を除きます。
⑦	借用戶室（*1）の外部からの物体（*11）の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災（*10）、土砂崩れ（*12）または④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動（*13）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑨	①から⑧までに該当しない不測かつ突発的な事故

- （*1）借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- （*2）損壊とは、滅失（*14）、破損（*15）または汚損（*16）をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- （*3）貸主には、転貸人を含みます。
- （*4）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （*5）風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- （*6）雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- （*7）借用戶室（*1）の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- （*8）風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。
- （*9）給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- （*10）台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（*12）、落石等の水災をいいます。
- （*11）物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。
- （*12）土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- （*13）騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- （*14）滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- （*15）破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- （*16）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借用戶室（*1）に損害が生じた場合において、第3条（被保険者）に規定する被保険者がその貸主（*2）との契約に

に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借家人修理費用(*3)に対して、被保険者に借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表のいずれかの事故による損害に対し、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*4)
④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*5)、雹災または雪災(*6)。ただし、借戸室(*1)の内部については、借戸室(*1)の外側の部分(*7)が風災(*5)、雹災または雪災(*6)によって破損したために生じた損害(*8)に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備(*9)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*10)もしくは④の事故による損害または給排水設備(*9)自体に生じた損害を除きます。
⑦	借戸室(*1)の外部からの物体(*11)の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災(*10)、土砂崩れ(*12)または④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動(*13)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑨	①から⑧までに該当しない不測かつ突発的な事故

- (*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*3) 借家人修理費用とは、借戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
- (*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*5) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*6) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*7) 借戸室(*1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*8) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。
- (*9) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (*10) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*12)、落石等の水災をいいます。
- (*11) 物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。
- (*12) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*13) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第3条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者
②	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

- (2) (1) の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条（支払保険金の計算）(1) に規定する当会社の支払うべき保険金の支払限度額が増額される

ものではありません。

第4条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア．保険契約者(*1) イ．被保険者(*1) ウ．ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア．核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ．ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア．②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ．発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ．②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）の表の⑨に規定する事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害については、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	借戸室(*4)に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または借戸室(*4)の汚損(*5)であって、借戸室(*4)の機能に支障をきたさない損害
②	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
③	借戸室(*4)に次の事由によって生じた損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。 ア．自然の消耗または劣化(*6) イ．ボイラースケールの進行 ウ．性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*7)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ．ねずみ食いまたは虫食い等

(3) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*8)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
---	---

②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*8)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊(*9)に起因する損害賠償責任
---	---

(4) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*5) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*6) 自然の消耗または劣化には、借戸室の日常の使用に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*7) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*8) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*9) 損壊とは、滅失(*10)、破損(*11)または汚損(*5)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*10) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (*11) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1) (*3) オ. ア. からエ. までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	保険契約者、被保険者もしくは借戸室(*2)の貸主(*3)が所有(*6)もしくは運転(*7)する車両またはその積載物の衝突または接触

(2) 当会社は、第2条（この特約の補償内容－借家人修理費用）の表の⑨に規定する事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害については、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	借用戸室(*2)に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または借用戸室(*2)の汚損(*8)であって、借用戸室(*2)の機能に支障をきたさない損害
②	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
③	借用戸室(*2)に次の事由によって生じた損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。 ア. 自然の消耗または劣化(*9) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*10)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等

(3) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人修理費用保険金を支払いません。

- (*1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借用戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*3) 貸主には、転賃人を含みます。
- (*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*6) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。なお、所有権留保条項付売買契約とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
- (*7) 保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*9) 自然の消耗または劣化には、借用戸室(*2)の日常の使用に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*10) 板ガラスの熱割れは含みません。

第6条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当会社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借用戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借用戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。

- ① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。
ただし、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第8条(費用)の表の①の費用	-	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

ア. 第2条(この特約の補償内容－借家人修理費用)の表の①から⑧までの事故の場合	借家人修理費用(*2)の額	-	3,000円	=	借家人修理費用保険金の額
イ. 第2条の表の⑨の事故の場合	借家人修理費用(*2)の額	-	10,000円	=	借家人修理費用保険金の額

(2) 当会社は、(1) ①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第8条(費用)の表の②から④までの費用。ただし、同条の表の②および④の費用は、第7条(1)の損害賠償責任の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、1回の事故につき次の算式により算出される額のみに対して保険金を支払います。				
	第8条の表の②および④の費用の額	×	保険証券記載の支払限度額 第7条(1)の法律上の損害賠償責任の額	=	保険金の額
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金				

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。

(*2) 借家人修理費用とは、借戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*3) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第1条(事故発生時の義務)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用

④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からエ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
--------	--

第2節 基本条項

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、借戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借戸室(*1)の貸主(*2)との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*3)
- ③ 被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)が死亡した場合は、被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)の除籍および被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

- ア. 被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借戸室(*1)の貸主(*2)の承諾があったことを示す書類
- イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、

もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (※2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (※3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※4)および被害が生じた物の写真(※5)をいいます。
- (※4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 借戸室(※1)の貸主(※2)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(※3)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合
③	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、借戸室(※1)の貸主(※2)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合
④	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(※3)は、借戸室(※1)の貸主(※2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。
- (※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (※2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (※3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借戸室(※1)の貸主(※2)に対して支払われる保険金と被保険者が賠償責任条項第8条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社

は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借戸室(*1)の貸主(*2)に対する保険金の支払を行うものとします。

- (*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*2) 貸主には、転貸人を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借戸室(*1)の貸主(*2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任補償特約（限定補償・修理費用不担保）

第1節 賠償責任条項

第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借戸室(*1)を損壊(*2)することにより、第2条（被保険者）に規定する被保険者が、借戸室(*1)についてその貸主(*3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発(*4)

- (*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*2) 損壊とは、滅失(*5)、破損(*6)または汚損(*7)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*3) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*5) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (*6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者
②	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1) の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社书面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第4条（支払保険金の計算）(1) に規定する当会社の支払うべき借家人賠償責任保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第3条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊(*6)に起因する損害賠償責任

(3) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- (※1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (※3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (※4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (※5) 貸主には、転貸人を含みます。
- (※6) 損壊とは、滅失(※7)、破損(※8)または汚損(※9)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (※7) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (※8) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

被保険者が貸主(※1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第5条（費用）の表の①の費用	-	被保険者が貸主(※1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第5条（費用）の表の②から④までの費用。ただし、同条の表の②および④の費用は、第4条（1）の損害賠償責任の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、1回の事故につき次の算式により算出される額のみに対して保険金を支払います。				
	第5条の表の②および④の費用の額	×	保険証券記載の支払限度額 第4条（1）の法律上の損害賠償責任の額	=	保険金の額
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金				

(※1) 貸主には、転貸人を含みます。

第5条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第1条（事故発生時の義務）の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用

④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からエ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
--------	--

第2節 基本条項

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、借戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借戸室(*1)の貸主(*2)との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*3)
- ③ 被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)が死亡した場合は、被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)の除籍および被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

- ア. 被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借戸室(*1)の貸主(*2)の承諾があったことを示す書類
- イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、

もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (※2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (※3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※4)および被害が生じた物の写真(※5)をいいます。
- (※4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 借戸室(※1)の貸主(※2)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(※3)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合
③	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、借戸室(※1)の貸主(※2)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合
④	被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(※3)は、借戸室(※1)の貸主(※2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。
- (※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (※2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (※3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借戸室(※1)の貸主(※2)に対して支払われる保険金と被保険者が賠償責任条項第5条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社

は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借用戶室(*1)の貸主(*2)に対する保険金の支払を行うものとします。

- (* 1) 借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
(* 2) 貸主には、転貸人を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借用戶室(*1)の貸主(*2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (* 1) 借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
(* 2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(* 1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任補償特約（オールリスク・修理費用不担保）

第1節 賠償責任条項

第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戶室(*1)を損壊(*2)することにより、第2条（被保険者）に規定する被保険者が、借用戶室(*1)についてその貸主(*3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*4)
④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*5)、雹災または雪災(*6)。ただし、借用戶室(*1)の内部については、借用戶室(*1)の外側の部分(*7)が風災(*5)、雹災または雪災(*6)によって破損したために生じた損害(*8)に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備(*9)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用戶室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*10)もしくは④の事故による損害または給排水設備(*9)自体に生じた損害を除きます。

⑦	借戸室(*1)の外部からの物体(*11)の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災(*10)、土砂崩れ(*12)または④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動(*13)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑨	①から⑧までに該当しない不測かつ突発的な事故

- (*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*2) 損壊とは、滅失(*14)、破損(*15)または汚損(*16)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*3) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*5) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*6) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*7) 借戸室(*1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*8) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。
- (*9) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (*10) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*12)、落石等の水災をいいます。
- (*11) 物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。
- (*12) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*13) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (*14) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (*15) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*16) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者
②	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

(2) (1) の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第4条（支払保険金の計算）(1) に規定する当会社の支払うべき借家人賠償責任保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

第3条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）の表の⑨に規定する事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損害については、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	借戸室(*4)に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または借戸室(*4)の汚損(*5)であって、借戸室(*4)の機能に支障をきたさない損害
②	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
③	借戸室(*4)に次の事由によって生じた損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。 ア. 自然の消耗または劣化(*6) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*7)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等

(3) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*8)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*8)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊(*9)に起因する損害賠償責任

(4) この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合は、当会社は、これらの特約第10条（自動補償）に規定する自動補償の対象となる追加物件について、借家人賠償責任保険金を支払いません。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*6) 自然の消耗または劣化には、借戸室の日常の使用に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

- (＊7) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (＊8) 貸主には、転貸人を含みます。
- (＊9) 損壊とは、滅失(＊10)、破損(＊11)または汚損(＊5)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (＊10) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (＊11) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

被保険者が貸主(＊1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

第5条（費用）の表の①の費用

-

被保険者が貸主(＊1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

=

借家人賠償責任保険金の額

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第5条（費用）の表の②から④までの費用。ただし、同条の表の②および④の費用は、第4条（1）の損害賠償責任の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、1回の事故につき次の算式により算出される額のみに対して保険金を支払います。			
	第5条の表の②および④の費用の額	×	保険証券記載の支払限度額 第4条（1）の法律上の損害賠償責任の額	= 保険金の額
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金			

(＊1) 貸主には、転貸人を含みます。

第5条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第1条（事故発生時の義務）の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からエ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第2節 基本条項

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (*1) 事故の状況には、借戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。
- (*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
- (*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

④	第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額
---	---------	------------------

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が借戸室（＊1）の貸主（＊2）に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借戸室（＊1）の貸主（＊2）との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類（＊3）

③ 被保険者または借戸室（＊1）の貸主（＊2）が死亡した場合は、被保険者または借戸室（＊1）の貸主（＊2）の除籍および被保険者または借戸室（＊1）の貸主（＊2）のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条（1）の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア．被保険者が借戸室（＊1）の貸主（＊2）に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借戸室（＊1）の貸主（＊2）の承諾があったことを示す書類

イ．盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(＊1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(＊2) 貸主には、転貸人を含みます。

(＊3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（＊4）および被害が生じた物の写真（＊5）をいいます。

(＊4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(＊5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額（*1）
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（*1）他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

(1) 借戸室(*1)の貸主(*2)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*3)について先取特権を有します。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、借戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合
③	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、借戸室(*1)の貸主(*2)が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、借戸室(*1)の貸主(*2)に支払う場合
④	被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを借戸室(*1)の貸主(*2)が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、借戸室(*1)の貸主(*2)が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*3)は、借戸室(*1)の貸主(*2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

（*1）借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

（*2）貸主には、転貸人を含みます。

（*3）この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借戸室(*1)の貸主(*2)に対して支払われる保険金と被保険者が賠償責任条項第5条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借戸室(*1)の貸主(*2)に対する保険金の支払を行うものとします。

（*1）借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

（*2）貸主には、転貸人を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借戸室(*1)の貸主(*2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の

求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (※1) 借用戶室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
(※2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（※1）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（※1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

借家人賠償責任補償包括契約に関する特約

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、下表の特約に適用されます。

①	借家人賠償責任・修理費用補償特約（限定補償）
②	借家人賠償責任・修理費用補償特約（オールリスク）
③	借家人賠償責任補償特約（限定補償・修理費用不担保）
④	借家人賠償責任補償特約（オールリスク・修理費用不担保）

第2条（借用戶室の範囲）

この保険契約においては、第1条（特約の適用範囲）の表の①から④までの特約に規定する「借用戶室」の定義にかかわらず、下表の①から③までをすべて満たすものを「借用戶室」とします。

①	記名被保険者（※1）が借用する建物の戸室であること。
②	次のいずれかまたはすべての条件を満たすものであること。 ア. 記名被保険者（※1）が1つの建物において借用する戸室の床面積の合計が6,000㎡未満である建物の戸室であること。 イ. 記名被保険者（※1）が借用する戸室を転貸する場合において、1つの建物における1転借人あたりの戸室の床面積の合計および転貸しない戸室の床面積の合計がいずれも1,000㎡未満であること。
③	保険証券記載の条件を満たすものであること。

（※1）記名被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

第3条（借用戶室の増減）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結時における借用戶室の見込数に所定の保険料率を乗じて得た額を、暫定保険料として当社に支払うものとします。
(2) この保険契約締結の後、保険契約者は、保険証券に記載された基準日における借用戶室の数を

保険期間終了後1か月以内に当会社に通知しなければなりません。

- (3) (2) に規定する通知に基づき、当社は、通知された借用戶室の数から算出した平均借用戶室数によって計算した確定保険料と(1)の暫定保険料との差額を返還または請求します。
- (4) (2) に規定する通知がなされなかった場合は、保険期間中に新たに借用した戸室は、新たに借用された日にさかのぼって借用戶室に含まれなかったものとします。ただし、(2)に規定する通知がなされなかったことが、保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その借用戶室について直ちに(2)の規定に準じて通知し、かつ、当社がこれを認めた場合は、この規定を適用しません。
- (5) 保険契約者が、(3)の規定により当社が請求した保険料の払込みを怠った場合(*1)は、当社は、新たに借用した戸室について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*1) 当社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第4条（当会社による借用戶室管理台帳の閲覧）

- (1) 保険契約者は、借用戶室の管理台帳を常に備え付け、その管理台帳を保険期間終了後1年間保存しなければなりません。
- (2) 当社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後1年以内において、(1)に規定する管理台帳を閲覧することができます。

第5条（保険金支払の特則）

第3条（借用戶室の増減）(2)の規定により通知された借用戶室の数が、実際の借用戶室の数に不足していた場合は、同条(3)の規定により算出した平均借用戶室数と実際の平均借用戶室数の割合により、当社は、その支払うべき保険金を削減します。

第6条（代位の特則）

第1条（この特約の適用範囲）の表の①から④までの特約の基本条項第8条（代位）および普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定により当社に移転した債権のうち、記名被保険者(*1)の理事、取締役、従業員またはこれらの親族に対する債権については、当社は、これを行使しないものとします。ただし、記名被保険者(*1)の理事、取締役、従業員またはこれらの親族の故意または重大な過失によって生じた損害に対して借家人賠償責任保険金または借家人修理費用保険金を支払った場合は、当社は、その権利を行使することができます。

(*1) 記名被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

第7条（特約の一部不適用）

当社は、この特約により、下表の左欄の特約の右欄の規定を適用しません。

① 借家人賠償責任・修理費用補償特約（限定補償）	賠償責任条項第4条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）(3) および同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）(2)
② 借家人賠償責任・修理費用補償特約（オールリスク）	
③ 借家人賠償責任補償特約（限定補償・修理費用不担保）	賠償責任条項第3条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）(3)
④ 借家人賠償責任補償特約（オールリスク・修理費用不担保）	

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料不精算特約（借家賠償包括用）

第1条（保険料の精算）

この特約が付帯された保険契約については、借家人賠償責任補償包括契約に関する特約第3条（借戸室の増減）（3）の規定にかかわらず、保険料の精算は行いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

電車損害補償特約

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、電車事故（*1）によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象に生じた損害に対して、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑬、⑭および⑯の規定にかかわらず、被保険者に損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（1）①または②に規定する事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象が、保険証券記載の敷地内以外に所在する時に生じた損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。
（*1）電車事故とは、衝突、追突、接触、転覆、脱線もしくは墜落または架線障害をいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、保険証券においてこの特約の対象とされている電車（*1）とします。
（*1）電車とは、電車、機関車、客車、貨車等をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害（*1）に加え、洪水または高潮によって生じた電車事故（*2）による損害に対しても、保険金を支払いません。
（*1）普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑬、⑭および⑯に規定する損害を除きます。
（*2）電車事故とは、衝突、追突、接触、転覆、脱線もしくは墜落または架線障害をいいます。

第4条（支払保険金の計算）

当社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）（1）①および③の規定に従い、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払います。

第5条（費用保険金との関係）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（3）①から③までおよび（4）に規定する費用保険金ならびに同条項に付帯された他の特約に規定する費用保険金（*1）を支払いません。
（*1）安定化処置費用補償特約（財産条項用）に規定する安定化処置費用保険金を除きます。

第6条（通知義務）

この特約の保険の対象については、普通保険約款基本条項第1節第2条（通知義務）（1）①の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

トランクルーム拡張危険補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当会社は、第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた下表の損害に対して、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）（1）⑪および⑯工.の規定にかかわらず、被保険者に損害保険金を支払います。

①	給排水設備（*1）に生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害。ただし、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（2）②もしくは⑧の損害または給排水設備（*1）自体に生じた損害を除きます。
②	倉庫業者の業務に従事中の倉庫業者（*2）またはその使用人の作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象についてその作業中に生じた損傷の損害。ただし、汚損（*3）またはすり傷のみの損害を除きます。
③	ねずみ食いによって保険の対象に生じた損害。ただし、保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損（*3）であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害を除きます。
④	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損（*3）の損害

- （*1）給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- （*2）倉庫業者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （*3）汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、標準トランクルームサービス約款に基づき倉庫業者（*1）が占有管理している倉庫（*2）に収容されており、かつ、保険証券においてこの特約の対象とされている貨物とします。

- （*1）倉庫業者とは、倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定により倉庫業を営む者をいいます。
- （*2）倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）に規定する一類倉庫に限りです。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損害（*1）に加え、下表のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

①	事故発生後その日を含めて60日以内に知ることができなかった損害
②	保険の対象を倉庫業者から寄託者に引き渡す際または引き渡した後に発見された損害
③	保険の対象の紛失の損害
④	保険の対象の機能の低下の損害。ただし、第1条（この特約の補償内容）に規定する事故による損害については、この規定を適用しません。
⑤	第1条①に規定する事故の際における保険の対象の盗難によって生じた損害

⑥	保険の対象が屋外にある間に生じた盗難によって生じた損害
⑦	倉庫業者の使用人または保険の対象もしくはその収容倉庫の監守人が自ら行いまたは加担した盗難によって生じた損害

(※1) 普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ⑪および⑫工. に規定する損害を除きます。

第4条（支払保険金の計算）

当社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1) ①および③の規定に従い、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払います。ただし、高額貴金属等を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、これらに生じた第1条④の損害については、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い－高額貴金属等の盗難の場合）

高額貴金属等が保険の対象に含まれている場合において、これらに生じた第1条（この特約の補償内容）④に規定する損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があるときは、高額貴金属等に対する同条④の損害に限り、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項別表1 「保険金の種類」－ 「損害保険金」－ 「上記以外の損害保険金」	損害または損失の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（※2）	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（※16）または損害の額のいずれか低い額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額（※2） （※16）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうちの最も高い額とします。

第6条（費用保険金との関係）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(3) ①から③までに規定する費用保険金および同条項に付帯された他の特約に規定する費用保険金（※1）を支払いません。

（※1）安定化処置費用補償特約（財産条項用）に規定する安定化処置費用保険金を除きます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

代位求償権不行使特約（財産条項用・対象物件記名式）

第1条（代位求償を行わない場合）

普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、保険証券記載の条件に該当する保険の対象に損害が生じたことにより被保険者が債務者に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行行使しないものとします。ただし、当社が保険金を支払うべき損害が債務者（※1）の故意または重大な過失によって生じた場合は、その権利を行行使することができず。

（※1）債務者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

テロ危険不担保特約（財産条項用）

第1条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって保険の対象について生じた損害（*1）に対しては、保険金を支払いません。

①	テロ行為
②	テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

(2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（*2）または破壊行為（*3）をいいます。

- （*1）損害には、(1) ①または②の事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。
- （*2）暴力的行為には、示威行為、脅迫行為および生物兵器、化学兵器等を用いた加害行為を含みます。
- （*3）破壊行為には、データ等を破壊する行為を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

サイバー攻撃による事故の補償限定特約（財産条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。
	① サイバー攻撃により生じた事象
	② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア. およびイ. を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア. からウ. までは除きます。

サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(*1)をいい、次の行為を含みます。
	① コンピュータシステムへの不正アクセス
	② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
	③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(*2)
	④ コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
	(*1) 正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為には、正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。 (*2) インストールには、他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、サイバーインシデントによって保険の対象について生じた損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。ただし、下表のいずれかに該当する損害に対しては、この規定は適用しません。

①	サイバー攻撃によらずに保険の対象について生じた損害
②	サイバー攻撃の結果として、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ①ア. に規定する火災または同項①ウ. に規定する破裂もしくは爆発によって保険の対象について生じた損害

(*1) 損害には、サイバーインシデントがなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

安定化処置費用補償特約（財産条項用）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、保険証券の「財産補償条項」の「補償の内容」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	普通保険約款財産補償条項に規定する保険の対象に生じる同条項第1条（この条項の補償内容）(2) の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。

③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当社が指定するものが行う処置であること。
---	--

(3) 安定化処置費用(*1)には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。

(4) 安定化処置費用(*1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
②	普通保険約款財産補償条項第1条（3）または（4）の費用保険金
③	この保険契約に普通保険約款休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
④	この保険契約に普通保険約款休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（3）または（4）の費用保険金

(*1) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって生じた損害(*2)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）または同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）
②	普通保険約款基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
③	普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）(2)
④	普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)、同節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2) または同節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(2)
⑤	普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) ①または同節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①
⑥	普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)

(*1) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 損害とは、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損害をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

(2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（休業条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

(*1) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当社は、

①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

(*1) 他の保険契約等とは、この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) 支払責任額とは、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

臨時費用補償特約

第1条 (この特約の補償内容)

当会社は、普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合は、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第2条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第1条(この特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。

ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

(2) 当会社は、1敷地内ごとに、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。

第3条 (他の保険契約等がある場合の取扱い)

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項別表1に下表を追加します。

保険金の種類	支払限度額
臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円(*16) (*16) 他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

残存物取片づけ費用不担保特約

第1条 (費用保険金をお支払いしない場合)

当会社は、普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(3)の表の①の規定にかかわらず、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

修理付帯費用不担保特約

第1条（費用保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（3）の表の②の規定にかかわらず、修理付帯費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

損害拡大防止費用不担保特約

第1条（費用保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（3）の表の③の規定にかかわらず、損害拡大防止費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

失火見舞費用不担保特約

第1条（費用保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（4）の表の①の規定にかかわらず、失火見舞費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

地震火災費用不担保特約

第1条（費用保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（4）の表の②の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

火災通知特約

第1条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。

- ① 普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ①から⑦までならびに (1) ⑨および⑩の損害に対する損害保険金

ア. 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)以上の場合

当会社は、第2条（損害額の決定）により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)に規定する損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金の額とします。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払保険金制限度額(*3)を上回る場合は、その支払保険金制限度額(*3)を損害保険金の額とします。

イ. 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)より低い場合

当会社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払保険金制限度額(*3)を上回る場合は、その支払保険金制限度額(*3)を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第2条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均通知価額(*1)} \\ \hline \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険証券記載の免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

- ② 普通保険約款財産補償条項第1条 (1) ⑧の損害に対する損害保険金

ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合

(ア) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)以上の場合

当会社は、支払保険金制限度額(*3)を限度として、第2条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)に規定する損害額を損害保険金の額とします。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(イ) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)より低い場合

当会社は、支払保険金制限度額(*3)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第2条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均通知価額(*1)} \\ \hline \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合

(ア) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ. (イ)に該当するとき。

当会社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の支払保険金制限度額(*3)または損害の生じた時の在庫価額のいずれか低い額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 5\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(イ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ. (ウ)に該当するとき。

当会社は、支払保険金制限度額(*3)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{第2条により読み} \\ \text{替えて適用される} \\ \text{普通保険約款財産} \\ \text{補償条項第8条(1)} \\ \text{に規定する損害額} \end{array}} \times \frac{\boxed{\text{平均通知価額(*1)(*4)}}}{\boxed{\text{平均在庫価額(*2)}}} \times \boxed{70\%} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ③ 損害が生じた保険の対象について普通の保険契約等(*5)で当会社の承認を得たものがある場合は、①および②に規定する第2条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)に規定する損害額は、次の算式により算出します。ただし、次の算式において、算出された額が0円を下回る場合は、①および②に規定する第2条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)に規定する損害額は0円とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{第2条により読み替えて} \\ \text{適用される普通保険約} \\ \text{款財産補償条項第8条} \\ \text{(1)に規定する損害額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{普通の保険契約等} \\ \text{(*5)から支払われる、} \\ \text{または支払われた保} \\ \text{険金もしくは共済金} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{①および②に規定する第2条} \\ \text{により読み替えて適用される} \\ \text{普通保険約款財産補償条項第} \\ \text{8条(1)に規定する損害額} \end{array}}$$

(2) 当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合は、普通保険約款財産補償条項第7条(支払保険金の計算)(2)から(4)までの規定を準用し、費用保険金を支払います。

(3) 第4条(在庫価額の通知)(3)の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額が、同条(1)または(2)の規定に基づき実際に申告すべき在庫価額の平均額に不足していたことが判明した場合において、当会社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者は、その不足していた場合に支払われるべき保険金の額と実際に支払った保険金の額の差額を当会社に返還するものとします。

(*1) 平均通知価額とは、第7条(提出書類)②の規定により当会社に提出された通知書記載の在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額をいいます。

(*2) 平均在庫価額とは、損害が生じた時以前の通知日(*6)における実際の在庫価額の平均額をいいます。

(*3) 保険証券に敷地内単位方式(*7)と記載がある場合は、損害の生じた時において、次の算式によって算出した額を建物等(*8)ごとの支払保険金制限額とみなします。

$$\boxed{\text{その敷地内の支払保険金制限額}} \times \frac{\boxed{\text{損害の生じた時におけるその建物等(*8)の在庫価額}}}{\boxed{\text{損害の生じた時におけるその敷地内の在庫価額の合計額}}} = \boxed{\text{その建物等(*8)の支払保険金制限額}}$$

(*4) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)を超える場合は、平均在庫価額とします。

(*5) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。

(*6) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*7) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(*8)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

(*8) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積みのみ場所を含みます。

第2条(損害額の決定)

この特約を付帯した場合は、普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第8条 (損害額の決定)	損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額とします。	損害が生じた保険の対象の損害の生じた時における在庫価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、損害の生じた時における在庫価額とします。この場合における在庫価額の計算方法は、火災通知特約第4条（在庫価額の通知）の通知における在庫価額と同一の計算方法によって算出するものとします。

第3条（保険契約の条件等の変更）

保険契約の締結の後、保険契約者は、下表に該当する変更を行うことはできません。ただし、第9条（保険契約の全部または一部の終了）に規定する事由により保険契約の全部または一部が終了した場合を除きます。

①	支払保険金制限額を減額すること。
②	保険の対象を収容する建物等(*1)の一部をこの保険契約から除外すること。

(*1) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積みの場所を含みます。

第4条（在庫価額の通知）

- (1) 保険証券に建物単位方式(*1)と記載がある場合は、保険契約者は、保険の対象を収容する建物等(*2)ごとに、その在庫高の有無にかかわらず、通知日(*3)における在庫価額を記載した通知書を作成します。
- (2) 保険証券に敷地内単位方式(*4)と記載がある場合は、保険契約者は、敷地内ごとに、その在庫高の有無にかかわらず、通知日(*3)における在庫価額を記載した通知書を作成します。
- (3) 保険契約者は、(1)または(2)に規定する通知書を、保険期間終了後30日以内に当会社に通知しなければなりません。
- (4) (1)または(2)の通知書が所定の期間内に通知されなかった場合は、保険証券記載の支払保険金制限額をその通知日(*3)における通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日(*3)における在庫価額を下回ることはいないものとします。
- (5) (1)または(2)の通知日(*3)が適当でないと認められる場合は、保険契約者または当会社は、いつでも相手方に対しその変更を求めることができます。

(*1) 建物単位方式とは、保険の対象を収容する建物等(*2)ごとに、支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

(*2) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積みの場所を含みます。

(*3) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*4) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(*2)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

第5条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、この保険契約においては、支払保険金制限額の75%に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料として領収します。
- (2) この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第2節、同条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）、同節第8条（保険契約解除の効力）(2) ②、同条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）、同節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）、同節第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）、同節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）および同条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）	保険料	暫定保険料

第6条（保険料の精算）

- (1) 保険期間終了後、第4条（在庫価額の通知）の規定により通知された在庫価額に基づき在庫価額の平均額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。ただし、確定保険料が、暫定保険料の合計額の15分の4を下回る場合は、暫定保険料の合計額の15分の4に相当する額を確定保険料とします。
 - (2) 当会社の承認を得た普通の保険契約等(*1)がある場合は、(1)の計算において、その普通の保険契約等(*1)が有効に存在する通知日(*2)において通知された在庫価額からその普通の保険契約等(*1)の保険金額を差し引きます。ただし、通知された在庫価額を超えては差し引きません。
 - (3) 当会社は、(1)および(2)の規定による確定保険料と第5条（暫定保険料）(1)に規定する暫定保険料(*3)との差額を返還または請求します。
 - (4) (3)の暫定保険料(*3)は、この保険契約の保険期間中に、当会社が領収した額を加算し、当会社が返還した額を差し引いた額とします。
- (*1) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。
- (*2) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。
- (*3) 保険証券に敷地内単位方式(*4)と記載のある場合は、敷地内ごとの暫定保険料を合計した額とします。
- (*4) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(*5)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (*5) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積みのある場所を含みます。

第7条（提出書類）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2) ①から⑦までの書類または証拠に加え、下表の書類を同条（2）に規定する書類または証拠とします。

①	入出庫状況を示す証ひょう書類の写
②	損害が生じた時以前の通知日(*1)における在庫価額を記載した通知書(*2)

(*1) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*2) 通知書とは、第4条（在庫価額の通知）(1)または(2)に規定する方法で作成した通知書をいいます。

第8条（普通の保険契約等がある場合の損害防止費用の取扱い）

損害が生じた保険の対象(*1)に、当会社の承認を得た普通の保険契約等(*2)がある場合は、当会社は、その損害が生じた保険の対象(*1)について、次の算式により算出した額を限度として、損害拡大防止費用保険金(*3)を支払います。

支払保険金制限額(*4)または損害が生じた時の在庫価額のいずれか低い額	- (	第1条 (支払保険金の計算) (1) の規定により支払われる損害保険金	+	普通の保険契約等(*2)から支払われる、または支払われた損害保険金	+	普通の保険契約等(*2)から支払われる、または支払われた損害拡大防止費用	) =	損害拡大防止費用保険金の額
-------------------------------------	-----	-------------------------------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------------------	-----	---------------

- (*1) 保険証券に敷地内単位方式(*5)と記載のある場合は、その損害のあった建物等(*6)に収容される保険の対象をいいます。
- (*2) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。
- (*3) 普通保険約款財産補償条項第7条 (支払保険金の計算) (2) ③に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条 (2) ③の表に規定する費用をいいます。
- (*4) 保険証券に敷地内単位方式(*5)と記載のある場合は、第1条 (支払保険金の計算) (*3)の規定により算出した額とします。
- (*5) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(*6)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (*6) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積み場所を含みます。

第9条 (保険契約の全部または一部の終了)

- (1) 当会社は、法令その他これに準ずる命令による保険の対象を収容する建物等(*1)の取りこわし、譲渡もしくは移転または事故(*2)による保険の対象を収容する建物等(*1)の滅失その他やむを得ない事由によって保険契約の全部または一部が終了した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第6節第1条 (保険料の返還、追加または変更) の規定にかかわらず、(2) に規定する方法により取り扱います。ただし、保険証券に敷地内単位方式(*3)と記載がある場合において、その敷地内の建物等(*1)の一部について保険契約が終了したときは、この規定を適用しません。
- (2) (1) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①	保険料払込方法が一時払の場合(*4)	既経過期間に対して「日割」をもって計算した確定保険料(*5)と、その時まで当会社が領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。	
②	保険料払込方法が一時払以外の場合(*4)	下表に規定する保険料を、保険契約の条件の変更後の保険料(*6)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
		ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
		イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (*1) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積み場所を含みます。
- (*2) 事故には、この保険契約で補償しない事故も含みます。
- (*3) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(*1)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (*4) 保険料払込方法が一時払以外であっても、普通保険約款基本条項第2節第1条 (保険料の払込方法等) (1) に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、(2) の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(2) の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (*5) 確定保険料は、既経過期間に対し、その建物等(*1)の支払保険金制限額の20%に相当する額について「日割」をもって算出した額を下回ることとはしないものとします。

(※6) 既経過期間に対する確定保険料(※5)の額と、その時までに関会社社が領収した暫定保険料の額とを比較して、その差額となる保険料を1回分保険料へそれぞれ反映させたものとします。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

当会社は、普通保険約款基本条項第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、同条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（9）の規定にかかわらず、既経過期間に対する確定保険料(※1)と、その時までに関会社社が領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

(※1) 確定保険料は、既経過期間に対して下表の右欄の方法をもって算出します。ただし、既経過期間に対し、支払保険金制限額の20%に相当する額について下表の右欄の方法をもって算出した額を下回ることはいないものとします。

①	保険料払込方法が一時払の場合	普通保険約款基本条項付表3の「短期料率」
②	保険料払込方法が一時払以外の場合	月割
③	①および②にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(※2)を行う場合	日割

(※2) 中途更新とは、保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第11条（当社による帳簿等の閲覧）

当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後1年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を閲覧することができます。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険金額」とあるのは「支払保険金制限額または在庫価額のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

火災通知・自動補償特約

第1条（自動補償）

- (1) 保険契約締結の後、保険の対象を収容する建物等(※1)が保険証券記載の敷地内に新たに追加された場合は、追加日(※2)から翌月末日までの期間に限り、追加物件(※3)を自動的にこの保険契約の保険の対象に含むものとします。ただし、追加物件(※3)の在庫価額が、追加日(※2)以降最初に到来する通知日(※4)において作成された通知書記載の在庫価額に算入されなかった場合は、追加日(※2)に遡ってこの保険契約の保険の対象に含まれないものとします。
- (2) 追加物件(※3)に対して支払うべき保険金の額は、1回の事故ごとに、下表の額を超えないものとします。

①	保険証券に建物単位方式(※5)と記載がある場合	保険証券記載の支払保険金制限額の合計額の10%または2億円のいずれか低い額
②	保険証券に敷地内単位方式(※6)と記載がある場合	追加物件(※3)が所在する敷地内の保険証券記載の支払保険金制限額

- (3) 保険契約者は、(1)に規定する事実が生じた場合は、追加物件(※3)を収容する建物等(※1)の名称、構造および支払保険金制限額を、追加日(※2)の翌月末日までに、当会社に通知しなければなりません(※7)。

(※1) 建物等には、危険区画、貯油タンクまたは野積み場所を含みます。

(※2) 追加日とは、保険の対象を収容する建物等(※1)が新たに保険証券記載の敷地内に追加された日をいいます。

- (※3) 追加物件とは、保険証券記載の敷地内に新たに追加された保険の対象を収容する建物等(※1)に収容される収容品をいいます。
- (※4) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。
- (※5) 建物単位方式とは、保険の対象を収容する建物等(※1)ごとに、支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (※6) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の建物等(※1)を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (※7) 保険証券が敷地内単位方式(※6)と記載がある場合は、保険権契約者は、支払保険金制限額を通知する必要はありません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

倉庫特約

第1条（保険の対象）

- (1) この特約を付帯した場合は、保険の対象は、保険契約者が寄託を受けて保険証券記載の倉庫に収容する他人の貨物(※1)とします。
- (2) 下表の物は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、その物の本来の納置場所が保険証券記載の倉庫である場合に限ります。

①	入庫手続未済または出庫手続済の貨物のうち、敷地内(※2)にあるもの
②	倉移しその他の荷扱いの目的のため、一時的に、敷地内(※2)において保険証券記載の倉庫以外の場所に納置されている貨物
③	保険契約者の倉庫営業上必要な荷造材料のうち、保険契約者の所有するもの

- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、保険契約者が火災保険に付する義務を負わないことを保険契約者と寄託者との間において約定した貨物は、保険の対象に含まれません。
- (※1) 他人の貨物には、保険契約者が他人と共同所有する物を含みます。
- (※2) 敷地内とは、保険証券記載の倉庫が所在する敷地内をいいます。

第2条（保険価額）

この特約を付帯した場合は、保険価額は、保険契約者の寄託約款に規定する寄託価額によって算出する在庫価額とします。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①から③までの規定に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1) ①から⑦までならびに (1) ⑨および⑩の損害に対する損害保険金
 - ア. 平均通知価額(※1)が平均在庫価額(※2)以上の場合

当社は、第4条（損害額の決定）により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を損害保険金の額とします。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払保険金制限額(※3)(※4)を上回る場合は、その支払保険金制限額(※3)(※4)を損害保険金の額とします。
 - イ. 平均通知価額(※1)が平均在庫価額(※2)より低い場合

当社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払保険金制限額(※3)(※4)を上回る場合は、その支払保険

金制限額(*3)(*4)を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均通知価額(*1)} \\ \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の免責金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

② 普通保険約款財産補償条項第1条(1)⑧の損害に対する損害保険金

ア. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「実損型」と記載のある場合

(ア) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)以上の場合

当会社は、支払保険金制限額(*3)(*4)を限度として、第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額を損害保険金の額とします。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

(イ) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)より低い場合

当会社は、支払保険金制限額(*3)(*4)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均通知価額(*1)} \\ \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

イ. 保険証券の「補償の内容」欄の「水災」に「限定型」と記載のある場合

(ア) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ. (イ)に該当するとき。

当会社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{保険証券記載の支払保険金制限額(*3)(*4)または損害の生じた時の在庫価額のいずれか低い額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|l|} \hline 5\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(イ) 普通保険約款財産補償条項第1条(2)の表の⑧イ. (ウ)に該当するとき。

当会社は、支払保険金制限額(*3)(*4)を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき算出した額が、保険証券記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均通知価額(*1)(*5)} \\ \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|l|} \hline \text{平均在庫価額(*2)} \\ \hline \end{array}} \times \begin{array}{|l|} \hline 70\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{損害保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

③ 損害が生じた保険の対象について普通の保険契約等(*6)で当会社の承認を得たものがある場合は、①および②に規定する第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額は、次の算式により算出します。ただし、次の算式において、算出された額が0円を下回る場合は、①および②に規定する第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損

害額は0円とします。

第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額

－

普通の保険契約等(*6)から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金

=

①および②に規定する第4条により読み替えて適用される普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額

(2) 当社は、(1) に規定する損害保険金が支払われる場合は、普通保険約款財産補償条項第7条(支払保険金の計算)(2) から (4) までの規定を準用し、費用保険金を支払います。

(3) 第8条(在庫価額の通知)(3)の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額が、同条(1)または(2)の規定に基づき実際に申告すべき在庫価額の平均額に不足していたことが判明した場合において、当社が既に保険金を支払っていたときは、保険契約者または被保険者は、その不足していた場合に支払われるべき保険金の額と実際に支払った保険金の額の差額を当会社に返還するものとします。

(*1) 平均通知価額とは、第11条(提出書類)②の規定により当会社に提出された通知書記載の在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額をいいます。

(*2) 平均在庫価額とは、損害が生じた時以前の通知日(*7)における実際の在庫価額の平均額をいいます。

(*3) 第1条(保険の対象)(2) ①または②の貨物については、その貨物がその本来の納置場所である倉庫に収容されていたものとみなして支払保険金制限額を適用します。

(*4) 保険証券に敷地内単位方式(*8)と記載がある場合は、損害の生じた時において、次の算式によって算出した額を倉庫ごとの支払保険金制限額とみなします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その敷地内の支払保険金制限額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{損害の生じた時におけるその倉庫の在庫価額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{損害の生じた時におけるその敷地内の在庫価額の合計額} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その倉庫の支払保険金制限額} \\ \hline \end{array}$$

(*5) 平均通知価額(*1)が平均在庫価額(*2)を超える場合は、平均在庫価額とします。

(*6) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。

(*7) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*8) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の倉庫を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

第4条(損害額の決定)

この特約を付帯した場合は、普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第8条（損害額の決定）	損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額（*1）および盗取された保険の対象の損害額（*1）は、保険価額とします。	損害が生じた保険の対象の損害の生じた時における在庫価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額（*1）および盗取された保険の対象の損害額（*1）は、損害の生じた時における在庫価額とします。この場合における在庫価額の計算方法は、倉庫特約第8条（在庫価額の通知）の通知における在庫価額と同一の計算方法によって算出するものとします。また、当社が損害を調査する間に損害の生じた貨物について発生し、または増大した品質上の損害であって、その保険事故またはその損害調査に起因すると認められるものは、損害の額に含めます。

第5条（保管貨物の級別）

保管貨物の級別は、別表に規定する級別によります。

第6条（故意、重過失または法令違反）

- (1) 被保険者（*1）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合は、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ①の規定にかかわらず、当社は、その被保険者（*1）または法定代理人の貨物の損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、保険契約者（*2）またはその法定代理人の重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、普通保険約款財産補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ①の規定にかかわらず、保険金を支払います。ただし、保険契約者（*2）またはその法定代理人の故意によって生じた損害および第1条（保険の対象）(2) ③について生じた損害を除きます。
- (3) (2) は、当社が普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき代位取得した保険契約者（*2）またはその法定代理人に対する損害賠償請求権その他の債権の行使を妨げないものとします。

（*1）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（*2）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

第7条（保険契約の条件等の変更）

保険契約の締結の後、保険契約者は、下表に該当する変更を行うことはできません。ただし、第15条（保険契約の全部または一部の終了）に規定する事由により保険契約の全部または一部が終了した場合を除きます。

①	支払保険金制限額を減額すること。
②	保険の対象を収容する保険証券記載の倉庫の一部をこの保険契約から除外すること。

第8条（在庫価額の通知）

- (1) 保険証券に建物単位方式(*1)と記載がある場合は、保険契約者は、保険の対象を収容する倉庫ごとに、その在庫高の有無にかかわらず、通知日(*2)の営業終了時における在庫価額を記載した通知書を作成します。
 - (2) 保険証券に敷地内単位方式(*3)と記載がある場合は、保険契約者は、敷地内ごとに、その在庫高の有無にかかわらず、通知日(*2)の営業終了時における在庫価額を記載した通知書を作成します。
 - (3) 保険契約者は、(1) または (2) に規定する通知書を、保険期間終了後30日以内に当会社に通知しなければなりません。
 - (4) (1) または (2) に規定する通知は、保険の対象のすべてについて行わなければなりません。
 - (5) 保険契約者は、(1)、(2) または (4) に規定する通知とあわせて、第1条（保険の対象）(3)の規定により保険の対象から除外される貨物についても、その在庫価額を当会社に通知できるものとします。この通知については、(1) または (2) の規定を準用します。
 - (6) (1) または (2) の通知書が所定の期間内に通知されなかった場合は、保険証券記載の支払保険金制限額をその通知日(*2)における通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日(*2)における在庫価額を下回ることとはしないものとします。
 - (7) (1) または (2) の通知日(*2)が適当でないと認められる場合は、保険契約者または当会社は、いつでも相手方に対しその変更を求めることができます。
- (* 1) 建物単位方式とは、保険の対象を収容する倉庫ごとに、支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。
- (* 2) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。
- (* 3) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の倉庫を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

第9条（暫定保険料）

- (1) 当会社は、この保険契約においては、支払保険金制限額の75％に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料として領収します。
- (2) この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第2節、同条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）、同節第8条（保険契約解除の効力） (2) ②、同条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）、同節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）、同節第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）、同節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）および同条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）	保険料	暫定保険料

第10条（保険料の精算）

- (1) 保険期間終了後、第8条（在庫価額の通知）の規定により通知された在庫価額に基づき在庫価額の平均額を算出し、これに所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2) 当会社の承認を得た普通の保険契約等(*1)がある場合は、(1) の計算において、その普通の保険契約等(*1)が有効に存在する通知日(*2)において通知された在庫価額からその普通の保険契約等(*1)の保険金額を差し引きします。ただし、通知された在庫価額を超えては差し引きしません。
- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定による確定保険料と第9条（暫定保険料）(1) に規定する

暫定保険料(*3)との差額を返還または請求します。

(4) (3) の暫定保険料(*3)は、この保険契約の保険期間中に当会社が領収した額を加算し、当会社が返還した額を差し引いた額とします。

(*1) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。

(*2) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*3) 保険証券に敷地内単位方式(*4)と記載のある場合は、敷地内ごとの暫定保険料を合計した額とします。

(*4) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の倉庫を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

第11条（提出書類）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2) ①から⑦までの書類または証拠に加え、下表の書類を同条（2）に規定する書類または証拠とします。

①	入出庫状況を示す証ひょう書類の写
②	損害が生じた時以前の通知日(*1)の営業終了時における在庫価額を記載した通知書(*2)

(*1) 通知日とは、保険証券記載の通知日をいいます。

(*2) 通知書とは、第8条（在庫価額の通知）(1) または (2) に規定する方法で作成した通知書をいいます。

第12条（普通の保険契約等がある場合の損害防止費用の取扱い）

損害が生じた保険の対象(*1)に、当会社の承認を得た普通の保険契約等(*2)がある場合は、当会社は、その損害が生じた保険の対象(*1)について、次の算式により算出した額を限度として、損害拡大防止費用保険金(*3)を支払います。

支払保険金 制限額(*4) または損害 が生じた時 の在庫価額 のいずれか 低い額	- (	第3条（支払 保険金の計 算）(1) の 規定により 支払われる 損害保険金	+	普通の保険契 約等(*2) か ら支払われ る、または支 払われた損害 保険金	+	普通の保険契 約等(*2) か ら支払われ る、または支 払われた損害 拡大防止費用	) =	損害拡大防止費 用保険金の額
---	-----	---	---	--	---	---	-----	-------------------

(*1) 保険証券に敷地内単位方式(*5)と記載のある場合は、その損害のあった倉庫に収容される保険の対象をいいます。

(*2) 普通の保険契約等とは、この特約による保険契約と保険の対象の全部または一部が同一の他の保険契約または共済契約であって、この特約による保険契約と契約方式を異にするものをいいます。

(*3) 普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2) ③に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、同条（2）③の表に規定する費用をいいます。

(*4) 保険証券に敷地内単位方式(*5)と記載のある場合は、第3条（支払保険金の計算）(*4)の規定により算出した額とします。

(*5) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の倉庫を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

第13条（保険金の支払先）

当会社は、保険契約者を經由して保険金を支払います。当会社が被保険者または第三者から直接に保険金の請求を受けた場合は、当会社は、遅滞なくその旨を保険契約者に通知します。

第14条（支払保険金に対応する追加保険料の払込）

当会社が損害保険金を支払った場合は、保険契約者は、これと同時に、その損害保険金相当額に対応する保険料を、損害の生じた日から損害の生じた時以降初めて到来する応当日までの未経過期間に対して「日割」をもって計算した額を当会社へ払い込まなければなりません。

第15条（保険契約の全部または一部の終了）

(1) 当会社は、下表に規定する事由によって保険契約の全部または一部が終了した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）の規定にかかわらず、(2)に規定する方法により取り扱います。ただし、保険証券に敷地内単位方式(*1)と記載がある場合において、その敷地内の倉庫の一部について保険契約が終了したときは、この規定を適用しません。

①	事故(*2)による保険の対象を収容する倉庫の滅失または法令による保険の対象を収容する倉庫の取りこわし、譲渡もしくは移転
②	①以外の事由

(2) (1) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

①	保険料払込方法が一時払の場合(*3)	既経過期間に対する確定保険料(*4)と、その時まで当会社が領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。	
②	保険料払込方法が一時払以外の場合(*3)	下表に規定する保険料を、保険契約の条件の変更後の保険料(*5)に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
		ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
		イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(*1) 敷地内単位方式とは、同一敷地内に所在する2以上の倉庫を包括して支払保険金制限額の設定および在庫価額の通知を行う方式をいいます。

(*2) 事故には、この保険契約で補償しない事故を含みます。

(*3) 保険料払込方法が一時払以外であっても、普通保険約款基本条項第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、(2)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(2)の表の①に規定する方法により取り扱います。

(*4) 確定保険料は、既経過期間に対して下表の「算出方法」欄の方法をもって算出します。

	事由	払込方法	算出方法
①	事故(*2)による倉庫の滅失または法令による倉庫の取りこわし、譲渡もしくは移転	一時払、一時払以外	日割
②	①以外の事由	一時払	普通保険約款基本条項付表3の「短期料率」
		一時払以外	月割

(*5) 既経過期間に対する確定保険料(*4)の額と、その時まで当会社が領収した暫定保険料の額とを比較して、その差額となる保険料を1回分保険料へそれぞれ反映させたものとします。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

当会社は、普通保険約款基本条項第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、同条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(9)の規定にかかわらず、既経過期間に対する確定保険料(*1)と、その時まで当会社が領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

(*1) 確定保険料は、既経過期間に対して下表の右欄の方法をもって算出します。

①	保険料払込方法が一時払の場合	普通保険約款基本条項 付表3の「短期料率」
②	保険料払込方法が一時払以外の場合	月割
③	①および②にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(*2)を行う場合	日割

(*2) 中途更新とは、保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第17条（代位）

当会社は、第6条（故意、重過失または法令違反）（2）の場合を除き、保険金を支払ったことにより普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき代位取得した保険契約者に対する損害賠償請求権その他の債権を行使しないものとします。

第18条（保管貨物に関する記録および調査）

- (1) 保険契約者は、ファイル(*1)に保管貨物の品目、級別、数量、価額および出入を記録し、常にその状態を明瞭にしておかなければなりません。この場合は、第1条（保険の対象）（3）の貨物については、他の貨物と明確に区分して記録しなければなりません。
- (2) 保険の対象に損害が生じた場合において、ファイル(*1)に記載がない保管貨物があるときは、保険契約者は、当会社に対し、伝票その他の書類によって、その貨物の証明をしなければなりません。
- (3) 当会社は、保険期間中およびその終了後1年以内において、ファイル(*1)その他の保管貨物に関する記録を調査することができます。
- (4) 保険の対象について損害が生じた場合において、当会社が必要と認めたときは、当会社は、保険契約者と協議のうえ、罹災貨物に関する記録を一時保有することができるものとします。
- (5) 当会社が各倉庫内の保険の対象の現在高について報告を求めた場合は、保険契約者は、遅滞なくこれを当会社に通知しなければなりません。

(*1) ファイルとは、適当な帳簿、カード、磁気テープ等の記録手段をいいます。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中「保険金額」とあるのは「支払保険金制限額または在庫価額のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

別表 保管貨物の級別

構造級別は構造級別表によって判定し、危険品級別は危険品級別表によって判定します。

<構造級別表>

	分類	構造級別
建物に収容されている場合	(1) 次のいずれかに該当する場合 ① 次のいずれかに該当する場合 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 耐火被覆鉄骨造建物 ② 耐火建築物 ③ 耐火構造建築物 ④ 主要構造部(*1)が耐火構造の建物 ⑤ 主要構造部(*1)が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準(*2)に適合する構造の建物	1級
	(2) 次のいずれかに該当する場合 ① 鉄骨造建物 ② 準耐火建築物 ③ 主要構造部が準耐火構造の建物 ④ 主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する建物 ⑤ 特定避難時間倒壊等防止建築物 ⑥ 省令準耐火建物	2級
	(3) 1級および2級に該当しない建物	3級
屋外設備装置に収容されている場合	(1) コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造または石造のもの	1級
	(2) コンクリート造、コンクリートブロック造、れんが造または石造以外の不燃材料で造られたもの	2級
	(3) その他のもの	3級
建物または屋外設備装置に収容されていない場合	(1) コンクリート、コンクリートブロック、れんがまたは石のみのもの	1級
	(2) (1) 以外で不燃性のみのもの	2級
	(3) (1) および (2) 以外のもの	3級

(*1) 建築基準法施行令第108条の3に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合は、その部分以外の主要構造部をいいます。

(*2) 令和6年4月1日付改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

<危険品級別表>

表 1 (*1)

分類 \ 級別	A 級危険品
引火性液体 常温、常圧において 液状を示す物質で、 タグ密閉式試験法に よって引火点が測定 されるもの	弱引火性液体 1) 引火点 70℃以上 200℃未満の液体 2) 引火点 200℃以上 250℃未満の動植物油類 (1) 鉱物油類：重油 3 種、潤滑油 等 (2) 化学品：アニリン、ドデカン 等 (3) 混合物：印刷用インク、油性塗料 等 (4) 動植物油類：はっか油、芳油 等
引火性固体 常圧、40℃以下にお いて固体の物質で、 セタ密閉式試験法に よって引火点が測定 されるもの	弱引火性固体 1) 引火点 100℃未満の固体 2) 引火点 100℃以上で発熱量 34KJ/g 以上の固体 (1) 鉱物油類：アスファルト、鉱ろう 等 (2) 化学品：ステアリン酸、エイコサン 等 (3) 動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂 等
酸化性固体 物質内に酸素を有す る無機不燃性固体 で、可燃物と混触発 火し激しく燃焼し、 時に爆発するもの	酸化性固体 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接 触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリウム 等
易燃性固体 比較的低温で着火し やすく燃焼速度が大 さい有機固体、水と 接触し水素を発生す る金属類および高発 熱量で、燃焼しやす い合成樹脂類等	低易燃性固体 着火性の低い有機可燃固体であるが一旦着火すると自己の燃焼熱によ り急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体 (1) 繊維・紙類：鉄帯（線）締め綿花、麻類 等 (2) 粉末類：炭素粉末、ポリエチレン粉末 等 (3) その他：フォームスチレン 等

表 2 (*1)

分類 \ 級別	B 級危険品
ガス 常温、常圧において ガス状を示す物質 で、支燃性・酸化性・ 可燃性のいずれかの 性質を有するもの	支燃性／酸化性／弱燃性ガス 可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガスおよび爆 発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス 塩素、酸素、フッ素 等

引火性液体 表1のとおり	中引火性液体
	引火点 21℃以上 70℃未満の液体 (1) 鉱物油類：重油 1 種・2 種、灯油、軽油 等 (2) 化学品：デカン、クメン、スチレン 等 (3) 混合物：ワニス、エナメル、シンナー 等 (4) 動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油 等
酸化性液体 物質内に酸素を有する無機不燃性液体で、可燃物と混触発火し激しく燃焼し、時に爆発するもの	強酸化性液体
	可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こしやすい不安定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸 等
酸化性固体 表1のとおり	強酸化性固体
	加熱・衝撃に敏感で分解のおそれがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体 硝酸バリウム、硝酸マンガン 等
発火性・禁水性物質 空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体	発火性・禁水性物質
	自己の還元力による自然発火の可能性は低いが、水との共存下では激しく反応し発火するか、または可燃性気体を発生させる物質 水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン 等
爆発性物質 物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急速に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体	反応性物質
	自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質 緩燃導火線 等
易燃性固体 表1のとおり	中易燃性固体
	水と反応し自然発火する金属類および着火性・発熱量ともに高く、着火すると消火が困難になる固体 (1) 繊維・紙類：綿花、ぼろ、屑物類、油紙、油布 等 (2) 金属粉末：亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末 等

表3(*1)

分類 \ 級別	特別危険品
ガス 表2のとおり	可燃性ガス それ自体が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気形成するガス アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石灰ガス、硫化水素 等
引火性液体 表1のとおり	強引火性液体 引火点21℃未満の液体 (1) 鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油 等 (2) 化学品：アセトン、シクロペンタン 等 (3) 混合物：ラッカー、合成樹脂塗料 等
酸化性固体 表1のとおり	激酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で発火のおそれがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発しやすくなる固体 塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム 等
発火性・禁水性物質 表2のとおり	強発火性・禁水性物質 自然発火の可能性がある、水との共存下では激しく反応し発火するか、または可燃性気体を発生させる物質 (1) 活性金属：リチウム、ナトリウム、カリウム 等 (2) カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム 等 (3) その他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム 等
爆発性物質 表2のとおり	高反応性物質 爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質 (1) 火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット 等 (2) 化学品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸 等 (3) その他：セルロイド 等
易燃性固体 表1のとおり	高易燃性固体 摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体 (1) 金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ジルコニウム粉末 等 (2) その他：硫黄、赤リン 等

(*1) 本表記載の物質名は例示です。本表以外の物質の危険品級別については、危険品級別表に基づき判定されます。危険品級別表については、弊社までお問い合わせください。

森林火災特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、保険の対象が所在する林地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。ただし、1つの林地が複数の地番にまたがる場合は、その地番ごとを、同一の地番内に異なる樹種または樹齢の木竹を生育している複数の区画がある場合は、その区画ごとを1つの敷地内とみなします。

第 2 条（この特約の補償内容）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第 1 条（この条項の補償内容）（1）の規定にかかわらず、同条項第 1 条（1）①ア．に規定する火災によって第 3 条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

第 3 条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、保険の対象は、保険証券記載の敷地内に所在する立木竹とし、根株および地被物は、保険の対象に含まれません。

第 4 条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款財産補償条項第 4 条（保険金をお支払いしない場合）に該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由が生じた時以降に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その事由がなくなった後において生じた損害については、この規定は適用しません。

①	動力を使用して行う挽材、製材その他の加工作業（*1）
②	伐採（*2）、造材、伐倒木竹（*3）の搬出入、火入、炭焼、樹脂の採取、椎茸 ^{しひ} の栽培採取その他の作業

- (3) 当会社は、保険証券記載の敷地内に伐倒木竹または風倒木竹が存在する場合は、保険金を支払いません。ただし、保険証券記載の敷地内に風倒木竹のみが存在し、かつ、その材積が立木竹および風倒木竹の全材積の 1 割に満たない場合は、この規定は適用しません。

- （*1）保険証券記載の敷地内に継続し、かつ、同一危険とみなされる他の敷地内において、被保険者がこれらの作業を行う場合も含みます。
- （*2）主伐または間伐であるかを問いません。
- （*3）風倒木竹を含みます。

第 5 条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款財産補償条項第 7 条（支払保険金の計算）（1）①の規定に従い、第 2 条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払います。

第 6 条（他の費用保険金との関係）

当会社は、第 2 条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款財産補償条項第 1 条（この条項の補償内容）（3）①から③までおよび（4）に規定する費用保険金ならびに同条項に付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

第7条（通知義務）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第1節第2条（通知義務）（1）	事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、	遅滞なく、
	申し出て、承認の請求を行わなければなりません。	通知しなければなりません。
	申し出る	通知する
基本条項第1節第2条（1） ③から⑤まで	③ 保険の対象（*2）（*3）を改築、増築または引き続き15日以上にわたって修繕すること。 ④休業補償条項について、被保険者の事業の全部または一部を譲渡すること。 ⑤①から④までのほか、告知事項（*5）の内容に変更を生じさせる事実（*6）が発生すること。	③ ①および②のほか、告知事項（*5）の内容に変更を生じさせる事実（*6）が発生すること。
基本条項第1節第2条（2）	承認の請求	通知

第8条（保険金額の調整）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第1節第4条（保険金額の調整）（1）	保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。	保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。この場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。
基本条項第1節第4条（3）	（2）の通知	（1）または（2）の通知

第9条（保険の対象の調査および調査拒否による保険契約の解除）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項第1節第6条（保険の対象の調査）、同条項第5節第10条（調査拒否による保険契約の解除）および同条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（8）⑥の規定は適用しません。

第10条（保険金の支払）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）（2）⑤およ

び(3)の規定は適用しません。

第11条（通知義務違反による保険契約の解除）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)	第1節第2条（通知義務）(1)の事実がある場合(*1)は、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、	第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、
基本条項第5節第4条(2)	第1節第2条（通知義務）(1)の事実が生じた時	(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時
基本条項第5節第4条(3)	第1節第2条（通知義務）(1)に規定する手を怠った場合は、	(1)の規定による解除が損害が生じた後になされた場合であっても、
	同条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に	解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降
	ただし、同条(1)の表の②から⑤までのいずれかに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。	この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
基本条項第5節第4条(4)	第1節第2条（通知義務）(1)の事実	(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由
基本条項第5節第4条(*1)	(*1)(3)のただし書の規定に該当する場合を除きます。	(*1)危険増加とは、危険(*2)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*2)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 (*2)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(*5)	承認の請求	通知

第12条（保険料の返還、追加または変更）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款基本条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1) ①、(*2)、(*4) および(*5)、同節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）(*1) ならびに同節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(5) ①および(*1)	承認の請求	通知
基本条項第6節第1条(*4)	第1節第2条（通知義務）(1) の事実が発生した日	危険増加(*8)が生じた日 (*8) 危険増加とは、危険(*9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 (*9) 危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

第13条（保険料の返還－損害が発生していた場合の取扱い）

普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7)、(8) または (9) の規定にかかわらず、既経過期間中に、第2条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合は、当会社は、その損害保険金相当額に対する保険料は返還しません。

第14条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払った場合は、保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。
- (2) 1回の事故につき(1)に規定する残額が保険金額の20%未満となる損害が発生した場合は、その時にこの保険契約は失効します。
- (3) (2)の規定により保険契約が失効した場合は、当会社は、(1)の規定にかかわらず、支払った損害保険金の額を差し引く前の保険金額に対し、保険料を返還します。この場合において、返還する保険料は普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7) ①および②のとおり取り扱います。
- (4) (1)の規定により保険金額が減額された場合において、(2)に該当しないときは、当会社は、支払った損害保険金に対し、保険料を返還します。この場合において、返還する保険料は普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(7) ①および②のとおり取り扱い、同条項付表1－2の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
基本条項付表1－2	保険契約が失効した日	森林火災特約第14条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険金額が減額された日

- (5) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、それぞれの保険の対象について、(1) から (4) までの規定を適用します。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

長期契約に関する特約

第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）

商品・製品等が保険の対象である場合は、保険契約者は、各保険年度（*1）終了の30日前までに、次の①または②の規定に従い、保険の対象の在庫価額（*2）を当会社へ通知するものとします。

- ① 包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合
その保険年度中の下表の右欄の通知日における保険の対象の在庫価額（*2）を記載した通知書を作成し、その通知書を当会社へ通知するものとします。

ア.	保険証券に「保険始期月から10か月間の月末」と記載がある場合	初年度については、保険始期月から10か月間の月末。次年度以降については、応当月（*3）から10か月間の月末
イ.	保険証券に「保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末」と記載がある場合	初年度については、保険始期月ならびに始期から3か月目、6か月目および9か月目の月末。次年度以降については、応当月（*3）ならびに応当月（*3）から3か月目、6か月目および9か月目の月末
ウ.	保険証券に「保険始期月および始期から6か月目の月末」と記載がある場合	初年度については、保険始期月および始期から6か月目の月末。次年度以降については、応当月（*3）および応当月（*3）から6か月目の月末

- ② 包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）を付帯する場合
最近の会計年度または把握可能な最近1年間の保険の対象の在庫価額（*2）を当会社へ通知するものとします。
- （*1）最終の保険年度を除きます。
（*2）在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額（*4）をいいます。
（*3）応当月とは、各保険年度の応当日（*5）を含む月をいいます。
（*4）再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。
（*5）応当日とは、各保険年度の保険期間の初日応当日をいいます。

第2条（保険の対象の価額の協定の特則）

- （1）当会社と保険契約者は、応当日（*1）において、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）（1）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）（1）に規定する協定保険価額（*2）を下表の額に修正します。

①	保険の対象である建物、屋外設備装置または設備・什器等については、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第4条（保険の対象の価額の評価および申告）（1）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第4条（保険の対象の価額の評価および申告）（1）の評価額
②	保険の対象である商品・製品等については、第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）の規定により当会社へ通知された在庫価額（*3）に基づいて計算した在庫価額の平均額

- （2）包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合は、当会社と保険契約者は、保険の

対象である建物、屋外設備装置または設備・^{じやう}什器等については、(1)の規定にかかわらず、同特約第5条（保険の対象の価額の協定）(2)、(5)または(6)に規定する手続によって協定保険価額(*2)の修正を行います。

(※1) 応当日とは、各保険年度の保険期間の初日応当日をいいます。

(※2) 協定保険価額とは、保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保険契約者との間で協定した額をいいます。

(※3) 在庫価額とは、在庫と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等の物を再作成または再取得するのに必要な金額(*4)をいいます。

(※4) 再作成または再取得するのに必要な金額とは、再作成に必要な金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。

第3条（商品・製品等にかかる保険料の精算の特則－期末精算方式の場合）

この保険契約に包括・精算に関する特約（期末精算方式）を付帯する場合は、同特約第2条（保険の対象）(1)④に規定する商品・製品等に対して、次の規定を適用します。

(1) 商品・製品等に関する特約第6条（保険料の精算－期末精算方式の場合）(3)の規定は、損害の生じた時の属する保険年度にのみ適用されるものとします。

(2) 第4条（読替規定）(1)における「第6条（保険金額）(2)」の読替規定は適用しません。

第4条（読替規定）

(1) この特約を付帯した場合は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(1)	保険契約締結時	保険契約締結時および各保険年度の保険期間の初日応当日
第5条（保険の対象の価額の協定）(5)	その保険の対象について修復が行われた場合は	その損害が生じた時の属する保険年度内に、その保険の対象について修復が行われた場合は
第6条（保険金額）(2)	第5条（保険の対象の価額の協定）(2)、(4)、(5) ただし書または(6)の規定	第5条（保険の対象の価額の協定）(2)、(4)、(5) ただし書もしくは(6)または長期契約に関する特約第2条（保険の対象の価額の協定の特則）の規定
第6条(3)	協定保険価額(*1)が減少した場合は、保険契約者は	協定保険価額(*1)が減少した場合は、その損害の生じた時の属する保険年度内に、保険契約者は
第10条（自動補償）(1)	その追加物件(*2)を取得した日から	その追加物件(*2)を取得した日からその日の属する保険年度が終了する日まで
第10条(*5)	保険契約締結時	その追加物件(*2)を取得した日の属する保険年度の保険期間の初日応当日

(2) この特約を付帯した場合は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第10条（自動補償）(3)	保険期間終了時	次の保険年度の保険期間の初日応当日または最終の保険年度においては保険期間終了時

(3) この特約を付帯した場合は、包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第11条（通知・精算等の省略）(*3)	保険契約締結時	その保険の対象(*1)に②ア、またはイ、に該当する事実が発生した日の属する保険年度の保険期間の初日応当日

(4) この特約を付帯した場合において、商品・製品等が保険の対象であるときは、商品・製品等に関する特約の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第1条（用語の定義）「平均在庫価額」	損害が生じた時以前の通知日における	損害の生じた時の属する保険年度において、損害が生じた時以前の通知日における
第5条（支払保険金の計算の特則）(2)	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額が、	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)または長期契約に関する特約第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）の規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した在庫価額の平均額が、
第5条(3)	同特約第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②の規定による保険契約締結時における協定保険価額が、同特約第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(2)の規定に基づき実際に申告すべき在庫価額の平均額に不足していたときは、	包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②または長期契約に関する特約第2条（保険の対象の価額の協定の特則）(1)②の規定による保険契約締結時または応当日(*1)における協定保険価額が、包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）第4条（保険の対象の価額の評価および申告）(2)または長期契約に関する特約第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）の規定に基づき実際に申告または通知すべき在庫価額の平均額に不足していたときは、 (*1) 応当日とは、各保険年度の保険期間の初日応当日をいいます。

第6条（保険料の精算－期末精算方式の場合）(1)	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)の規定により通知された在庫価額に基づき在庫価額の平均額を算出し、	各保険年度の保険期間の初日応当日または最終の保険年度においては保険期間終了時に、第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)または長期契約に関する特約第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）の規定により通知された在庫価額に基づき在庫価額の平均額を算出し、
第6条（4）	当会社は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②に規定する在庫価額の平均額に	当会社は、包括・精算に関する特約（期末精算方式）第5条（保険の対象の価額の協定）(1)②または長期契約に関する特約第2条（保険の対象の価額の協定の特則）(1)②に規定する在庫価額の平均額に
第6条（*2）	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)の規定により当会社に通知された在庫価額をいいます。	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)または長期契約に関する特約第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）の規定により当会社に通知された在庫価額をいいます。
第7条（提出書類－期末精算方式の場合）	損害が生じた時以前の通知日における在庫価額を	損害の生じた時の属する保険年度において、その損害が生じた時以前の通知日における在庫価額を
第7条（*1）	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)に規定する方法で作成した通知書をいいます。	第3条（協定保険価額および在庫価額の通知）(2)または長期契約に関する特約第1条（商品・製品等の価額の評価および通知の特則）に規定する方法で作成した通知書をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

損失および営業継続費用の自動補償に関する特約

第1条（保険の対象）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款休業補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
休業補償条項第2条（保険の対象）（1）①ア.	被保険者が全部または一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち被保険者が占有する部分	保険証券記載の敷地内に所在する被保険者が全部または一部を占有する建物または構築物のうち、被保険者が占有する部分
休業補償条項第2条（1）②ア.	被保険者が一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち、他人が占有する部分	保険証券記載の敷地内に所在する被保険者が一部を占有する建物または構築物のうち、他人が占有する部分

第2条（自動補償）

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券に記載のない追加敷地内（*1）を取得した場合は、当会社は、保険契約者がその追加敷地内（*1）を取得した日から、その追加敷地内（*1）を保険証券記載の敷地内とみなして、普通保険約款休業補償条項およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

（*1）包括・精算に関する特約（期末精算方式）または包括・精算に関する特約（都度精算・小規模物件不精算方式）が付帯される契約の場合において、これらの特約において保険証券に保険の対象に関する条件が記載されているときは、その条件に該当する敷地内に限ります。これらの特約が付帯されない契約の場合は、保険証券記載の条件に該当する敷地内に限ります。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

営業継続費用不担保特約

第1条（費用保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（3）の規定にかかわらず、営業継続費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

電氣的・機械的事故「ユーティリティ設備限定方式」特約（休業条項用）

第1条（保険の対象）

（1）電氣的事故または機械的事故（*1）における保険の対象は、普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）およびこれに付帯された他の特約の規定により保険の対象となる物のうち、別表1または別表2に規定する機械、機械設備または装置とします。ただし、普通保険約款休業補償条項第2条（1）③に規定するユーティリティ設備（*2）は、保険証券の「補償の内容（ユーティリティ設備）」欄に「○」が付されている場合に限り、保険の対象に含まれます。

(2) 普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）（4）またはこれに付帯された他の特約の規定により保険の対象に含まれない物のほか、次に規定する物は、（1）の保険の対象に含まれません。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類、X線管。ただし、エレベータのワイヤロープ、立体駐車場装置のチェーン、光学機器のレンズ、プリズム、反射鏡もしくはスクリーンガラスまたは集中制御装置、通信機もしくは電子計算機の管球類は保険の対象に含まれます。
 - ② 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、蒸気タービン装置もしくは水力発電装置の潤滑油もしくは操作油、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は保険の対象に含まれます。
 - ③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
 - ④ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
 - ⑤ 炉壁。ただし、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。
 - ⑥ 基礎（*3）
 - ⑦ ガスタービン装置
 - ⑧ 蒸気タービン装置
 - ⑨ 試験用または実験用の変電設備
 - ⑩ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
 - ⑪ コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製（*4）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
 - ⑫ 可搬式、移動式の事務用機器
 - ⑬ 電気事業者の変電設備
 - ⑭ 地域冷暖房設備
 - ⑮ 放送局の放送設備
 - ⑯ 別表1もしくは別表2に規定していない機械、機械設備もしくは装置または⑦から⑮までに規定する機械、機械設備もしくは装置に付属する電気設備（*5）、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトもしくは配管またはこれらの機器相互間の配線・配管
- （*1）普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（1）⑨に規定する電氣的事故または機械的の事故をいいます。
- （*2）普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）（2）および（3）の規定によりユーティリティ設備に含まれる物を含みます。
- （*3）基礎には、アンカーボルトを含みます。
- （*4）陶磁器製には、磚子および磚管は含まれません。
- （*5）電気設備には、制御装置を含みます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表１ 工場物件に該当する敷地内に設置される次の機械、機械設備または装置

設 備 名 称	機械、機械設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用または配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
集中制御装置	受変電用または機械、機械設備もしくは装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
情報処理装置・事務用機器	据置型パーソナルコンピュータ、コピー機、OAプリンタ、据置型ワードプロセッサ、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ等
ボイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管等
用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水槽、配管等
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等
エア供給・ガス供給設備	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等
消火設備	ポンプ、スプリンクラヘッド、タンク、水槽、配管等
冷凍設備	冷凍機、冷却器、冷却塔、ポンプ、配管等
排水処理設備	曝気・凝集・沈殿槽、中和・調整槽、ろ過機、還元・攪拌槽、シックナ、圧縮機、ポンプ、配管等
ボイラ設備	ボイラ

別表2 一般物件、倉庫物件または住宅物件に該当する建物に付帯される次の機械、機械設備または装置

設 備 名 称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、小荷物専用昇降機等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫・冷凍庫(*1)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメイキングマシン、熱風消毒設備、小荷物専用昇降設備等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

(*1) 冷凍庫には、冷凍機を含みます。

代位求償権不行使特約（休業条項用・不行使先記名式）

第1条（代位求償を行わない場合）

普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、損失または営業継続費用が生じたことにより被保険者が法人（*1）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行行使しないものとします。ただし、当会社が保険金を支払うべき損失または営業継続費用が法人（*1）の理事、取締役またはその法人（*1）の業務を執行するその他の機関の故意または重大な過失によって生じた場合は、その権利を行行使することができます。

（*1）法人とは、保険証券記載の法人をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険金支払対象期間の終期に関する特約

第1条（保険金支払対象期間）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款休業補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
休業補償条項別表ア.、イ.、ウ.、エ. およびオ.	その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時までの期間	その事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した時までの期間。ただし、保険の対象を、事故発生直前の状態に復旧するために通常有すると認められる期間を超えないものとします。
休業補償条項別表カ.	その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時までの期間	電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給または中継の中断または障害が終了した時までの期間

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

敷地外物件補償特約（水災不担保）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「休業補償条項」の「補償の内容（占有物件、隣接物件）」欄に「○」を付した事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた（2）に規定する損失に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	ア．火災 イ．落雷 ウ．破裂または爆発
②	ア．風災 イ．雹災 ウ．雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難

(2) (1) に規定する事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発（*1）によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*2）、雹災または雪災（*3）によって保険の対象に損害（*4）が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備（*5）に生じた事故または保険証券記載の供給者または受入者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、②の喪失利益および収益減少防止費用または給排水設備（*5）自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動（*6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑤	車両の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突または接触によって保険の対象（*7）に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*8)または普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*9)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 車両の衝突等
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*10)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

(3) 当会社は、(1) に規定する事故のうち、この特約で補償される事故によって保険の対象について損害が生じたことによって生じた営業継続費用に対して、被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、第4条（支払保険金の計算）(3) に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*6) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*7) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。

(*8) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。

(*9) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、保険証券においてこの特約の対象とされている敷地内に所在する供給者または受入者が占有する物件とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損失(*1)および営業継続費用(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) 第1条（この特約の補償内容）(1) ②に規定する事故が発生した場合は、普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ③のただし書の規定は適用しません。

(※1) 普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1)②に規定する損失および営業継続費用を除きます。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、普通保険約款休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(1) および (2) の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、同条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)	保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額	保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額
	保険証券記載の免責金額	保険証券記載の供給者または受入者ごとの免責金額

また、この特約における保険金支払対象期間は、第1条（この特約の補償内容）に規定する事故ごとに、保険証券記載の保険金支払対象期間の「ア. からウ. まで」をそれぞれ適用します。

(2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容）(3) に規定する営業継続費用に対して、営業継続費用保険金として、次の算式により算出した額を支払います。ただし、その額が保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を営業継続費用保険金として支払います。

$$\boxed{\text{営業継続費用の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の供給者または受入者ごとの免責金額}} = \boxed{\text{営業継続費用保険金の額}}$$

(3) 当会社は、(1) に規定する損害保険金または (2) に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2) ⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(4) 同一の事故により複数の供給者または受入者が損害を受けた場合でも、当社が支払うべき損害保険金または営業継続費用保険金の額は、それぞれ保険証券記載の支払限度額を上限とします。

第5条（他の特約を付帯した場合の特則）

この特約を付帯した保険契約に営業継続費用不担保特約を付帯した場合は、第1条（この特約の補償内容）(3) の規定にかかわらず、当会社は、営業継続費用保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

敷地外物件補償特約（水災補償）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「休業補償条項」の「補償の内容（占有物件、隣接物件）」欄に「○」を付した事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた（2）に規定する損失に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	ア．火災 イ．落雷 ウ．破裂または爆発
②	ア．風災 イ．雹災 ウ．雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災

(2) (1) に規定する事故によって第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発（*1）によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（*2）、雹災または雪災（*3）によって保険の対象に損害（*4）が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備（*5）に生じた事故または保険証券記載の供給者または受入者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用または給排水設備（*5）自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動（*6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

⑤	車両の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突または接触によって保険の対象(*7)に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*8)または普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*9)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 車両の衝突等 オ. 水災
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*10)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*9)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

(3) 当会社は、(1) に規定する事故のうち、この特約で補償される事故によって保険の対象について損害が生じたことによって生じた営業継続費用に対して、被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、第4条（支払保険金の計算）(3) に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*6) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*7) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。

(*8) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。

(*9) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、保険証券においてこの特約の対象とされている敷地内に所在

する供給者または受入者が占有する物件とします。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損失（*1）および営業継続費用（*1）に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第1条（この特約の補償内容）(1) ②に規定する事故が発生した場合は、普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ③のただし書の規定は適用しません。
- （*1）普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ②に規定する損失および営業継続費用を除きます。

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(1) および (2) の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、同条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)	保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額	保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額
	保険証券記載の免責金額	保険証券記載の供給者または受入者ごとの免責金額

また、この特約における保険金支払対象期間は、第1条（この特約の補償内容）に規定する事故ごとに、保険証券記載の保険金支払対象期間のア. からエ. まではそれぞれ適用します。

- (2) 当社は、第1条（この特約の補償内容）(3) に規定する営業継続費用に対して、営業継続費用保険金として、次の算式により算出した額を支払います。ただし、その額が保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を超える場合は、保険証券記載の支払限度額に各々の供給者または受入者にかかる保険証券記載の支払限度率を乗じた額を営業継続費用保険金として支払います。

営業継続費用の額	－	保険証券記載の供給者または受入者ごとの免責金額	=	営業継続費用保険金の額
----------	---	-------------------------	---	-------------

- (3) 当社は、(1) に規定する損害保険金または (2) に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2) ⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。
- (4) 同一の事故により複数の供給者または受入者が損害を受けた場合でも、当社が支払うべき損害保険金または営業継続費用保険金の額は、それぞれ保険証券記載の支払限度額を上限とします。

第5条（他の特約を付帯した場合の特則）

この特約を付帯した保険契約に営業継続費用不担保特約を付帯した場合は、第1条（この特約の補償内容）（3）の規定にかかわらず、当会社は、営業継続費用保険金を支払いません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

食中毒利益補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時までの期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、被保険者に損害保険金を支払います。この場合において、下表の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、下表の事故が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。

①	第3条（保険の対象）に規定する保険の対象における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限ります。
②	第3条に規定する保険の対象において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限ります。
③	①または②の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による第3条に規定する保険の対象の営業の禁止、停止その他の処置

(2) 当会社は、第5条（支払保険金の計算）（3）に規定する費用に対して、被保険者に請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

第3条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、保険証券においてこの特約の対象とされている下表の財物とします。

①	被保険者が全部または一部を占有する建物または構築物のうち被保険者が占有する部分
②	①以外の被保険者が占有する物

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）に規定する損失（*1）に加え、下表のいずれかに該当する事由によって生じた第2条（この特約の補償内容）の損失に対しては、保険金を支払いません。

①	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*2)、落石等の水災
②	脅迫行為

(*1) 普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）(1) ③に規定する損失を除きます。

(*2) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 第2条（この特約の補償内容）に規定する損失の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とします。この場合において、喪失利益の額および収益減少防止費用の額は、次の①および②に規定する額とします。

$$\boxed{\text{喪失利益の額}} + \boxed{\text{収益減少防止費用の額}} = \boxed{\text{損失の額}}$$

① 喪失利益の額

$$\boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)}} = \boxed{\text{喪失利益の額}}$$

ただし、収益減少額については、下表に規定する事由によって増加した額を差し引きます。

ア.	滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部分の修理に伴い、必要となった他の部分の交換(*2)
イ.	模様替えまたは改良
ウ.	保険の対象に滅失、損傷もしくは汚損または盗難が生じていない場合において、保険の対象の使用を阻害する他物の除去

また、保険金支払対象期間内に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額を、上記算式によって算出した額から差し引くものとします。

$$\boxed{\text{支出を免れた経常費}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)}}}{\boxed{\text{この特約の保険の対象の利益率}}} = \boxed{\text{差し引く額}}$$

② 収益減少防止費用の額

$$\boxed{\text{保険金支払対象期間内の収益減少防止費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)}}}{\boxed{\text{この特約の保険の対象の利益率}}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の額}}$$

ただし、収益減少防止費用の額は、次の算式によって算出した収益減少防止費用の限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{収益減少防止費用の支出により免れた営業収益の減少額}} \times \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)}} = \boxed{\text{収益減少防止費用の限度額}}$$

(2) 当社は、次の①または②の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、その額が保険証券記載のこの特約の支払限度額を超える場合は、その支払限度額を損害保険金として支払います。

- ① この特約の保険金額が、事故発生直前12か月間のこの特約の保険の対象の営業収益に保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)を乗じた額の80%に相当する額以上の場合

$$\boxed{(1) \text{に規定する損失の額}} - \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ② この特約の保険金額が、事故発生直前12か月間のこの特約の保険の対象の営業収益に保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)を乗じた額の80%に相当する額より低い場合

$$\left[\boxed{(1) \text{に規定する損失の額}} - \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の免責金額}} \right] \times \frac{\boxed{\text{この特約の保険金額}}}{\boxed{\text{事故発生直前12か月間のこの特約の保険の対象の営業収益}} \times \boxed{\text{保険証券記載のこの特約の約定支払割合(*1)}} \times \boxed{80\%}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (3) 当社は、(2) に規定する損害保険金が支払われる場合に、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2) ⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(*1) 保険証券記載のこの特約の約定支払割合がこの特約の保険の対象の利益率を超える場合は、その利益率とします。

(*2) 滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けた部品の交換品が製造中止等で入手できないことに伴い、滅失、損傷もしくは汚損または盗難を受けていないその他の部品を交換することを含みます。

第6条（自動補償の一部不適用）

この特約と損失および営業継続費用の自動補償に関する特約を付帯した場合において、保険契約者が同特約第2条（自動補償）に規定する追加敷地内を取得したときは、同条の規定にかかわらず、その追加敷地内に所在するこの特約の保険の対象において発生した第2条（この特約の補償内容）に規定する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対しては、当社は、損害保険金を支払いません。

第7条（他の費用保険金との関係）

当社は、第2条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金を支払う場合であっても、普通保険約款休業補償条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

管理車両衝突危険等補償特約（休業条項用）

第 1 条（この特約の補償内容）

この特約を付帯した場合は、普通保険約款休業補償条項第 4 条（保険金をお支払いしない場合）
(1) ②の規定を適用しません。

第 2 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

テロ危険不担保特約（休業条項用）

第 1 条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する事由によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失(*1)および営業継続費用(*1)に対しては、保険金を支払いません。

①	テロ行為
②	テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

(2) (1) のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為(*2)または破壊行為(*3)をいいます。

- (*1) 損失および営業継続費用には、(1) ①または②の事由がなければ発生または拡大しなかった損失および営業継続費用を含みます。
- (*2) 暴力的行為には、示威行為、脅迫行為および生物兵器、化学兵器等を用いた加害行為を含みます。
- (*3) 破壊行為には、データ等を破壊する行為を含みます。

第 2 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

サイバー攻撃による事故の補償限定特約（休業条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。
	① サイバー攻撃により生じた事象
	② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア. およびイ. を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア. からウ. までは除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（*1）をいい、次の行為を含みます。
	① コンピュータシステムへの不正アクセス
	② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
	③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（*2）
	④ コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
（*1）正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為には、正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。 （*2）インストールには、他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。	
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、サイバーインシデントによって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失（*1）および被保険者に生じた営業継続費用（*1）に対しては、保険金を支払いません。ただし、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、この規定は適用しません。

①	サイバー攻撃によらずに生じた損失および営業継続費用
②	サイバー攻撃の結果として、普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（1）①ア. に規定する火災または同項①ウ. に規定する破裂もしくは爆発によって次のいずれかの保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた営業継続費用 ア. 普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）（1）①に規定する占有物件 イ. 普通保険約款休業補償条項第2条（1）②に規定する隣接物件

（*1）損失および営業継続費用には、サイバーインシデントがなければ発生または拡大しなかった損失および営業継続費用を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

安定化処置費用補償特約（休業条項用）

第1条（この特約の補償内容）

（1）当会社は、保険証券の「休業補償条項」の「補償の内容（占有物件、隣接物件）」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用（*1）に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

（2）この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	普通保険約款休業補償条項に規定する保険の対象（*2）で被保険者が所有するものに生じる同条項第1条（この条項の補償内容）（1）に規定する事故による損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	普通保険約款休業補償条項に規定する保険の対象（*2）で被保険者が所有するもののうち、損害が生じた保険の対象（*2）のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当会社が指定するものが行う処置であること。

（3）安定化処置費用（*1）には、保険の対象（*2）で被保険者が所有するものを損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。

（4）安定化処置費用（*1）の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（1）の損害保険金
②	普通保険約款休業補償条項第1条（3）または（4）の費用保険金
③	この保険契約に普通保険約款財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）（1）の損害保険金
④	この保険契約に普通保険約款財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（3）または（4）の費用保険金
⑤	この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同特約第1条（この特約の補償内容）の安定化処置費用保険金

（*1）安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

（*2）保険の対象には、普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）（1）③に規定するユーティリティ設備は含みません。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(*2)または被保険者に生じた営業継続費用(*3)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）、同条項第5条（保険金をお支払いしない場合－給排水設備事故の水濡れ等）または同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的事故または機械的事故・その他偶然な破損事故等）
②	普通保険約款基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）
③	普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）（2）
④	普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）（3）、同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）（3）または同節第5条（重大事由による保険契約の解除）（2）
⑤	普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）①または同節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（3）の表の①
⑥	普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）（2）

(*1) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 損失とは、普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（2）に規定する損失をいいます。

(*3) 営業継続費用とは、普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）（3）に規定する営業継続費用をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。

(2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当会社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

(*1) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

(*1) 他の保険契約等とは、この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) 支払責任額とは、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*3) 安定化処置費用とは、安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

作業の内容または使用もしくは収容される危険品に変更があった場合の通知について

ご契約時にお渡ししている重要事項説明書の中で、「通知義務」についてご説明しています。その項目において、「建物または屋外設備装置内で行われる作業の内容、規模またはその作業に使用する危険品の種類」および「貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類」を通知事項として記載していますが、これらの事項について、弊社に通知いただく必要がある場合は、具体的には次のとおりです。

1. 保険証券記載の建物または屋外設備装置内で行われる作業の内容またはその作業に使用する危険品の全部もしくは一部に変更があった場合（休止中の作業を開始したときを含みます。）。この規定は、工業上の作業を行う建物および屋外設備装置ならびに次の用途に使用される建物および屋外設備装置を保険の対象とする場合に適用されます。
- ・ 動力室

・ 開梱場、荷造場（同一敷地内で工業上の作業と一貫して行われる開梱、荷造等の作業を行う場合）

・ 研究室、実験室、分析室、検査室

・ パイロットプラント（試験工場）

・ 洗浄場（同一敷地内で使用されるびん、かん、その他の容器、機械、器具、工具等の洗浄を行う場合）
2. 貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ等に収容される危険品の種類に変更があった場合。この規定は、貯蔵倉庫、貯蔵用タンク・サイロ（付属上屋および地下タンク室を含みます。）もしくはこれらの物件の収容動産または野積の動産を保険の対象とする契約において、これらの動産について適用されます。詳細は次のとおりです。
- ・ 普通品のみを納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表のA級、B級または特別危険品を納置したときは、当会社はその旨を通知してください。

・ A級危険品を納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表のB級または特別危険品を納置したときは、当会社はその旨を通知してください。

・ B級危険品を納置する場合で、この契約の期間中、危険品級別表の特別危険品を納置したときは、当会社はその旨を通知してください。

危険品級別表

表 1	
分類	級別
引火性液体 常温、常圧において液状を示す物質でタグ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの	A級危険品 弱引火性液体 1) 引火点 70℃以上 200℃未満の液体 2) 引火点 200℃以上 250℃未満の動植物油類 (1) 鉱物油類：重油 3 種、潤滑油 等 (2) 化学品：アニリン、ドデカン 等 (3) 混合物：印刷用インキ、油性塗料 等 (4) 動植物油類：はっか油、芳油等

引火性固体 常圧、40℃以下において固体の物質でセタ密閉式試験法によって引火点が測定されるもの	弱引火性固体 1) 引火点 100℃未満の固体 2) 引火点 100℃以上で発熱量 34KJ/g以上の固体 (1) 鉱物油類：アスファルト、鉱ろう 等 (2) 化学品：ステアリン酸、エイコサン 等 (3) 動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂 等
酸化性固体 物質内に酸素を有する無機不燃性固体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し、時に爆発するもの	酸化性固体 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリウム 等
易燃性固体 比較的低温で着火し易く燃焼速度が大きい有機固体、水と接触し水素を発生する金属類及び高発熱量で燃焼しやすい合成樹脂類等	低易燃性固体 着火性の低い有機可燃固体であるが一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体 (1) 繊維・紙類：鉄帯（線）締め綿花、麻類 等 (2) 粉末類：炭素粉末、ポリエチレン粉末 等 (3) その他：フォームスチレン 等

表 2

分類 \ 級別	B 級危険品
ガス 常温、常圧においてガス状を示す物質で支燃性・酸化性・可燃性のいずれかの性質を有するもの	支燃性／酸化性／弱燃性ガス 可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス 塩素、酸素、フッ素 等
引火性液体 表 1 のとおり	中引火性液体 引火点 21℃以上 70℃未満の液体 (1) 鉱物油類：重油 1 種・2 種、灯油、軽油 等 (2) 化学品：デカン、クメン、スチレン 等 (3) 混合物：ワニス、エナメル、シンナー 等 (4) 動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油 等
酸化性液体 物質内に酸素を有する無機不燃性液体で可燃物と混触発火し激しく燃焼し時に爆発するもの	強酸化性液体 可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こし易い不安定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸 等
酸化性固体 表 1 のとおり	強酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で分解のおそれがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体 硝酸バリウム、硝酸マンガン 等

発火性・禁水性物質 空気中で、または水と接触し発火するか、または水と接触し可燃性ガスを発生させる還元性の液体または固体	発火性・禁水性物質 自己の還元力による自然発火の可能性は低い、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン 等
爆発性物質 物質内に酸素を有する可燃性物質で加熱、衝撃により急激に発熱・分解し、またある条件では爆轟する熱的に不安定な液体または固体	反応性物質 自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質 緩燃導火線 等
易燃性固体 表 1 のとおり	中易燃性固体 水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量ともに高く、着火すると消火が困難になる固体 (1) 繊維・紙類：綿花、ぼろ、屑物類、油紙、油布 等 (2) 金属粉末：亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末 等

表 3

分類	特別危険品
ガス 表 2 のとおり	可燃性ガス それ自体が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素 等
引火性液体 表 1 のとおり	強引火性液体 引火点 21℃未満の液体 (1) 鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油 等 (2) 化学品：アセトン、シクロペンタン 等 (3) 混合物：ラッカー、合成樹脂塗料 等
酸化性固体 表 1 のとおり	激酸化性固体 加熱・衝撃に敏感で発火のおそれがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体 塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム 等
発火性・禁水性物質 表 2 のとおり	強発火性・禁水性物質 自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 (1) 活性金属：リチウム、ナトリウム、カリウム 等 (2) カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム 等 (3) その他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム 等

爆発性物質 表 2 のとおり	高反応性物質
	爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質
	(1) 火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット 等 (2) 化学品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸 等 (3) その他：セルロイド 等
易燃性固体 表 1 のとおり	高易燃性固体
	摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体
	(1) 金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ジルコニウム粉末 等 (2) その他：硫黄、赤リン 等

(注) 本表記載の物質名は例示です。本表以外の物質の危険品級別については危険品級別表に基づき判定されます。危険品級別表については、弊社までお問い合わせください。

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

保険金のお支払条件、その他この保険の詳しい内容はご契約の代理店または弊社にお問い合わせください。

● 事故受付サービス ●

東京海上日動のサービス体制なら安心です
—24時間365日のサポート体制—

東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110**
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

●火災鑑定人休日急行サービス（休日 午前9時～午後6時）

休日に火災事故が発生した際、鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

お問い合わせ先

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp